

**雲南市地域防災計画
(原子力災害対策編)
附属資料**

令和7年6月

島根県雲南市

雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）附属資料 目次

1 発電所に関する資料	
1-1-1 発電所の施設概要	1
1-2-1 発電所のプラント図	2
2 社会環境に関する資料	
2-1-1 雲南市におけるUPZ圏内の人口、世帯数等	3
2-1-2 宿泊施設の状況	4
2-1-3 観光客数の状況	4
2-1-4 外国人住民人口の状況	4
2-2-1 主要道路の現況	5
2-2-2 鉄道の現況	6
2-2-3 空港の現況	7
2-3-1 学校施設の状況	8
2-3-2 社会福祉施設の状況	9
2-3-3 病院及び診療所の状況	10
(1) 病院	10
(2) 診療所	10
2-4-1 原子力災害医療体制の整備	11
2-4-2 関係医療機関一覧	12
3 防護措置の判断に関する資料	
3-1-1 発電所の気象状況	13
(1) 温度、湿度、降雨量及び大気安定度出現頻度	13
(2) 風向出現頻度及び風向別平均風速	14
風配図	17
3-1-2 周辺地域の気象状況	20
(1) 気温の平均[℃]	20
(2) 相対湿度[%]	20
(3) 日照時間[h]	20
(4) 降水量[mm]	20
(5) 風向別出現頻度	21
風向別出現頻度分布図	25
図1-1 松江地方気象台	26
図1-2 鹿島地域気象観測所	27
図1-3 出雲地域気象観測所	28
図1-4 雲南（掛合）地域気象観測所	29
3-1-3 気象・海象観測機材	30
(1) 気象観測機材	30
(2) 海象観測機材	30

3-2-1	平常時体制及び監視強化段階におけるモニタリング地点マップ	31
3-3-1	緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制	32
3-3-2	島根県原子力環境センターの概要(島根県モニタリング本部)	33
3-3-3	島根県環境放射線情報システム管理運営要領(抄)	34
3-3-4	島根県環境放射線情報システムにおける警報機能及び警報発生時の措置要項(抄)	34
3-4-1	環境放射線測定地点図	36
3-4-2	環境放射線測定計画(令和6年度)	39
	(1) 空間放射線の測定	39
	(2) 地表面における人工放射能の測定	39
	(3) 環境試料中の放射性核種の分析	40
	(4) 測定法及び測定器	42
3-4-3	環境放射線測定結果(令和元年度)	43
3-4-4	島根原子力発電所環境放射線等の測定並びに測定結果の公表等に関する要綱(抄)	44
3-5-1	給水状況	45
	(1) 水源	45
	(2) 浄水施設	45
	水源地点及び給水区域	46
3-6-1	農林水産物の生産及び出荷状況	47
	(1) 農産物	47
	① 農産物の生産	47
	② 農産物の主要な出荷ルート	47
	(2) 畜産物	48
	① 家畜飼養頭羽数及び生乳生産量	48
	② 畜産物の主要な流通ルート	49
4	防護資機材等に関する資料	
4-1-1	防災資機材の備蓄・配備状況	51
4-1-2	安定ヨウ素剤の備蓄状況	58
4-2-1	車両の状況	59
	(1) 乗合自動車・貸切旅客自動車保有台数等	59
	(2) 自衛隊輸送能力	64
4-2-2	船舶及び航空機の状況	65
	(1) 海上保安庁所属の船舶及び航空機	65
	(2) 県所属の船舶及び航空機	66
4-2-3	飛行場外離着陸場	67
5	緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料	
5-1-1	緊急時通信連絡体制	72
	(1) 国・県専用回線連絡	72
	(2) TV会議システム接続可能先	73

(3) 中国電力(株)通信施設	73
(4) 島根県防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク系統図	74
5-1-2 雲南市災害対策本部組織図	75
5-1-3 島根原子力発電所原子力防災組織図	76
5-1-4 島根県原子力防災センター(オフサイトセンター)組織図及び配置図	77
5-2-1 安全協定第10条第1項に基づく連絡・通報基準	80
5-2-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準	81
5-2-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準	81
各種通報様式	82
6 避難に関する資料	
6-1-1 住民広報体制の状況	91
(1) 雲南市の住民広報体制	91
(2) 災害時における放送要請に関する協定	92
6-2-1 福祉車両の状況	95
6-3-1 消防職員数・消防整備体制	96
(1) 消防職員数	96
(2) 消防力の整備指針と現有消防力	96
6-3-2 消防団員数・車両数	97
(1) 雲南市消防団の団員数の状況	97
(2) 車両関係	97
7 その他	
7-1-1 島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の 安全確保等に関する協定	98
7-1-2 島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の 安全確保等に関する協定の運営要綱	103
7-1-3 島根原子力発電所周辺災害対策区画図	109
7-2-1 原子力災害時の相互応援に関する協定	110
7-2-2 原子力災害時の相互応援協定に関する協定資料	113
(1) 原子力災害時の相互応援に関する協定事務フロー	113
(2) 原子力災害時の相互応援に関する協定応援主管道県への要請連絡票	114
7-3-1 原子力防災関係機関連絡窓口一覧	115

注) 雲南市地域防災計画(原子力災害対策編)に定める原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は、島根原子力発電所1号炉と2号炉で異なるが、本書における区域は、2号炉を対象としたものとする。

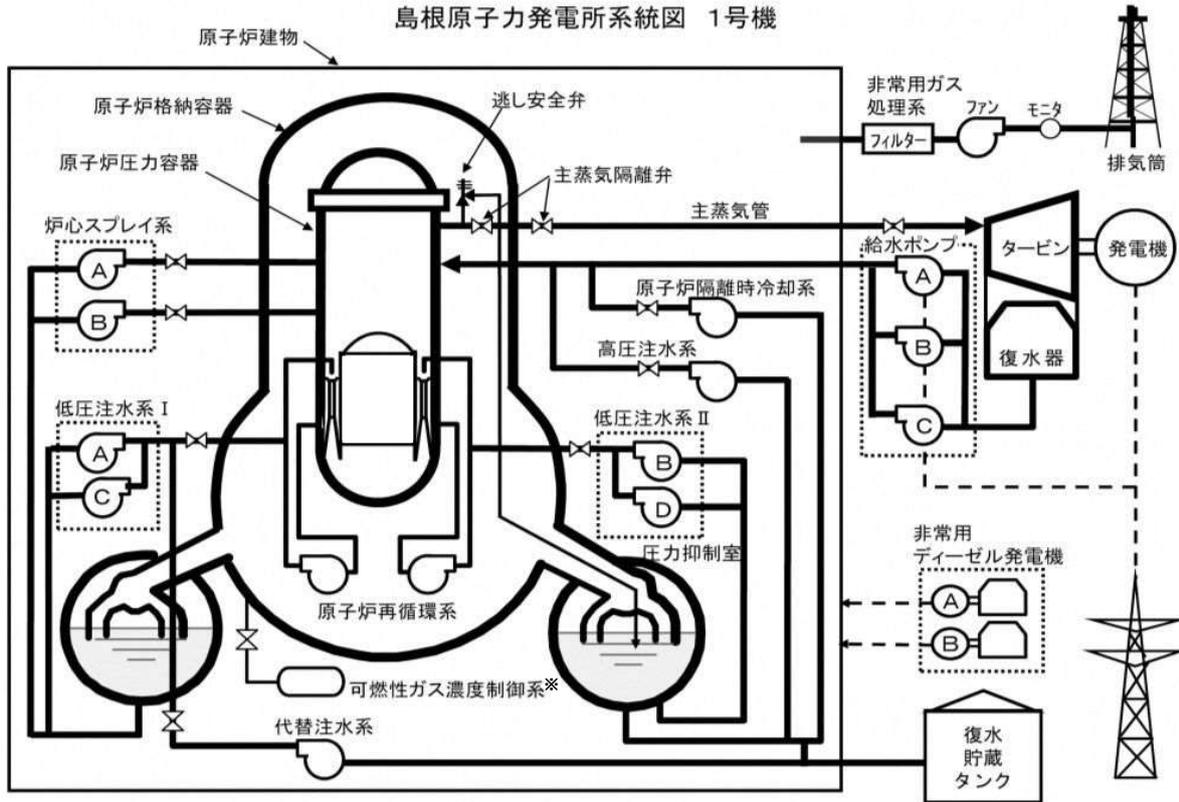
1 発電所に関する資料

1-1-1 発電所の施設概要

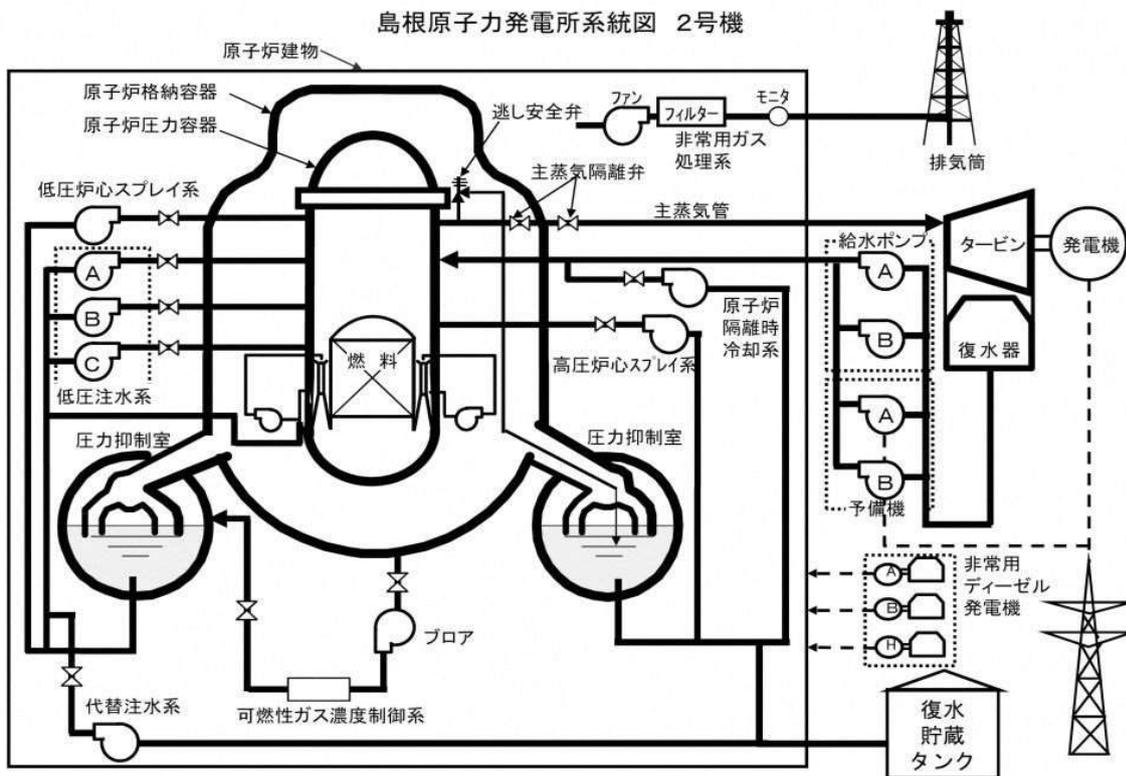
資料：中国電力（株）

		1号機（廃止措置中）	2号機	
所在地		島根県松江市鹿島町片匂654-1		
営業運転開始		1974年3月29日	1989年2月10日	
電気出力		46万キロワット	82万キロワット	
原子炉	型式	沸とう水型	同左	
	熱出力	約138万キロワット	約244万キロワット	
	圧力	6.93メガパスカル	同左	
	温度	286℃	同左	
	燃料	濃縮度	3.6wt%（取替燃料）	3.7wt%（取替燃料）
		燃料集合体	400体	560体
		ウラン重量	約68トン	約97トン
		（全炉心）		
	制御棒	97本	137本	
	圧力容器（寸法）	内径4.8m×高さ19m×厚さ12cm	内径5.6m×高さ21m×厚さ14cm	
原子炉格納容器		フラスコ型	まほうびん型	
タービン	出力	46.6万キロワット	82万キロワット	
	回転数	1,800回転/分	同左	
	流量	2,450トン/時	4,614トン/時	
発電機	容量	52万キロボルトアンペア	87万キロボルトアンペア	
	電圧	18,000ボルト	15,500ボルト	
送電線		22万ボルト2回線（共用1ルート）		

※ 1号機は平成27年4月30日営業運転終了、平成29年4月19日廃止措置計画認可、同7月28日廃止措置着手



※廃止措置作業に伴い撤去



2 社会環境に関する資料

2-1-1 雲南市におけるUPZ圏内の人口、世帯数等

(R6.12月末現在)

市名	町名	地区名	世帯数	人口(人)			年齢構成別人口(再掲)							在宅避難行動要支援者数	発電所からの		備考
				男	女	計	0~2	3~6	7~12	13~18	19~39	40~64	65~		方位	距離(km)	
雲南市	大東町	だいとう 大東	1,291	1,604	1,699	3,303	62	88	163	186	608	1,024	1,172	99	南	22.1	
		はるえ 春殖	690	949	995	1,944	23	43	97	124	262	611	784	112	南南西~南	18.5	
		はたや 幡屋	449	624	652	1,276	16	31	57	73	164	386	549	51	南南西~南	19.0	
		さき 佐世	490	701	717	1,418	20	33	73	74	181	435	602	49	南南西~南	24.2	
		あよう 阿用	394	575	556	1,131	22	34	66	62	170	321	456	35	南	24.8	
		くの 久野	192	222	228	450	7	5	10	9	62	121	236	16	南~南南東	29.3	
		うしお 海潮	545	669	705	1,374	9	27	52	62	184	377	663	89	南~南南東	18.8	
	しおた 塩田	50	54	59	113	0	0	2	3	13	27	68	18	南~南南東	25.8		
	加茂町	かも 加茂	2,123	2,700	2,914	5,614	89	155	301	294	933	1,713	2,129	236	南南西	19.8	
	木次町	きすき 木次	1,219	1,369	1,486	2,855	51	70	149	186	486	888	1,025	105	南南西	29.0	
		ひい 斐伊	932	1,210	1,269	2,479	47	99	158	160	509	782	724	43	南南西	25.8	
		ひのほり 日登	507	625	693	1,318	15	33	76	53	157	370	614	54	南南西~南	27.2	
	三刀屋町	にしひのほり 西日登	310	418	399	817	4	14	19	35	112	249	384	58	南南西~南	29.9	
		みとや 三刀屋	1,002	1,032	1,233	2,265	40	48	104	145	400	728	800	51	南南西	27.8	
			いちみや 一宮	673	911	905	1,816	23	52	100	106	268	583	684	36	南南西	26.2
合計			10,867	13,663	14,510	28,173	428	732	1,427	1,572	4,509	8,615	10,890	1,052			

2-1-2 宿泊施設の状況

令和7年1月現在

市名	所在地	施設区分	施設名	施設数	宿泊可能数	位置		備考
						方位	距離	
雲南市	大東町中湯石	温泉宿	海潮荘	1	69	南	24	
	大東町大東	旅館	村上旅館	1	20	南南西～南	24	
	大東町上久野	コテージ	かみくの桃源郷	1	20	南	30超	
	木次町木次	旅館	天野館	1	40	南南西	29	
	木次町木次	旅館	松江館	1	16	南南西	29	
	木次町木次	旅館	梅木旅館	1	30	南南西	29	
	木次町西日登	コテージ	木次健康の森	1	42	南南西	30超	
	三刀屋町三刀屋	ホテル	ホテル上代	1	40	南南西	29	
	三刀屋町給下	コテージ・管理棟	峯寺遊山荘	1	21	南南西	28	
合計				9	298			

2-1-3 周辺地域の観光客数の状況

資料：令和5年島根県観光動態調査
(単位：人)

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
雲南市	入込客延べ数	50,566	53,421	89,570	175,314	102,656	75,460	83,155	109,645	79,819	93,676	94,384	64,895	1,072,561
	宿泊客延べ数	984	1,190	2,038	2,289	3,434	2,146	3,514	3,191	2,810	2,626	2,562	1,634	28,418
	外国人宿泊客延べ数	0	0	0	64	18	7	10	2	29	8	7	9	154

2-1-4 周辺地域の外国人住民人口状況

(R6.12月末現在)
(単位：人)

市名	総数	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	韓国 朝鮮	バングラ デシュ	米国	インド ネシア	インド	タイ	その他
雲南市	275	1	47	77	37	26	12	19	0	13	21	0	2	20

2-2-1 主要道路の現況

資料：県（道路維持課）
(R6.4.1現在)

区分	路線名	延長 (km)	起終点	改良済区間		未改良区間	区間
				車巾5.5m以上 (km)	率(%)	車巾3.5m未満 (km)	
国道	9号※	80.7	京都市～ 下関市	80.7	100	0.0	県境～出雲市
	54号	41.6	広島市～ 松江市	41.6	100	0.0	宍道町～雲南市掛合町
	431号	71.8	出雲市～ 米子市	67.9	94.5	0.0	出雲市～美保関町
	432号	69.7	竹原市～ 松江市	65.5	93.9	0.7	奥出雲町～松江市
主要 地方 道	松江島根線	15.3	松江市～ 島根町	14.9	97.4	0.1	
	松江木次線	27.1	松江市～ 木次町	27.0	99.8	0.0	
	安来伯太日南線	26.2	安来市～ 日南町	23.4	89.1	0.0	
	安来木次線	48.0	安来市～ 木次町	43.6	90.8	0.8	
	松江鹿島美保関線	46.9	松江市～ 美保関町	36.1	76.9	1.1	
一 般 県 道	講武古江線	9.6	鹿島町～ 松江市	8.1	83.8	0.0	
	御津東生馬線	6.2	鹿島町～ 松江市	5.8	93.6	0.0	
	大野魚瀬恵曇線	16.7	松江市～ 鹿島町	7.0	41.6	5.3	交通不能区間4.4km
国 道	431号	22.2	境港市～ 米子市	22.2	100	0.0	境水道大橋含む

※バイパスは含まない
旧道、新道は含まない

2-2-2 鉄道の現況

資料：西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、一畑電車株式会社
(R7.1.1現在)

区分	路線名	区間	輸送能力 (人/時)	備考
西日本旅客鉄道 株式会社中国統括本部	山陰本線	松江駅～出雲市駅	400～1,000人	
		松江駅～米子駅	400～1,000人	
	木次線	宍道駅～木次駅 木次駅～出雲横田駅	100～200人 100～200人	
一畑電車株式会社	北松江線	松江しんじ湖温泉駅～出雲市駅	300～800人 100～500人	

2-2-3 空港の現況

空港（出雲・米子）

資料：県（港湾空港課）

R7.1.1現在

空港名	所在地	総面積	標点位置	着陸帯	滑走路	誘導路	エプロン	備考
出雲空港	出雲市斐川町沖洲	566,341m ²	N35° 24' 49" E132° 53' 24"	2,120×150m	L=2,000m W=45m	L=105m W=30m (2本)	定期用29,975m ² 小型機用5,054m ²	
米子空港 (航空自衛隊美保基地)	境港市小篠津町	3,362,000m ²	N35° 29' 36" E133° 14' 21"	2,620×300m	L=2,500m W=45m	L=4,455m W=23~34m	40,500m ²	

種別	入所・通所	施設区分	施設名	所在地	定員	方位	距離
高齢者用施設	入所	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ケアセンターきすき	木次町山方1111	60	南	26
高齢者用施設	入所	介護老人保健施設	介護老人保健施設 平成苑	三刀屋町三刀屋1294-1	50	南	29
高齢者用施設	入所	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 篠の上園	大東町中湯石88	70	南	24
高齢者用施設	入所	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム さくら苑	木次町東日登345-1	50	南	30
高齢者用施設	入所	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 笑寿苑	加茂町加茂中915	50	南西	23
高齢者用施設	入所	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 梅里苑	三刀屋町三刀屋1326-8	70	南	29
高齢者用施設	入所	地域密着型特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム さくら苑 さくらんぼの家	木次町東日登345-1	20	南	30
高齢者用施設	入所	有料老人ホーム	大東ゆりさわ	大東町中湯石82	13	南	24
高齢者用施設	入所	有料老人ホーム(特定施設)	ウエルライフ三刀屋	三刀屋町下熊谷1675-2	21	南南西	28
高齢者用施設	入所	養護老人ホーム(特定施設)	宇寿荘	加茂町加茂中928	80	南西	23
高齢者用施設	入所	認知症対応型共同生活介護	グループホーム とぎしの家	大東町東阿用83-1	9	南	26
高齢者用施設	入所	認知症対応型共同生活介護	グループホーム加茂の郷	加茂町南加茂706-4	18	南南西	24
高齢者用施設	入所	認知症対応型共同生活介護	グループホーム雲南・ゆりさわ	三刀屋町伊萱40-6	9	南南西	26
高齢者用施設	入所	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 加茂の杜	加茂町南加茂706-12	18	南南西	24
高齢者用施設	入所	認知症対応型共同生活介護	グループホームやわらぎ	木次町里方84-53	18	南南西	28
高齢者用施設	入所	認知症対応型共同生活介護	グループホーム雲水屋	大東町養賀772-1	18	南	24
障害者用施設	入所	共同生活援助(グループホーム)	きすきひまわりの家(きすきひまわりの家、きすきたんぼの家)	木次町東日登356-16	12	南南西	30
障害者用施設	入所	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム レインボーハイツ	三刀屋町古城45-6	10	南南西	29
障害者用施設	入所	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム こじょうハイツ	三刀屋町古城42-2	6	南南西	29
障害者用施設	入所	共同生活援助(グループホーム)	グループホーム はるひハイツ	木次町下熊谷1259-1	5	南南西	28
障害者用施設	入所	共同生活援助(グループホーム)	障害者グループホーム 風車の舎	大東町大東1319-14	5	南	24
高齢者用施設	通所	短期入所生活介護	短期入所施設特別養護老人ホームさくら苑	木次町東日登345-1	14	南	30
高齢者用施設	通所	短期入所生活介護	笑寿苑 短期入所	加茂町加茂中915	10	南西	23
高齢者用施設	通所	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 篠の上園	大東町中湯石88	10	南	24
高齢者用施設	通所	短期入所生活介護(ユニット)	短期入所生活介護事業所 梅里苑	三刀屋町三刀屋1326-8	8	南	29
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	木次町デイサービスセンター	木次町東日登345-1	35	南	30
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	通所介護事業所おおぎ	大東町大東1038大東健康福祉センター	30	南	24
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	デイサービス ほっと	大東町新庄283-1	30	南	24
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	ニチイケアセンターあかがわ	大東町仁和寺1918-7	34	南	23
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	加茂デイサービスセンター	加茂町宇治328	35	南	23
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	デイサービス 新庄	大東町新庄286-1	30	南	24
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	デイサービスセンターみとや	三刀屋町三刀屋1212-3	30	南	29
高齢者用施設	通所	通所介護事業所	雲南ケアセンターそよ風	木次町里方1093-119	25	南南西	26
高齢者用施設	通所	地域密着型通所介護事業所	カルチャーセンター あおぞら	大東町下阿用489	14	南	25
高齢者用施設	通所	地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター うしお湯治村	大東町中湯石459	15	南	24
高齢者用施設	通所	地域密着型通所介護事業所	デイサービスだんだん	三刀屋町伊萱40-6	15	南	26
高齢者用施設	通所	地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター あおぞらの家	大東町東阿用83-1	10	南	26
高齢者用施設	通所	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 ケアセンターきすき	木次町山方1111	25	南	26
高齢者用施設	通所	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 平成苑	三刀屋町三刀屋1294-1	10	南	29
高齢者用施設	通所	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター あおぞらの家(共用型)	大東町東阿用83-1	3	南	26
高齢者用施設	通所	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター陽だまりの家	三刀屋町三刀屋1212-3	10	南南西	29
高齢者用施設	通所	認知症対応型通所介護	デイサービス やわらぎ	木次町里方84-53	12	南南西	28
高齢者用施設	通所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護事業所 大東ゆりさわ	大東町中湯石82	29	南	23
高齢者用施設	通所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護事業所 雲南ゆりさわ	三刀屋町伊萱40-8	29	南南西	26
高齢者用施設	通所	小規模多機能型居宅介護	サンキ・ウエルビィ 小規模多機能センター雲南	三刀屋町三刀屋4-7	29	南南西	30
高齢者用施設	通所	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 桜花	木次町東日登355-9	25	南	30
高齢者用施設	通所	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム雲水屋	大東町養賀772-1	29	南	24
高齢者用施設	通所	小規模多機能型居宅介護	特定非営利活動法人ふれんど木次事業所さくらんぼ	木次町新市3	40	南南西	29
高齢者用施設	通所	小規模多機能型居宅介護	就労支援事業所しやぼん玉工房	三刀屋町古城45-6	30	南南西	29
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	ほっとらいふ雲南	木次町東日登351-5	20	南南西	30
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	きすきの里	木次町東日登351-5	20	南南西	30
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	かも社会就労センター	加茂町宇治253-1	30	南南西	24
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	生活介護事業所野の花	大東町仁和寺935-1	20	南南西	22
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	生活介護事業所 にじいろ	三刀屋町古城47-1	20	南南西	30
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	合同会社ローズマリー	木次町里方30-2	29	南南西	28
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所尺の内農園	三刀屋町三刀屋41-1	20	南南西	28
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	短期入所事業所「きすきひまわりの家」・「きすきたんぼの家」	木次町東日登356-16	4	南南西	30
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	さくら教室	加茂町三代691-1	10	南南西	25
障害者用施設	通所	障害福祉サービス事業所	ひなたぼっこきすき	木次町東日登356-4	10	南南西	30
障害者用施設	通所	障害児通所支援施設	みかたっこ	大東町飯田112-17	10	南南西	24
障害者用施設	通所	障害児通所支援施設	CSいずも放課後デイサービスつなぐ	大東町仁和寺2608	10	南南西	23
障害者用施設	通所	障害児通所支援施設	放課後等デイサービスみらい雲南	三刀屋町古城43-5	10	南南西	29
障害者用施設	通所	障害児通所支援施設	いづも放課後等デイサービス	木次町里方1093-47	10	南南西	26
合計	63	施設			1,451		

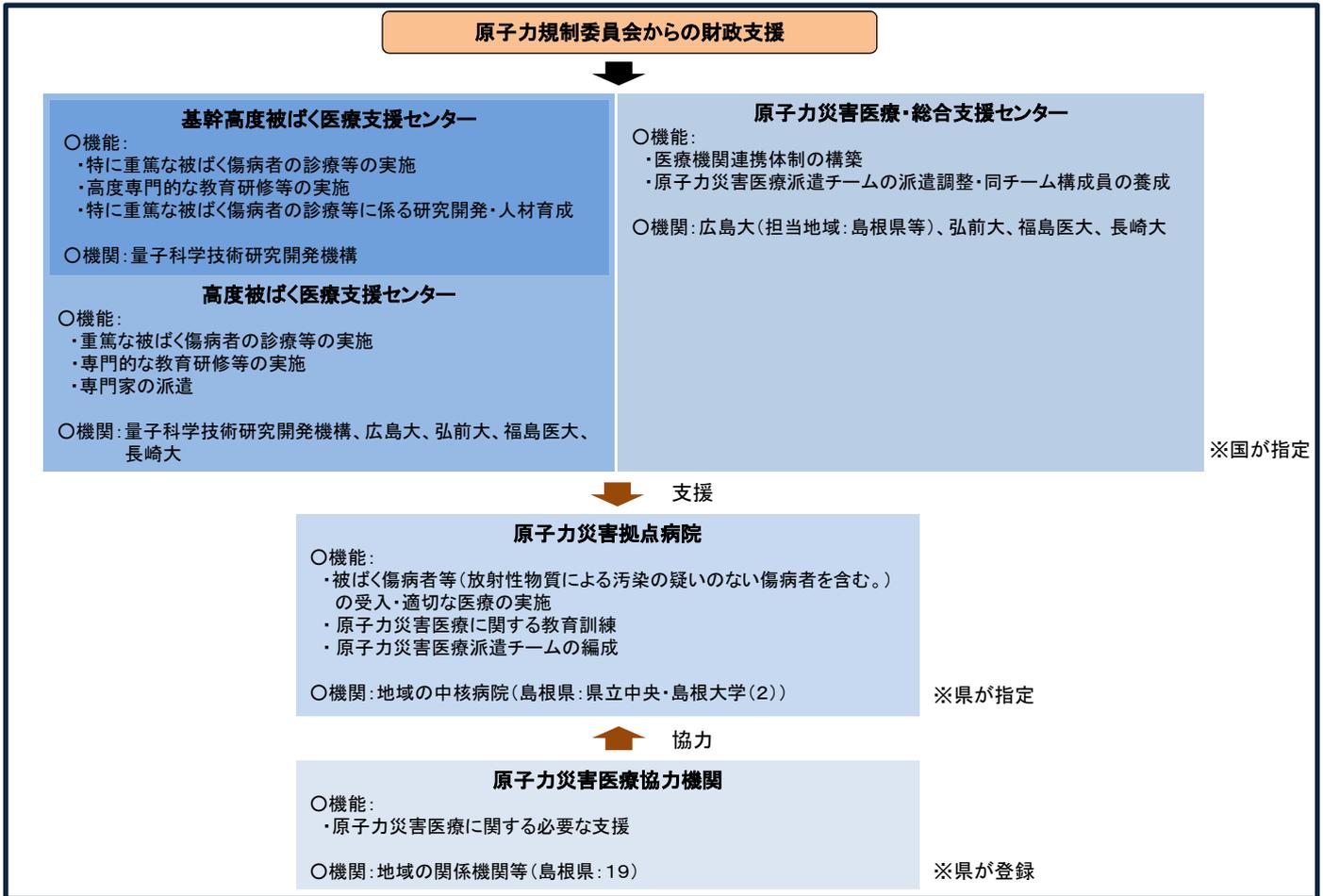
2-3-1 学校施設の状況

資料：県（総務課、教育庁）、雲南市
(保育所、認定こども園：令和7年1月現在、その他：令和6年5月現在)

市名	学校等の名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	発電所からの	
					方位	距離(km)
雲南市	大東高等学校	大東町大東637	0854-43-2511	195	南	23.6
	三刀屋高等学校	三刀屋町三刀屋912-2	0854-45-2721	418	南南西	30.1
	高校：2校			613		
	大東中学校	大東町養賀967	0854-43-2107	284	南南西	24.3
	海潮中学校	大東町南村268	0854-43-2271		南	22.6
	加茂中学校	加茂町神原1262	0854-49-7103	136	南南西	23.5
	木次中学校	木次町新市421	0854-42-1411	233	南南西	29.6
	三刀屋中学校	三刀屋町三刀屋394	0854-45-2421	163	南南西	30.5
	中学校：5校			816		
	大東小学校	大東町田中43-4	0854-43-6330	198	南	23.9
	西小学校	大東町仁和寺2435-11	0854-43-2801	126	南南西	22.9
	佐世小学校	大東町上佐世1394-1	0854-43-2816	80	南南西	26.0
	阿用小学校	大東町東阿用109	0854-43-2734	53	南南西～南	26.3
	海潮小学校	大東町北村460	0854-43-2269	53	南	22.2
	加茂小学校	加茂町加茂中1031	0854-49-7038	300	南南西	22.7
	木次小学校	木次町木次1001-1	0854-42-1113	177	南南西	29.4
	斐伊小学校	木次町里方1064	0854-42-0348	141	南南西	27.0
	寺領小学校	木次町寺領612	0854-42-0529	76	南南西	29.5
	西日登小学校	木次町西日登985	0854-42-0740	19	南南西	31.2
	三刀屋小学校	三刀屋町給下1007-1	0854-45-2324	228	南南西	28.4
	小学校：11校			1,451		
	大東こども園	大東町田中50-1	0854-43-2710	20	南	23.8
	西こども園	大東町仁和寺2435-11	0854-43-6005	11	南南西	22.9
	佐世幼稚園	大東町上佐世1375-1	0854-43-2817	2	南南西	26.1
	海潮こども園	大東町南村196	0854-43-2298	3	南	22.6
	加茂こども園	加茂町宇治238	0854-49-6760 0854-49-6761	158	南南西	23.3
	木次こども園	木次町新市53	0854-42-2173	123	南南西	29.3
	斐伊こども園	木次町里方1064	0854-42-2130	24	南南西	26.9
	寺領幼稚園	木次町寺領612	0854-42-0870	5	南南西	29.5
	三刀屋こども園	三刀屋町給下750-2	0854-45-2168	29	南南西	29.0
	大東保育園	大東町大東1663	0854-43-6132	126	南	24.1
	かもめ保育園	大東町飯田146-8	0854-43-5028	84	南南西～南	24.5
	斐伊保育所	木次町里方915-1	0854-42-1008	46	南南西	27.2
	三刀屋保育所	三刀屋町三刀屋1188-1	0854-45-2651	98	南南西	29.4
	あおぞら保育園	大東町下阿用691-2	0854-43-3129	75	南南西～南	25.6
	たちばら保育園	加茂町立原438-1	0854-49-8122	29	南南西	24.2
	みなみかも保育園	加茂町南加茂39-2	0854-47-7261	62	南南西	23.7
	四ツ葉学園保育所	木次町里方869-5	0854-42-0616	94	南南西	27.3
	地域まるごと子育て縁「室山のお家」	木次町寺領2272-1	0854-47-7272	4	南西	28.3
	雲南市立病院院内保育所ほたるキッズ	大東町飯田49-5	0854-43-2441	15	南南西～南	23.9
平成記念病院あゆみ保育園	三刀屋町三刀屋1230-16梅ヶ丘職員住宅E棟	0854-45-5111		南南西	29.1	
ニチイキッズ雲南きずき保育園	木次町山方628-1	0854-42-8110	7	南南西	26.7	
幼稚園、保育所等：21園(所)			1,015			
出雲養護学校雲南分教室	三刀屋町三刀屋1212-32	0854-45-0388	13	南南西	29.0	
その他：1校			13			
小計：40施設			3,908			

2-4-1 原子力災害医療体制の整備

原子力災害対策指針に基づき、大規模な自然災害等との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化するため、原子力災害時の医療体制を整備。



2-4-2 関係医療機関一覧

機 関 名		住 所
■原子力災害拠点病院		
1	島根県立中央病院	693-8555 出雲市姫原4丁目1-1
2	島根大学医学部附属病院	693-8501 出雲市塩冶町89-1
■原子力災害医療協力機関		
1	松江赤十字病院	690-8506 松江市母衣町200
2	松江市立病院	690-8509 松江市乃白町32番地1
3	総合病院松江生協病院	690-8552 松江市西津田8-8-8
4	松江記念病院	690-0015 松江市上乃木三丁目4番1号
5	地域医療機能推進機構玉造病院	699-0293 松江市玉湯町湯町1-2
6	安来市立病院	692-0404 安来市広瀬町広瀬1931
7	雲南市立病院	699-1221 雲南市大東町飯田96-1
8	平成記念病院	690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1
9	町立奥出雲病院	699-1511 仁多郡奥出雲町三成1622番地1
10	町立飯南病院	690-3207 飯石郡飯南町頓原2060
11	出雲市民病院	693-0021 出雲市塩冶町1536-1
12	出雲市立総合医療センター	691-0003 出雲市灘分町613
13	出雲徳洲会病院	699-0631 出雲市斐川町直江3964-1
14	大田市立病院	694-0063 大田市大田町吉永1428番地3
15	島根県済生会江津総合病院	695-8505 江津市江津町1016番地37
16	益田赤十字病院	698-8501 益田市乙吉町イ103-1
17	(一社) 島根県医師会	690-8535 松江市袖師町1-31
18	(一社) 島根県歯科医師会	690-0884 松江市南田町141-9
19	(一社) 島根県薬剤師会	690-0852 松江市千鳥町8
20	(公社) 島根県看護協会	690-0049 松江市袖師町7-11
21	(一社) 島根県診療放射線技師会	690-0332 松江市鹿島町佐陀本郷133番地2
■高度被ばく医療支援センター		
1	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
2	国立大学法人弘前大学	036-8564 青森県弘前市本町66-1
3	公立大学法人福島県立医科大学	960-1295 福島県福島市光が丘1
4	国立大学法人福井大学	910-1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
5	国立大学法人広島大学	734-8553 広島県広島市南区霞1-2-3
6	国立大学法人長崎大学	852-8521 長崎県長崎市坂本1-7-1
■原子力災害医療・総合支援センター（島根県担当）		
1	国立大学法人広島大学	734-8553 広島県広島市南区霞1-2-3

3 防護措置の判断に関する資料

3-1-1 発電所の気象状況

(1) 温度、湿度、降雨量及び大気安定度出現頻度

・地点名：島根原子力発電所

・統計期間：2009年1月～12月

項目	期間	2009年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 間
	温 度 [°C]	最高	13.5	18.5	22.9	24.5	26.9	30.1	32.2	33.1	28.4	25.2	25.1	16.7
最低		-1.4	1.1	1.0	5.3	11.4	13.9	18.9	19.2	16.5	12.7	5.5	-0.7	-1.4
平均		5.6	7.8	9.3	13.7	17.7	21.3	24.7	24.9	22.0	18.3	13.0	8.3	15.6
湿 度 [%]	平均	75.7	71.6	66.8	68.7	74.0	79.1	84.1	84.5	81.5	74.4	74.2	68.8	75.3
降雨量 [mm]	積算	178.0	89.5	73.5	113.5	49.5	263.5	278.5	29.0	128.0	76.5	197.5	76.0	1,553.0
大気安定度※ 出現頻度 [%]	A	0.1	0.3	1.6	3.2	2.4	5.0	2.3	3.3	1.9	2.4	0.0	0.0	1.9
	B	3.9	9.8	12.4	15.4	17.6	19.9	19.1	22.6	24.2	13.6	7.6	5.5	14.4
	C	2.4	5.2	7.9	12.8	10.9	9.7	6.6	4.7	5.6	5.5	3.7	1.2	6.4
	D	76.8	59.8	47.3	36.7	39.9	40.8	55.9	46.5	39.0	37.1	60.7	76.0	51.2
	E	6.8	5.8	6.3	5.1	3.9	2.1	2.0	1.6	2.4	9.1	8.8	5.9	5.0
	F	9.9	19.0	24.5	26.8	25.3	22.5	14.1	21.3	26.9	32.3	19.2	11.5	21.2

※大気安定度…気流の乱れを表す指標。 A：強い不安定、B：中程度の不安定、C：弱い不安定、D：中立、E～F：安定

(出典：(公財)原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」)

(2) 風向出現頻度及び風向別平均風速

①標高28.5m (地上高20m)

風向別平均風速は有風時(風速0.5m/s以上)の平均を示す。

		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間	
		m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%								
風向 (出現頻度) 及び 風速 (平均)	NNE	—	—	0.6	0.1	0.7	0.1	0.9	0.1	0.5	0.1	1.0	0.1	0.7	0.5	0.7	0.3	—	—	0.6	0.1	—	—	0.5	0.1	0.7	0.1
	NE	1.1	0.3	0.7	0.1	0.8	0.3	0.7	0.1	0.9	0.1	1.0	0.7	0.7	0.4	0.8	0.8	0.8	0.3	—	—	—	—	—	—	0.8	0.3
	ENE	—	—	—	—	1.6	0.1	—	—	1.1	0.8	0.9	1.0	0.9	0.7	0.6	0.4	1.0	0.1	0.7	0.4	—	—	—	—	0.9	0.3
	E	—	—	0.7	0.7	0.6	0.3	—	—	0.8	0.5	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	1.3	0.8	0.4	1.1	0.3	—	—	0.8	0.5
	ESE	2.3	1.1	1.2	1.3	1.5	0.8	1.6	1.8	1.1	2.4	1.2	2.5	0.8	2.0	1.5	1.9	0.9	2.2	1.7	0.4	1.6	1.9	1.6	2.3	1.3	1.7
	SE	2.0	4.5	1.7	8.0	1.8	9.4	1.6	5.9	1.5	6.9	1.7	9.6	1.5	9.7	1.4	7.9	1.1	7.9	1.7	7.7	2.1	9.0	1.8	8.1	1.7	7.9
	SSE	2.9	29.9	2.3	25.4	2.0	24.3	2.3	17.7	2.0	16.5	1.6	17.5	1.5	17.2	1.6	15.2	1.7	27.2	2.3	32.4	2.4	27.1	2.6	23.2	2.2	22.8
	S	2.5	15.6	2.2	11.5	2.1	8.2	2.0	15.9	1.9	14.7	1.6	11.5	1.5	10.1	1.3	7.3	1.4	7.5	2.3	13.4	2.1	14.3	2.3	5.0	2.0	11.3
	SSW	1.7	4.3	1.7	2.8	2.5	4.6	1.7	4.8	1.8	5.0	1.8	4.3	2.2	9.5	1.3	4.3	1.4	1.8	1.7	3.6	1.3	2.6	2.1	2.4	1.8	4.2
	SW	1.4	1.2	1.1	1.0	1.8	1.1	1.4	2.4	1.6	1.9	1.7	2.6	2.2	3.2	0.9	2.4	1.3	1.4	1.7	2.2	1.4	2.2	2.0	1.3	1.6	1.9
	WSW	2.0	0.8	1.2	0.7	1.0	0.7	1.3	1.4	1.1	1.3	1.1	2.4	1.0	1.1	1.3	1.9	1.0	1.4	1.0	0.4	0.9	1.1	1.6	0.9	1.2	1.2
	W	4.0	3.7	4.3	2.8	3.2	4.0	2.7	5.6	1.9	2.8	2.4	3.5	1.9	3.4	1.7	3.4	1.7	1.8	2.1	2.6	2.8	4.2	4.5	6.5	2.9	3.7
	WNW	6.3	12.5	4.2	9.5	4.6	11.0	4.5	15.4	3.8	12.2	3.1	11.7	2.4	9.5	1.9	11.2	1.6	5.6	4.1	9.1	4.4	12.9	6.2	27.1	4.3	12.3
	NW	6.6	12.6	4.3	19.5	4.1	20.0	3.9	12.5	2.8	15.5	2.3	10.3	2.1	14.1	1.9	18.7	2.7	20.1	3.0	9.5	4.3	12.2	5.3	13.8	3.6	14.9
NNW	7.3	13.0	4.6	14.6	4.5	12.4	5.1	11.9	2.6	15.1	1.8	9.6	1.9	7.3	1.8	9.3	2.3	11.3	4.5	14.2	5.9	9.6	4.1	8.1	4.0	11.4	
N	—	—	—	—	1.3	0.4	1.7	0.7	1.0	0.4	0.7	1.7	0.8	1.1	1.0	1.1	0.9	0.6	2.0	0.1	—	—	1.0	0.3	1.0	0.5	

②標高65m（地上高50m）

風向別平均風速は有風時（風速0.5m/s以上）の平均を示す。

		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間	
		m/s	%																								
風向（出現頻度） 及び風速（平均）	NNE	4.1	1.4	2.5	4.3	3.1	3.9	1.8	1.5	2.1	4.7	1.8	4.5	1.7	4.3	1.6	5.1	2.3	6.8	3.4	3.1	3.1	2.2	3.1	1.6	2.4	3.6
	NE	2.3	0.8	1.1	2.7	1.5	1.9	1.5	1.0	1.3	1.3	1.3	1.5	1.1	3.2	1.2	3.7	1.4	4.7	1.5	1.6	2.0	0.9	—	—	1.4	2.0
	ENE	2.2	0.8	1.4	2.7	1.4	2.3	1.5	1.7	1.3	2.2	1.4	3.6	1.4	3.5	1.4	4.2	1.4	7.5	1.6	2.4	2.1	2.7	1.5	1.2	1.5	2.9
	E	2.0	1.4	1.7	3.4	1.5	3.0	1.6	1.7	1.0	2.0	1.1	1.8	1.1	2.2	1.2	2.8	1.4	7.9	1.9	3.2	1.9	3.1	1.6	2.2	1.5	2.9
	ESE	1.8	1.9	1.5	4.3	1.4	2.6	1.3	1.7	1.1	1.9	1.2	2.4	1.3	2.8	1.0	3.4	1.1	3.3	1.6	2.3	1.6	3.1	1.6	2.9	1.4	2.7
	SE	2.0	5.8	1.9	6.3	1.8	6.9	1.9	3.7	1.7	4.7	1.6	6.0	1.7	7.4	1.5	6.1	1.4	6.7	1.8	6.5	2.1	8.3	2.1	7.9	1.8	6.3
	SSE	3.2	18.6	2.7	11.5	2.4	14.7	2.8	14.6	2.6	12.9	2.2	13.4	1.9	10.6	2.0	10.6	2.4	11.1	2.8	21.3	3.1	18.5	2.9	12.5	2.6	14.2
	S	3.3	20.9	3.3	16.5	2.5	12.4	2.9	15.9	2.5	15.7	2.2	12.8	1.9	14.2	2.1	11.5	2.4	10.6	3.1	18.5	3.0	15.5	2.9	11.8	2.7	14.7
	SSW	2.4	4.1	1.8	4.5	1.8	4.0	1.5	4.2	1.6	5.6	1.5	5.8	1.6	8.5	1.4	4.9	1.4	2.5	1.5	4.2	1.5	4.5	1.7	1.3	1.7	4.5
	SW	1.8	2.6	1.6	1.8	1.7	1.9	2.0	2.9	1.6	3.0	1.5	4.3	1.7	6.0	1.4	2.7	1.1	1.4	1.4	2.7	1.5	2.5	1.2	2.0	1.6	2.8
	WSW	2.0	2.3	1.6	2.4	2.3	3.9	2.1	5.9	2.1	5.2	2.1	7.1	1.9	4.8	1.7	3.8	1.8	1.8	1.8	2.7	2.0	2.8	2.2	3.6	2.0	3.9
	W	2.8	4.5	2.5	2.8	2.1	4.6	2.4	6.3	2.3	6.2	2.1	5.6	1.8	6.2	1.7	3.8	1.4	1.5	2.1	3.4	1.8	3.6	3.1	4.9	2.2	4.5
	WNW	3.5	9.0	3.1	6.4	3.1	8.1	3.3	11.2	2.6	6.2	2.1	5.8	1.6	3.9	1.8	4.5	1.8	2.8	2.6	4.9	3.0	7.2	3.6	16.5	2.9	7.2
	NW	3.8	7.7	3.7	7.7	3.5	9.1	3.2	7.3	2.4	6.3	2.0	5.8	1.9	5.1	1.7	8.7	2.1	5.1	2.6	5.4	3.3	8.9	3.5	14.1	2.9	7.6
	NNW	5.7	11.0	4.4	11.2	3.9	12.5	4.3	9.0	2.6	9.4	2.1	7.2	2.0	5.6	1.9	7.5	2.2	10.1	3.5	7.2	3.9	8.6	3.8	10.9	3.5	9.2
N	5.1	5.8	4.2	9.1	3.9	7.1	4.1	7.7	2.7	9.7	1.7	5.8	2.2	5.9	1.9	8.4	2.4	8.5	4.3	8.4	3.8	4.3	3.7	4.6	3.3	7.1	

③標高130m（地上高115m）

風向別平均風速は有風時（風速0.5m/s以上）の平均を示す。

		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間	
		m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%
風向（出現頻度） 及び風速（平均）	NNE	8.8	3.0	5.8	4.8	5.0	4.7	5.2	3.9	3.4	4.8	2.4	4.3	2.0	3.9	2.1	4.9	4.5	4.4	5.3	5.5	8.2	5.5	5.5	3.3	4.8	4.4
	NE	7.5	2.0	5.2	8.0	5.7	8.2	4.9	5.3	4.4	13.2	3.0	8.6	3.5	12.5	3.4	24.7	4.0	24.2	4.5	7.4	7.8	4.2	6.2	2.2	4.3	10.1
	ENE	4.2	2.6	5.2	8.5	4.6	6.3	3.0	3.7	3.5	4.2	2.4	5.4	2.8	9.3	3.2	16.4	3.4	18.9	4.3	6.2	5.3	6.7	3.3	2.7	3.7	7.6
	E	3.2	1.5	2.8	7.2	2.9	4.0	2.6	2.4	2.0	2.4	1.5	2.6	2.1	2.6	1.8	2.4	2.9	8.3	2.4	7.3	3.4	4.3	2.3	1.4	2.6	3.9
	ESE	3.4	1.9	2.9	4.8	2.9	5.8	2.9	3.1	1.8	1.9	2.3	4.5	2.4	1.7	2.6	2.4	2.4	3.3	2.9	7.8	2.8	2.1	3.2	4.3	2.8	3.6
	SE	4.6	6.9	3.6	6.3	3.5	7.9	3.8	5.9	3.9	4.2	3.2	6.4	3.6	3.9	3.4	5.3	3.4	5.8	3.3	5.7	3.7	6.7	3.9	6.6	3.7	6.0
	SSE	4.0	3.9	4.3	6.3	3.6	5.4	3.6	4.6	3.5	5.9	3.4	6.5	3.6	5.8	3.3	4.6	3.3	4.6	3.6	4.3	3.9	6.4	3.5	6.3	3.6	5.4
	S	4.2	10.6	5.2	7.2	4.6	6.9	4.1	6.9	3.9	7.5	3.6	8.9	3.5	8.3	3.5	5.4	2.8	4.2	3.5	8.1	3.8	11.9	4.2	8.6	3.9	7.9
	SSW	4.3	16.3	4.2	8.2	4.6	6.2	3.8	7.9	4.1	7.7	3.4	8.5	3.7	12.0	3.4	5.3	2.5	3.2	4.2	11.1	3.6	12.2	3.7	7.3	3.9	8.8
	SW	3.9	9.0	3.6	5.8	4.5	7.1	3.5	10.3	3.9	12.1	3.9	10.0	4.1	16.7	3.3	6.0	3.1	2.8	3.6	6.6	3.4	7.6	4.3	4.5	3.8	8.2
	WSW	3.9	4.4	4.3	3.3	4.8	5.8	4.0	9.4	3.4	8.5	3.3	8.8	3.8	7.9	2.9	6.2	2.3	2.8	3.0	6.5	2.5	3.4	5.2	4.0	3.6	6.0
	W	5.0	6.3	3.9	4.6	4.7	4.2	4.4	11.0	3.9	9.1	3.4	9.0	3.1	5.4	3.0	2.4	1.9	1.8	3.7	4.9	4.0	6.6	6.1	10.6	4.2	6.3
	WNW	7.5	11.4	6.2	7.7	5.9	8.3	5.2	8.7	3.5	5.0	2.3	3.1	3.5	1.9	3.3	2.7	3.2	1.7	4.4	3.7	5.3	7.3	7.4	19.6	5.8	6.7
	NW	7.3	6.7	7.1	8.0	6.0	9.7	4.6	6.2	2.1	4.2	1.6	2.6	2.1	1.3	1.8	2.8	2.1	3.6	3.6	4.5	5.2	7.3	6.7	11.1	5.1	5.6
	NNW	8.1	8.7	6.9	5.8	5.7	5.5	6.0	5.3	2.4	4.4	2.0	2.4	2.2	1.7	1.6	3.4	1.8	2.9	4.1	5.4	5.7	3.6	4.7	4.5	5.0	4.5
N	7.7	3.4	4.8	3.1	4.4	3.4	4.9	3.8	2.7	3.0	1.5	3.1	1.7	2.6	1.3	2.0	1.9	3.9	7.1	3.8	4.7	2.5	3.6	2.2	4.0	3.1	

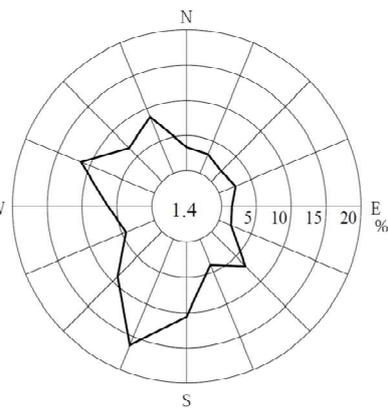
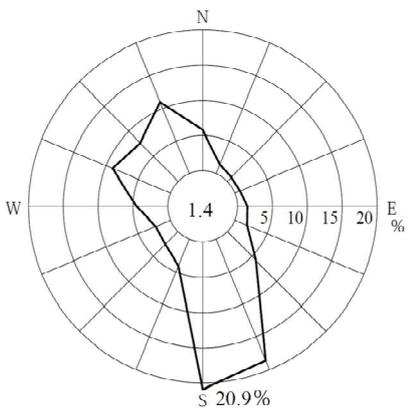
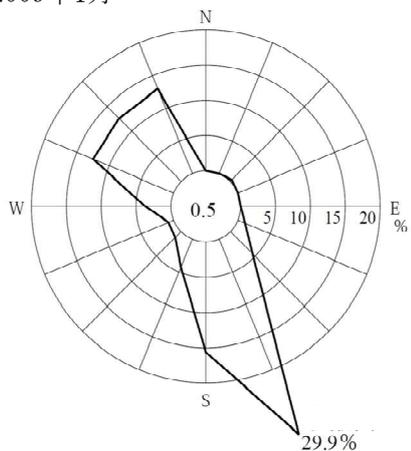
風配図

標高28.5m (地上高20m)

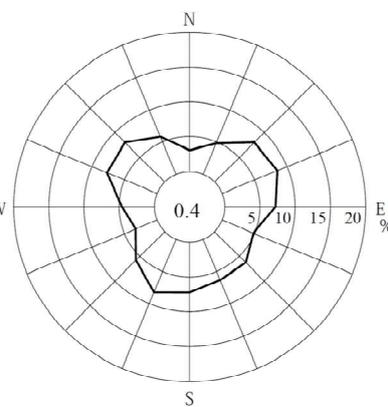
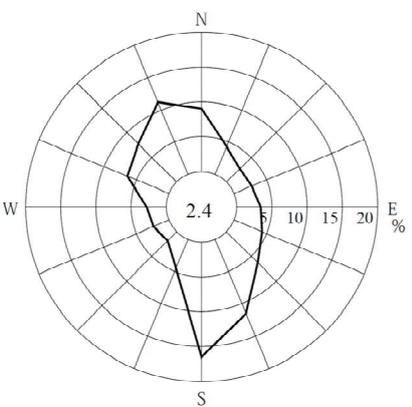
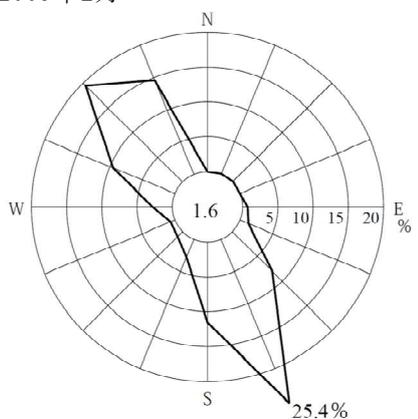
標高65m (地上高50m)

標高130m (地上高115m)

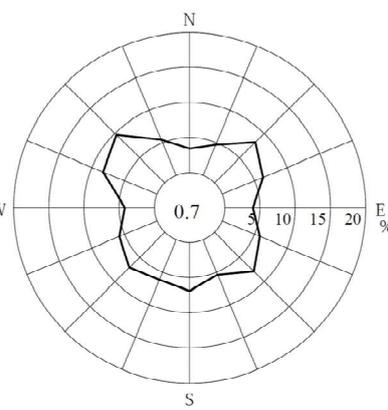
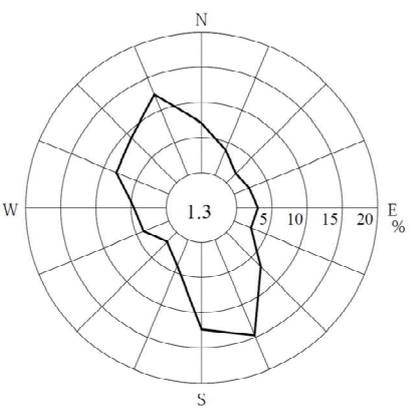
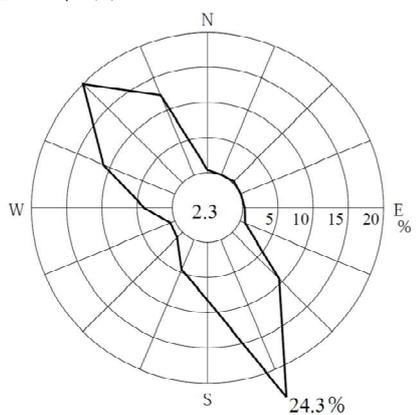
2009年1月



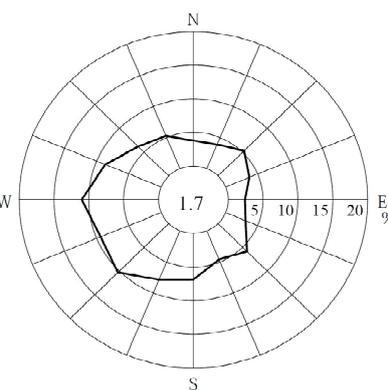
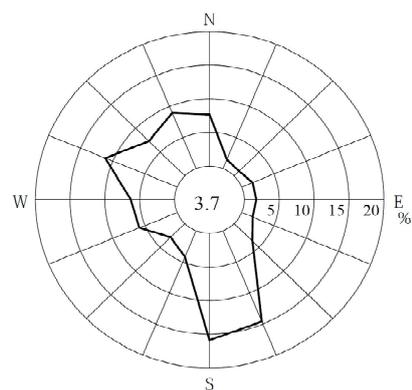
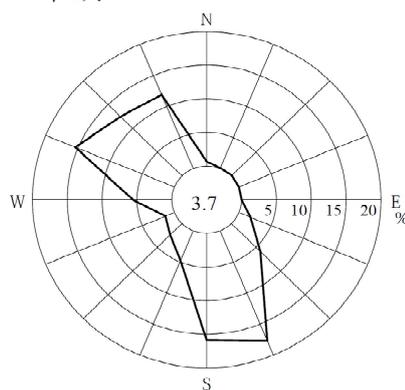
2009年2月



2009年3月



2009年4月



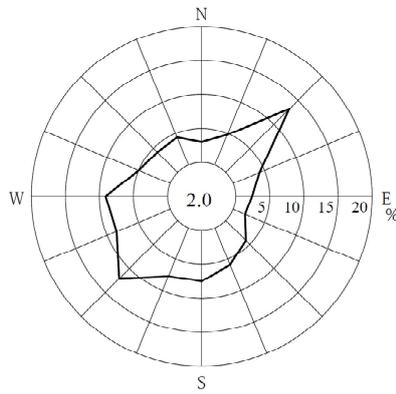
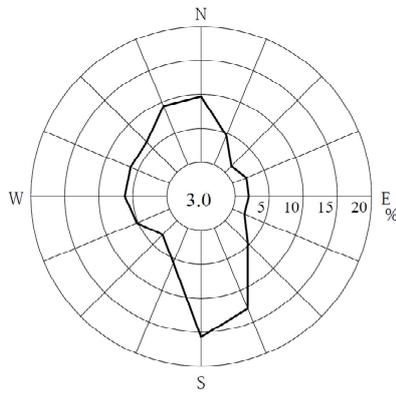
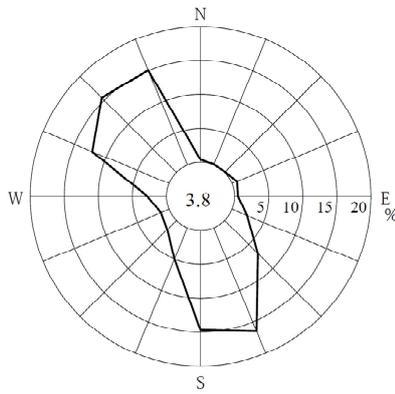
注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

標高28.5m (地上高20m)

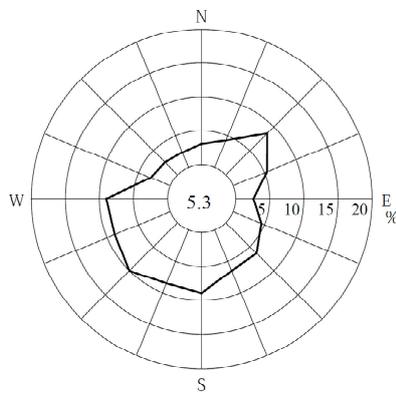
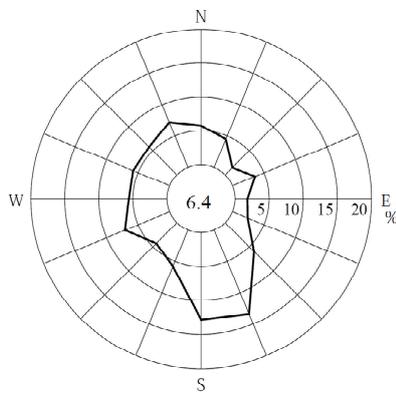
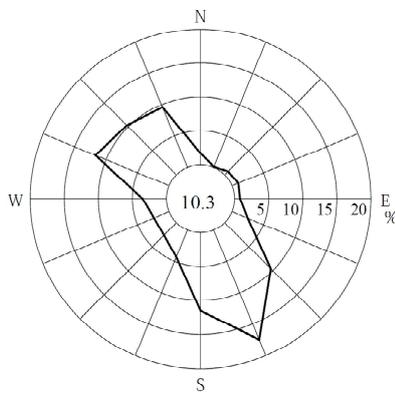
標高65m (地上高50m)

標高130m (地上高115m)

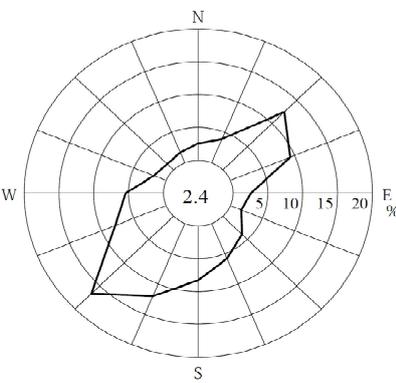
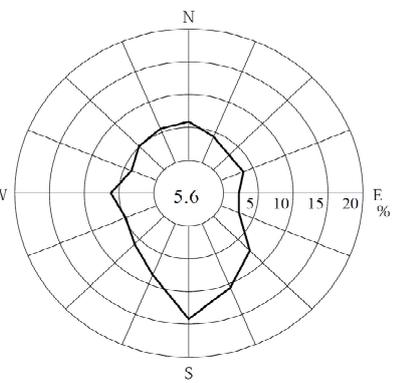
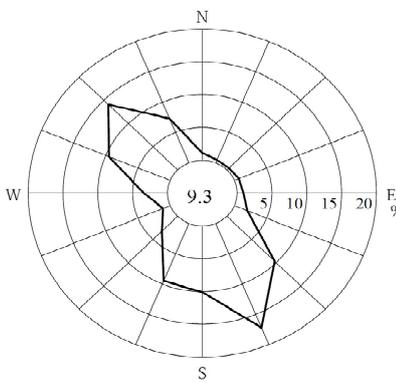
2009年5月



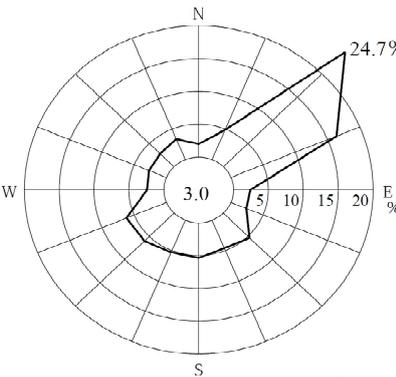
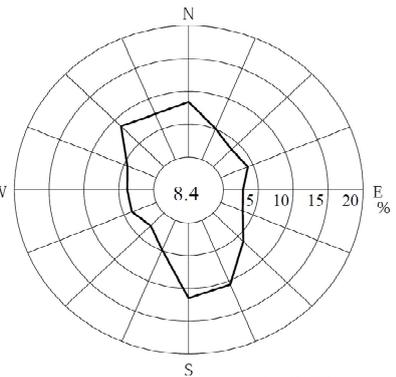
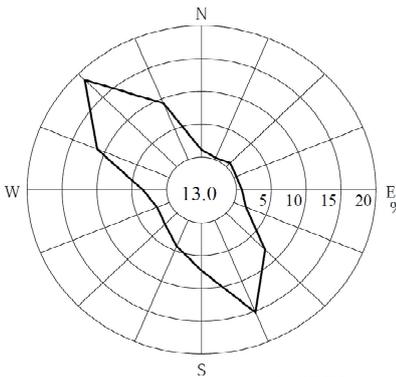
2009年6月



2009年7月



2009年8月



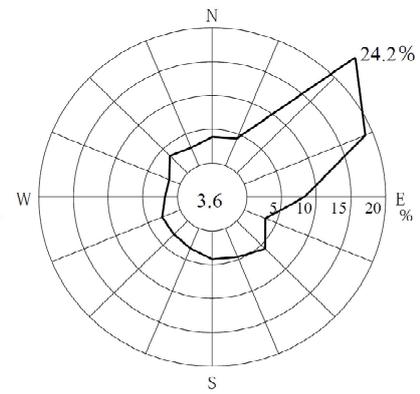
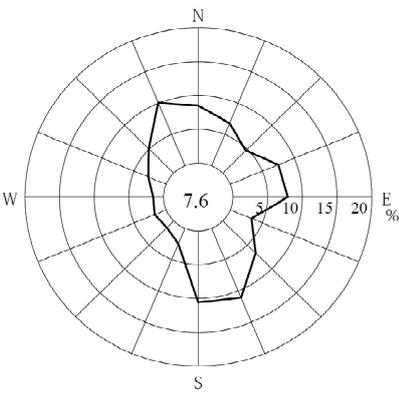
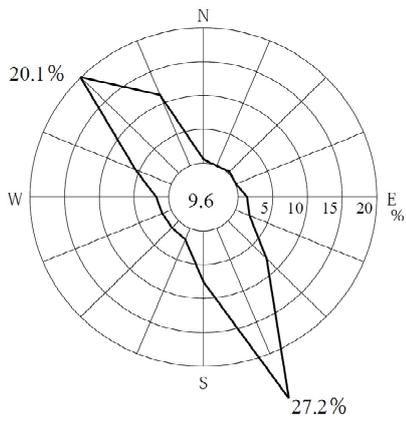
注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

標高28.5m (地上高20m)

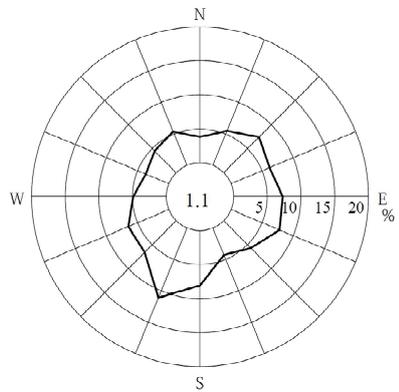
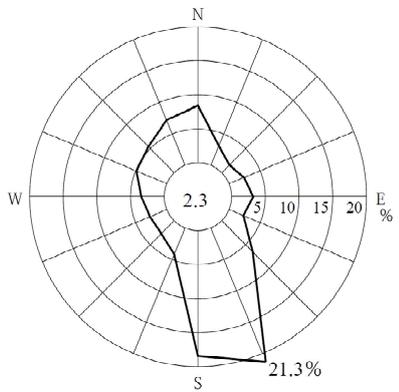
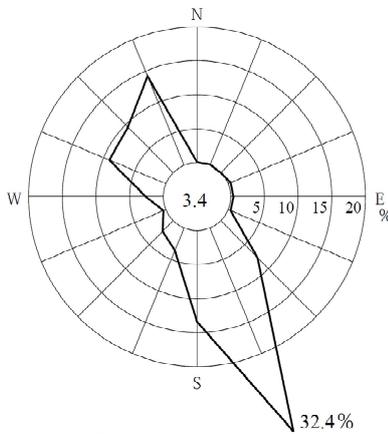
標高65m (地上高50m)

標高130m (地上高115m)

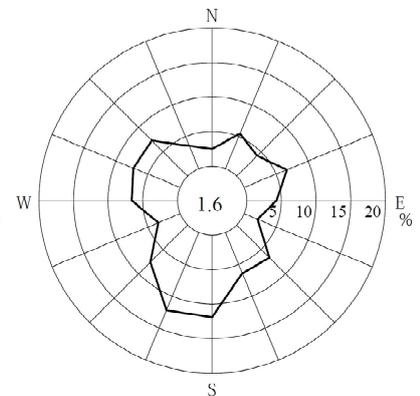
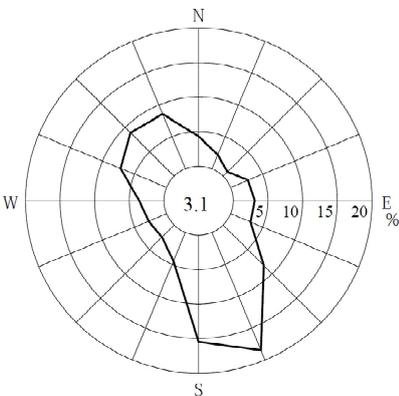
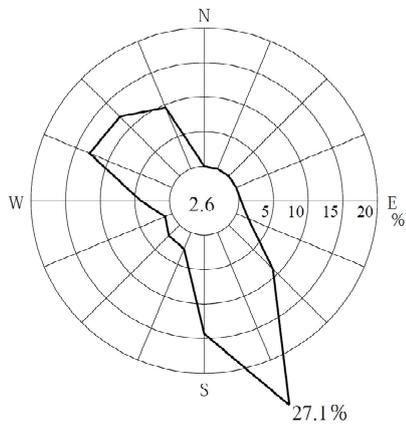
2009年9月



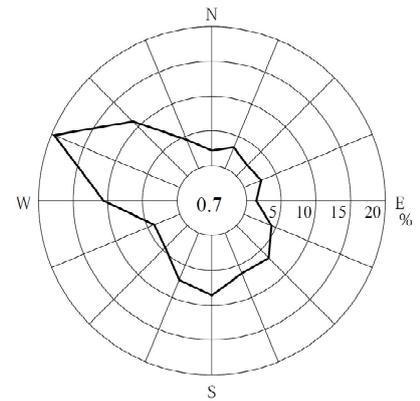
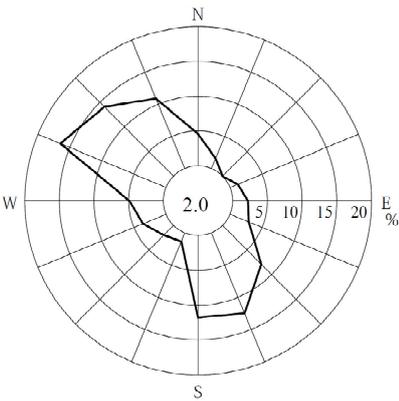
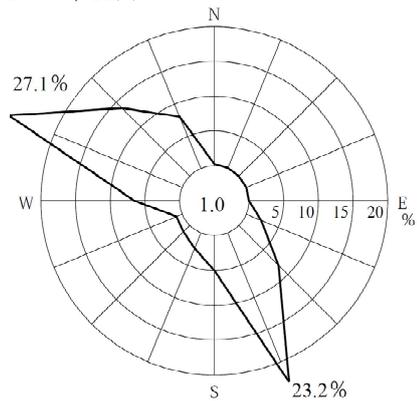
2009年10月



2009年11月



2009年12月



注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

3-1-2 周辺地域の気象状況

(1) 気温の平均[°C]

資料：松江地方気象台

観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
松江	日平均	4.6	5.0	8.0	13.1	18.0	21.7	25.8	27.1	22.9	17.4	12.0	7.0	15.2
	日最高	8.3	9.4	13.1	18.5	23.2	26.2	29.8	31.6	27.1	22.0	16.5	10.9	19.7
	日最低	1.5	1.3	3.6	8.2	13.5	18.2	22.8	23.8	19.6	13.4	8.0	3.6	11.4
鹿島	日平均	4.8	5.0	7.7	12.5	17.4	21.1	25.1	26.3	22.3	16.9	11.8	7.1	14.8
	日最高	8.3	9.1	12.5	17.8	22.5	25.6	29.1	30.7	26.7	21.8	16.5	11.1	19.3
	日最低	1.3	0.9	2.6	6.9	12.3	17.3	21.8	22.6	18.4	12.3	7.4	3.4	10.6
出雲	日平均	4.8	5.1	7.8	12.6	17.3	21.2	25.3	26.4	22.2	16.7	11.7	7.2	14.9
	日最高	8.4	9.3	12.7	18.0	22.8	26.0	29.5	31.3	27.1	22.0	16.5	11.1	19.6
	日最低	1.2	0.7	2.5	6.6	11.5	16.7	21.7	22.4	18.0	11.7	6.8	3.1	10.3
安来	日平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日最高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日最低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雲南	日平均	2.4	3.0	6.3	11.8	16.9	20.6	24.7	25.3	20.8	14.9	9.7	4.8	13.4
	日最高	6.3	7.6	11.9	18.2	23.3	26.2	29.6	30.8	26.1	20.7	15.2	9.1	18.8
	日最低	-0.8	-1.0	1.1	5.5	10.7	15.7	20.8	21.1	16.6	10.1	5.0	1.1	8.8

(2) 相対湿度[%]

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
松江	76	74	72	70	71	78	80	77	79	76	76	76	75
鹿島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出雲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安来	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雲南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 日照時間[h]

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
松江	67.4	88.6	140.5	182.4	206.5	157.1	168.6	201.0	146.2	154.4	113.8	78.8	1705.2
鹿島	55.8	81.0	142.1	192.4	215.8	163.8	181.6	214.9	156.9	157.8	105.8	67.1	1735.1
出雲	53.9	80.3	140.4	186.1	208.8	164.2	178.5	207.9	152.5	155.3	107.3	65.4	1697.4
安来	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雲南	58.0	79.5	136.8	185.0	210.6	153.1	165.9	189.9	137.5	144.7	109.0	65.9	1635.2

(4) 降水量[mm]

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
松江	153.3	118.4	134.0	113.0	130.3	173.0	234.1	129.6	204.1	126.1	121.6	154.5	1791.9
鹿島	143.7	108.0	124.9	105.6	121.5	166.9	224.8	136.4	198.9	122.6	131.8	157.7	1742.8
出雲	121.6	98.9	123.5	112.2	130.3	183.0	229.8	145.6	187.1	113.4	114.6	135.9	1675.0
安来	155.2	127.9	141.3	113.4	119.0	167.0	219.6	137.2	232.6	134.6	115.8	150.3	1813.7
雲南	167.0	139.2	155.6	123.2	126.9	186.5	236.0	157.0	234.8	131.2	124.6	170.8	1952.6

松江の資料 : (1991年~2020年) の平年値

鹿島の資料 : (1991年~2020年) の平年値

出雲の資料 : (1991年~2020年) の平年値

安来(伯太)の資料 : (1991年~2020年) の平年値

雲南(掛合)の資料 : (1991年~2020年) の平年値

(5)風向別出現頻度

松 江

(期間R6.1~R6.12)

単位 %

風向 (出現頻度)	風向 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	静穏	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1
NNE	3	8	3	3	3	2	1	2	2	5	6	1	3.2	
NE	11	17	7	7	10	4	2	13	12	11	11	3	8.9	
ENE	8	15	12	17	12	7	5	20	19	16	11	3	12.2	
E	8	14	13	23	15	17	8	19	22	22	13	5	14.8	
ESE	3	7	7	15	10	12	6	13	12	11	13	3	9.3	
SE	2	3	1	4	2	4	1	3	3	3	3	1	2.5	
SSE	2	2	2	2	2	3	1	2	2	2	2	1	1.9	
S	1	2	1	1	3	1	2	2	1	2	1	2	1.6	
SSW	3	2	2	2	4	4	4	2	2	3	3	2	2.6	
SW	4	3	4	2	4	4	5	3	3	2	5	7	3.7	
WSW	19	9	11	7	11	14	37	7	5	6	11	20	13.0	
W	18	6	15	6	9	12	20	7	6	5	11	36	12.7	
WNW	7	4	7	6	6	7	5	3	5	3	3	8	5.4	
NW	4	2	7	4	5	4	1	2	3	3	2	3	3.4	
NNW	3	2	5	1	2	2	0	1	1	2	2	2	2.0	
N	2	3	2	1	1	2	1	1	1	2	3	2	1.7	

静穏:風速0.2メートル以下の風速のことをいう、風向は無し。

鹿 島

(期間R6.1～R6.12)

単位 %

風向 (出現頻度)	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	静穏		0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0
NNE		1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	0	1.1
NE		2	4	4	6	7	6	2	13	10	3	2	1	5.0
ENE		10	26	14	17	18	10	4	12	15	20	14	4	13.6
E		20	30	15	30	19	17	7	22	28	34	31	9	21.8
ESE		5	10	7	8	10	12	7	9	15	14	12	3	9.2
SE		3	4	2	4	3	3	6	8	7	6	3	3	4.3
SSE		1	2	2	2	2	3	3	5	3	3	2	1	2.4
S		2	1	1	1	1	2	4	2	1	2	1	1	1.7
SSW		9	2	6	1	3	3	7	4	2	3	2	8	4.2
SW		5	3	5	4	3	3	7	2	2	2	4	7	3.9
WSW		8	4	4	7	9	11	15	3	4	3	7	12	7.2
W		19	4	18	9	14	17	30	8	7	4	11	39	14.9
WNW		8	3	11	3	5	7	6	3	1	1	3	7	4.9
NW		3	2	5	1	2	2	2	2	1	1	1	2	1.9
NNW		2	2	3	1	1	2	1	1	1	2	4	1	1.8
N		3	2	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1.6

静穏; 風速0.2メートル以下の風速のことをいう、風向は無し。

出 雲

(期間R6.1~R6.12)

単位 %

風向 (出現頻度)	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	静穏		1	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1
NNE		5	4	4	4	4	5	2	3	2	4	3	3	3.6
NE		4	12	7	11	10	6	2	15	15	15	12	3	9.3
ENE		11	28	20	24	13	11	5	22	28	25	21	2	17.6
E		9	16	7	13	9	7	4	14	14	18	14	4	10.8
ESE		7	10	4	11	9	9	5	10	10	11	12	4	8.6
SE		5	3	2	4	4	4	2	4	4	6	5	3	3.9
SSE		2	2	3	1	4	3	3	2	3	2	2	3	2.3
S		2	4	5	2	9	4	6	2	2	2	1	3	3.5
SSW		4	2	5	3	4	4	6	3	3	3	3	6	3.8
SW		8	3	8	4	5	8	14	4	3	4	5	9	6.3
WSW		8	4	11	8	11	16	32	6	5	3	4	6	9.5
W		17	4	10	8	9	13	15	8	5	2	10	37	11.5
WNW		7	2	5	2	3	3	1	1	2	1	3	10	3.4
NW		3	2	3	1	1	0	1	1	1	1	1	3	1.5
NNW		2	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1.4
N		4	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1.8

静穏; 風速0.2メートル以下の風速のことをいう、風向は無し。

掛 合

(期間R6.1~R6.12)

単位 %

風向 (出現頻度)	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	静穏		2	4	1	2	1	2	1	2	3	5	3	1
NNE		5	4	5	3	3	6	3	3	4	4	4	4	4.0
NE		4	2	3	1	2	3	2	3	2	1	3	4	2.4
ENE		2	2	2	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1.6
E		3	4	2	2	3	3	1	3	5	3	3	2	2.7
ESE		8	6	4	6	6	6	4	8	7	5	8	7	6.2
SE		13	10	11	12	12	14	14	14	16	14	15	17	13.5
SSE		26	15	23	18	24	25	41	17	19	21	23	30	23.4
S		11	7	9	11	15	10	14	8	8	7	8	12	10.0
SSW		3	3	3	2	4	2	2	2	2	2	2	4	2.5
SW		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.1
WSW		1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	1	0.6
W		0	1	1	0	1	1	1	0	1	2	1	1	1.0
WNW		1	2	2	1	2	1	1	3	2	1	1	1	1.5
NW		3	8	6	7	5	5	3	8	5	8	7	3	5.6
NNW		9	19	15	25	14	12	5	18	14	14	11	5	13.4
N		7	10	11	10	6	9	5	9	8	8	8	7	8.1

静穏;風速0.2メートル以下の風速のことをいう、風向は無し。

風向別出現頻度分布図
(地上風)

凡例

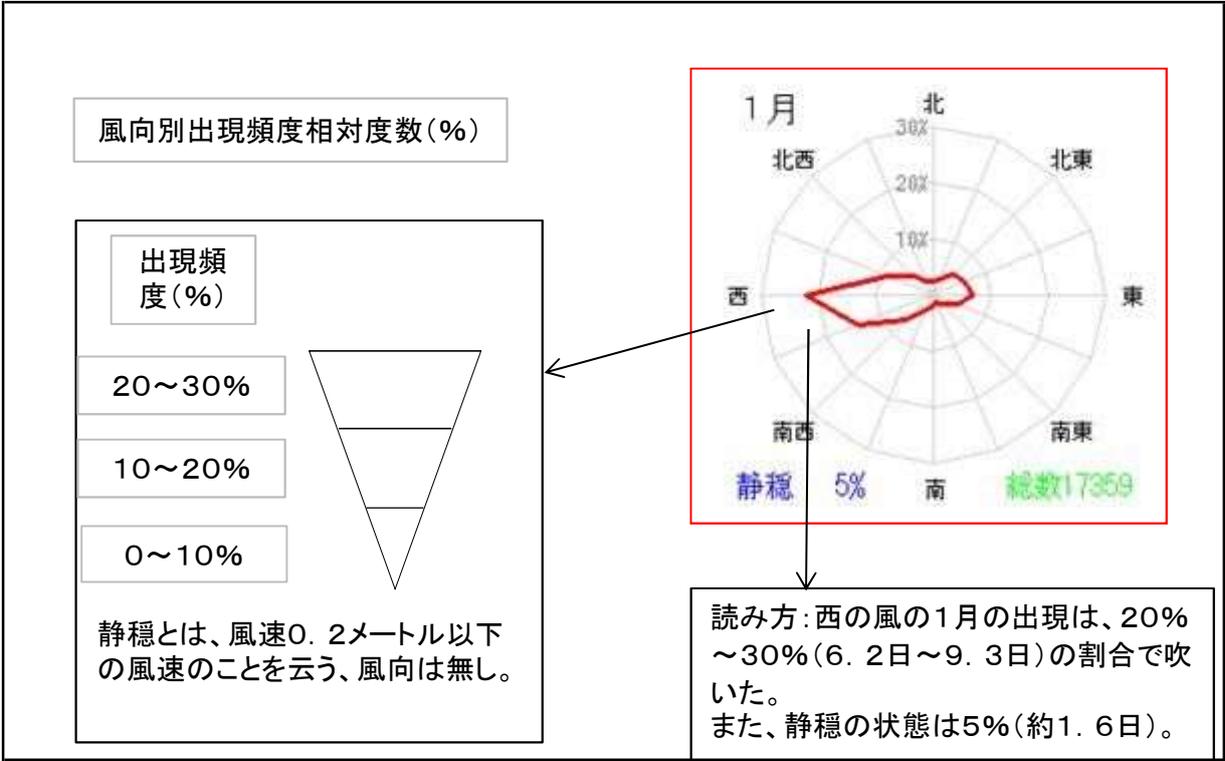
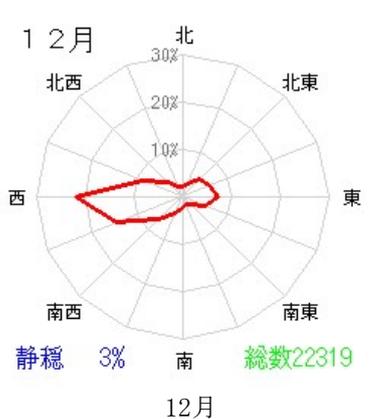
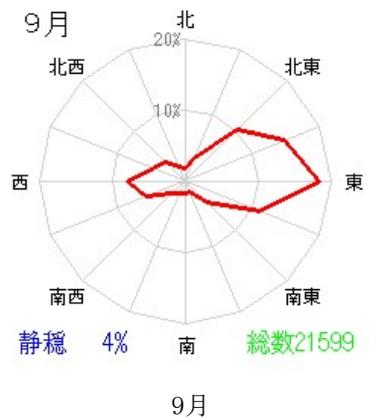
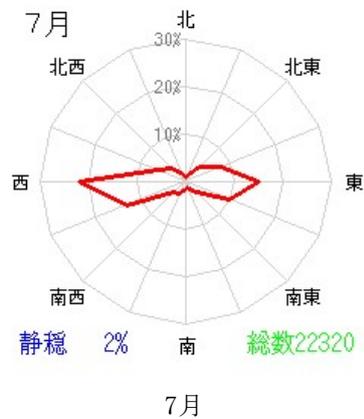
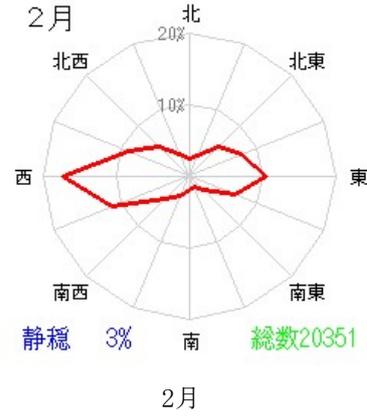


図1-1 松江地方気象台

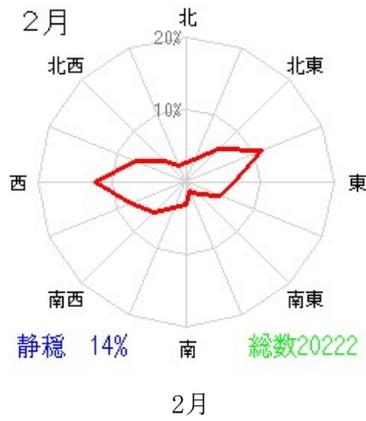


統計期間
(1991年～2020年)

図1-2 鹿島地域気象観測所

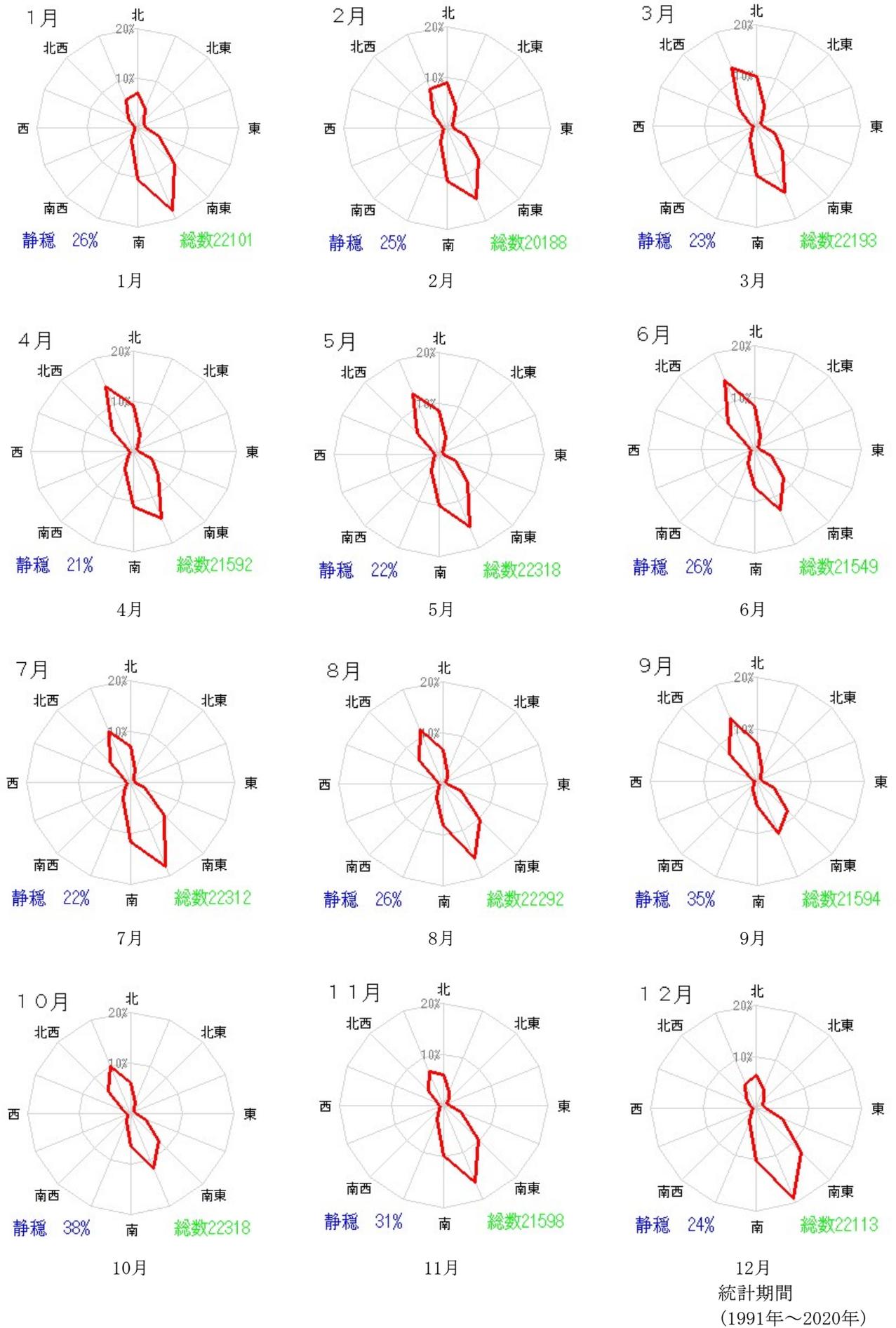


図1-3 出雲地域気象観測所



統計期間
(1991年～2020年)

図1-4 掛合地域気象観測所（雲南）



3-1-3 気象・海象観測機材

(1) 気象観測機材

資料：松江地方気象台、県（原子力環境センター）、中国電力株
(R7.1.1現在)

項目 機関	風向・ 風速計	雨量計	温度・ 湿度計	気圧計	日射計	日照計	放射 収支計	備考
松江地方 気象台	1	1	1	1	1	1		松江 鹿島 出雲 伯太（安来） 掛合（雲南）
	1	1	1					
	1	1	1					
	1	1	1					
小計	4	5	4	1	1	1	0	
島根県	1	1	1	1	1		1	西浜佐陀 御津 古浦 深田北 上大野 持田 加賀 出雲 安来 雲南
		1	1					
		1	1					
		1	1					
		1	1					
		1	1					
		1	1					
		1	1					
		1	1					
小計	1	10	10	1	1	0	1	
中国電力	2	1	1		1		1	発電所構内
小計	2	1	1	0	1	0	1	
合計	7	16	15	2	3	1	2	

感雨計：（島根県）西浜佐陀、御津、古浦、深田北、片匂、北講武、佐陀本郷、末次、大芦、手結南、池平、名分、魚瀬、上大野、東長江、比津、持田、大芦別所、加賀、出雲、雲南、安来
（中国電力）上講武、手結

湿度計：御津、古浦、深田北局にはなし

(2) 海象観測機材

資料：県（水産課）
(R7.1.1現在)

項目 機関	水深、水温 記録計	流速計	水質モニター	備考
島根県	1	1	2	島根丸（水産技術センター 総合調整部）
	1	1	1	やそしま（水産技術セン ター内水面浅海部）
	2	1	2	水産技術センター内水面浅 海部
計	4	3	5	

3-2-1 平常時体制及び監視強化段階におけるモニタリング地点マップ



3-3-1 緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制

モニタリング本部機関別動員者数

令和7年1月1日現在

資料：県（原子力安全対策課）

機関名	人数
県原子力環境センター	7名
県環境政策課	4名
県廃棄物対策課	2名
県保健環境科学研究所	4名
県松江保健所	2名
県雲南保健所	1名
県出雲保健所	2名
県県央保健所	2名
県浜田保健所	2名
県益田保健所	0名
中国電力株	14名

中国電力株式会社が動員する緊急モニタリング要員及び機材

令和7年1月1日現在

資料：中国電力

	要員	原子力防災資機材（台数）	
		機材名	台数
中国電力株	20人	ガンマ線測定用サーベイメータ	15台
		中性子線測定用サーベイメータ	1台
		表面汚染密度測定用サーベイメータ	11台
		空間放射線積算線量計	150個
		ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個
		ダスト・ヨウ素サンプラ	15台
		放射線測定車	2台
		ダストモニタ※	2台
		ヨウ素モニタ※	2台
		可搬式モニタリングポスト	6台
		シンチレーション式モニタ（車載）	2台

※放射線測定車に搭載

海上におけるモニタリングに関し、現地災害対策本部の要請により海上保安本部長は巡視船艇を出動

原子力発電所等所在地	管区海上保安本部
島根県	第八管区海上保安本部

3-3-2 島根県原子力環境センターの概要（島根県モニタリング本部）

■施設の概要

- | | |
|--------|--|
| 1 施設名称 | 島根県原子力環境センター |
| 2 所在地 | 島根県松江市西浜佐陀町582-1 |
| 3 施設概要 | ●建 屋 鉄骨造り2階建
●延床面積 1,672㎡
●完 成 平成15年3月 |

■機能

- 1 平常時の原子力発電所周辺の環境放射線監視
島根原子力発電所から放出される放射性物質の影響を監視するため、発電所周辺で環境放射線測定や環境試料中の放射能測定を行う。
主な設備：放射化学分析室、核種分析室、データ解析室、テレメータ室
- 2 島根県モニタリング本部の機能
島根原子力発電所において、原子力災害対策指針で定める警戒事態が発生した後、その事態が施設敷地緊急事態に進展する可能性があるとは判断した場合には、モニタリング活動を統一かつ効果的に実施し、周辺への影響の把握を行うため、県原子力環境センターに「県モニタリング本部」を設置する。
- 3 島根県モニタリング本部の組織構成
本部長（原子力環境センター所長）
監視グループ
EMC準備グループ（モニタリング準備班、総務班）
※EMC・・・緊急時モニタリングセンター

3-3-3 島根県環境放射線情報システム管理運営要領（抄）

資料：県（原子力環境センター）

第1 総則

この要領は、島根原子力発電所局辺の環境放射線監視のため設置した島根県環境放射線情報システム(以下、「システム」という。)の円滑な管理運営を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

第5 警報発報時の措置

警報発報時の措置については、別に定める要項により措置するものとする。

3-3-4 島根県環境放射線情報システムにおける警報機能および警報発報時の措置要項（抄）

資料：県（原子力環境センター）

第1 総則

この要項は、島根県環境放射線情報システム(以下、「システム」という)管理運営要領第5の規定に基づき、警報発報時の措置について必要な事項を定める。

第2 警報表示機能

本システムにおいては、次の各項に該当する場合は、テレメータ室・事務室などで、当該警報メッセージをディスプレイ表示や音声により自動的に緊急通報するとともに、あらかじめ設定した「緊急通報設定ファイル」に従い、関係職員の自宅電話・携帯電話・Eメールに自動的に緊急通報する。

- (1) 固定局（島根県環境放射線情報システム管理運営要領第3の3.に定める固定局に限る。以下同じ。）の値及び中国電力㈱から提供される発電所情報の値があらかじめ設定された値の範囲を超えた場合（以下、「測定値異常」という）。
- (2) 固定局及びその他システム（可搬型モニタリングシステム及び簡易型モニタリングシステムをいう。以下同じ。）並びにその伝送系、データ処理系統等に故障、誤作動が発生した場合（以下、「機器異常」という。）。

1. 測定値異常とは、以下のとおりである。

(1) 固定局線量率異常

固定局が、予め設定した警報基準値以上の値（次表のとおり）を観測した場合。

レベル	警報基準値	備 考
レベル A	0.22 μ Gy/h	安全協定に基づく通報基準値
B	1 μ Gy/h	原災法施行令第4条第3項相当
C	5 μ Gy/h	原災法第10条通報値相当 原災法第15条緊急事態基準値相当

(注1) レベルAはNaI計の測定値による

(注2) 原災法：原子力災害対策特別措置法

(2) 発電所情報値異常

中国電力から提供されている発電所情報の各値が、予め設定された基準値(次表のとおり)を超えた場合。

警 報 基 準 値		
モニタリングポスト	0.22	μ Gy/h
排気筒モニタ (1号機)	500	cps
排気筒モニタ (2号機)	500	cps
放水路水モニタ (1号機)	70	cps
放水路水モニタ (2号機)	80	cps

(備考) 警報基準値は、安全協定に基づく通報基準値を設定。

2. 機器異常とは、以下のとおりである。

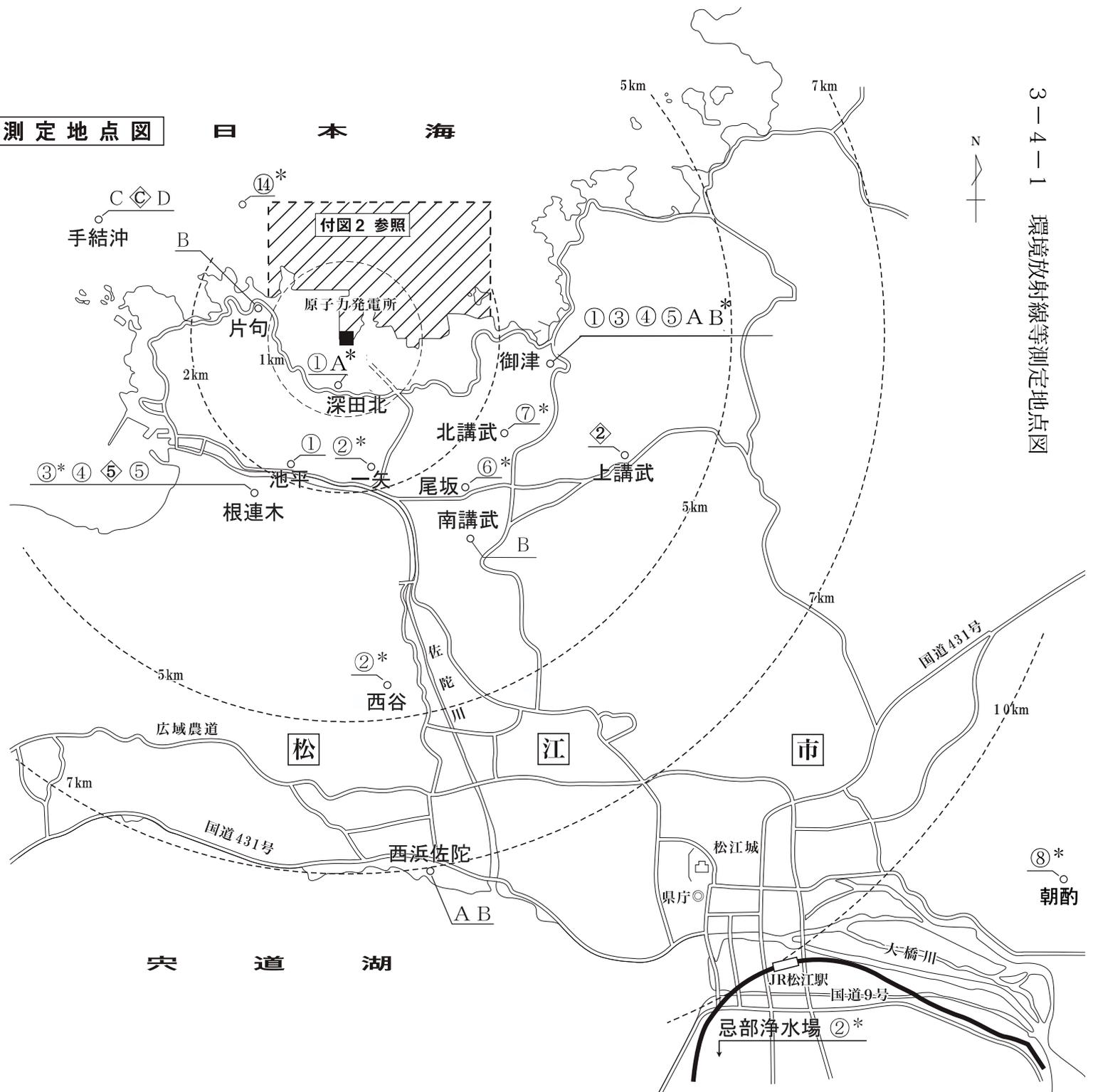
固定局及びその他システム並びにその伝送系、データ処理系統等に、次表に示す機器異常が発生した場合。

機器異常項目	備考
中央監視局自家発運転	原子力環境センター
中央監視局自家発故障	〃
中央監視局自家発燃料低下	〃
中央監視局電源設備商用停電	〃
中央監視局電源設備故障	〃
中央監視局電源設備容量警報	〃
高線量計電源断	測定器
高線量計調整中	〃
高線量計検出部温度異常	〃
N a I 計電源異常	〃
N a I 計調整中	〃
N a I 計高圧電源異常	〃
N a I 計検出温度異常	〃
線量率高警報	〃
線量率低警報	〃
気象測定器電源断	〃
気象測定器調整中	〃
商用電源断	局舎設備
UPS異常	〃
自家発運転	〃
自家発故障	〃
キャビネット内温度異常	〃
テレメータ子局調整中	テレメ子局
N a I 線量率調整中	〃
高線量計線量率調整中	〃
気象測定器調整中	〃
感雨計調整中	〃

その他、サーバダウン、収集失敗（通信不可）等の通報項目がある。

付図1 環境放射能測定地点図

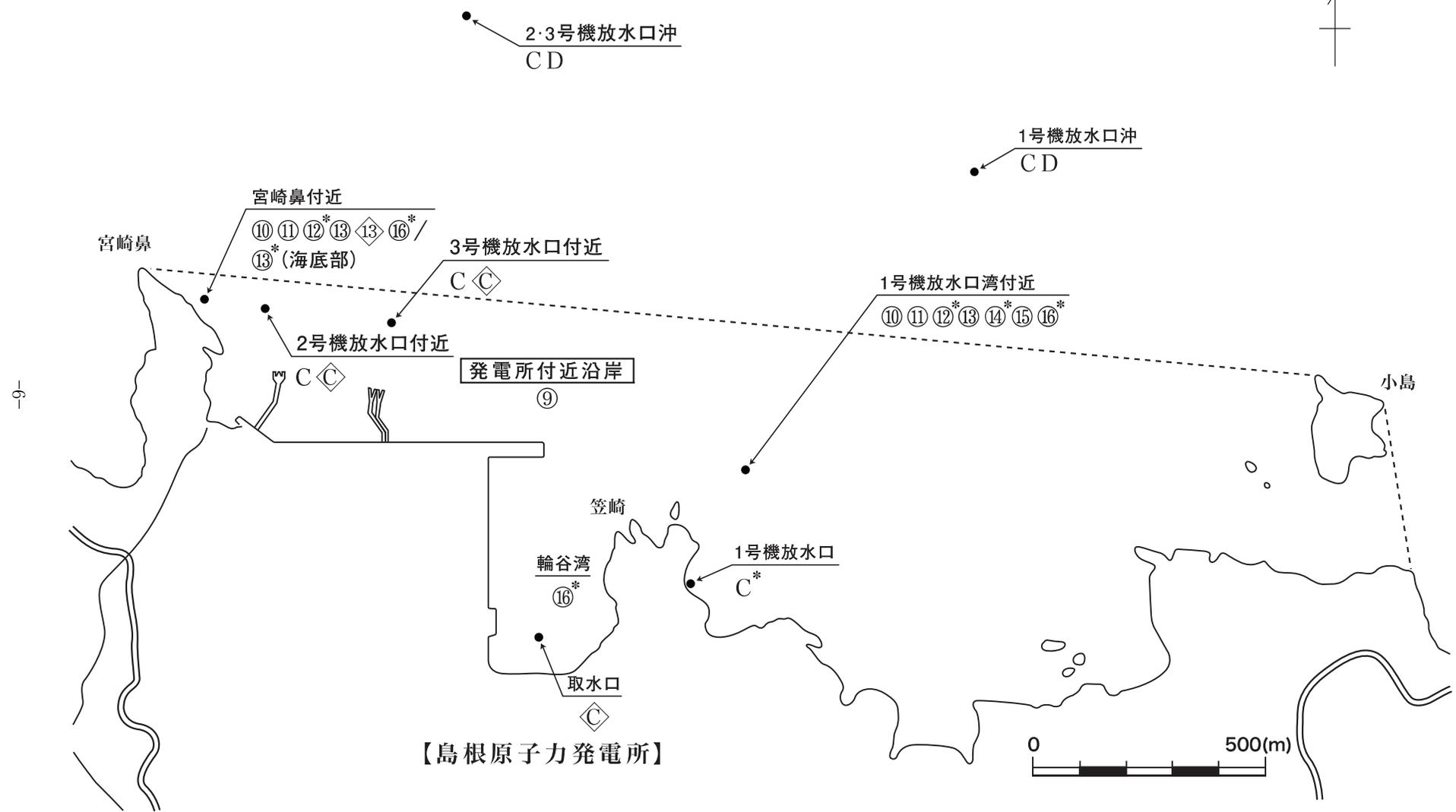
凡 例	
①	浮遊塵
②	池水、水道原水
③	ほうれん草
④	キャベツ
⑤	大根
⑥	精米
⑦	茶
⑧	原乳
⑨	かさご
⑩	なまこ
⑪	さざえ
⑫	むらさきいがい
⑬	あらめ
⑭	わかめ
⑮	いわのり
⑯	ほんだわら類
A	松葉
B	陸土
C	海水
D	海底土
測定担当区分(例)	
① C	… 島根県
①* C*	… クロスチェック
◇	… 中国電力



(備考) 1. 試料は、γ線スペクトロメリー法のみを示す

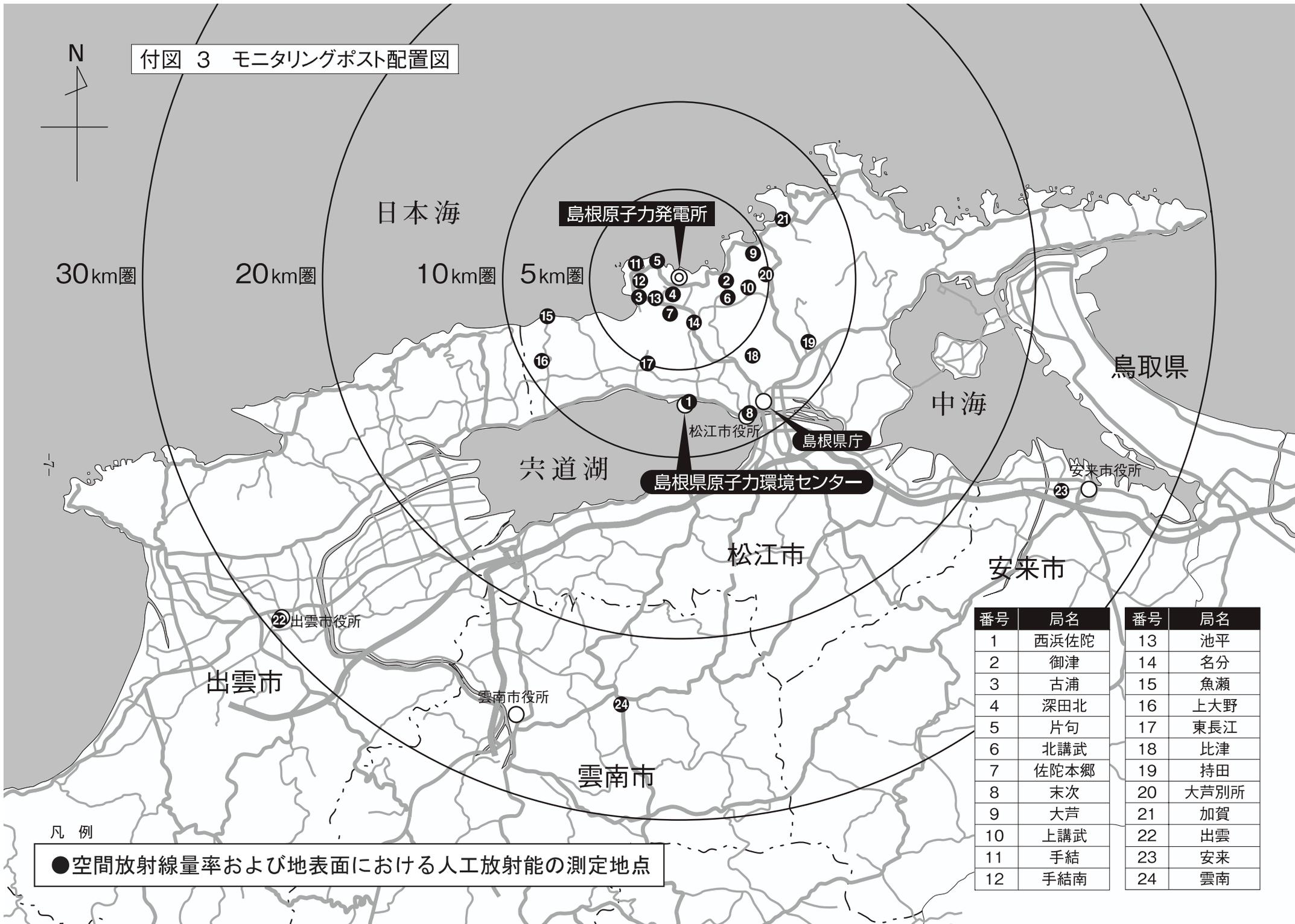
付図 2 環境放射能測定地点(海域拡大図)

(備考) 1. 凡例は、付図1と共通
 2. 試料は、γ線スペクトロメトリー法のみを示す



【島根原子力発電所】

付図 3 モニタリングポスト配置図



島根原子力発電所

島根県原子力環境センター

松江市役所

鳥根県庁

安来市役所

22 出雲市役所

雲南市役所

雲南市

松江市

安来市

鳥取県

中海

日本海

宍道湖

30km圏

20km圏

10km圏

5km圏

凡例

●空間放射線量率および地表面における人工放射能の測定地点

番号	局名	番号	局名
1	西浜佐陀	13	池平
2	御津	14	名分
3	古浦	15	魚瀬
4	深田北	16	上大野
5	片句	17	東長江
6	北講武	18	比津
7	佐陀本郷	19	持田
8	末次	20	大芦別所
9	大芦	21	加賀
10	上講武	22	出雲
11	手結	23	安来
12	手結南	24	雲南

3-4-2 環境放射線測定計画（令和7年度）

(1) 空間放射線の測定

調査項目	測定地点	実施者及び測定月 島根県	備考
線量率	西浜佐陀・御津・古浦 深田北・片句・北講武 佐陀本郷・末次・大芦 上講武・手結 手結南・池平・名分 魚瀬・上大野・東長江 比津・持田・大芦別所 加賀 出雲・安来・雲南	連続	モニタリングポストによる。

(2) 地表面における人工放射線の測定

調査項目	測定地点	実施者及び測定月 島根県	備考
人工放射能 面密度	西浜佐陀・古浦・片句 佐陀本郷・大芦・手結 池平・魚瀬・東長江 持田・加賀・安来	5	ゲルマニウム半導体検出器による in-situ 測定
	御津・深田北・北講武 末次(注)・上講武・手結南 名分・上大野・比津 大芦別所・出雲・雲南	11	

(注) 松江市役所建替工事に伴い、令和7年度は測定を休止する。

(3) 環境試料中の放射性核種の分析

測定法と対象核種

- ・γ線スペクトロメトリー対象核種 : ^{54}Mn , ^{59}Fe , ^{58}Co , ^{60}Co , ^{134}Cs , ^{137}Cs , ^{131}I (一部試料のみ)
- ・液体シンチレーション分析法 " : ^3H
- ・放射化学分析法 " : ^{90}Sr

試料区分	試料名	部位	採取地点	対象核種及び測定機関(数字は採取月)						
				γ線スペクトロメトリー対象核種				トリチウム		ストロンチウム90
				ヨウ素131を除く		ヨウ素131		島根県	中国電力	
				島根県	中国電力	島根県	中国電力			島根県
大気	浮遊塵	地上塵	御津	毎月	—	—	—	—	—	—
			池平	毎月	—	—	—	—	—	—
			深田北	毎月	—	—	—	—	—	—
	大気水		深田北					毎月		
北講武							毎月			
陸水	池水	表層水	一矢 <small>(宇核池)</small>	5	5	—	—	5	5	—
			上講武 <small>(赤田新池)</small>	—	5	—	—	—	—	—
			西谷 <small>(柿原池)</small>	5・11	5・11	—	—	5・11	5・11	—
	水道原水	着水井	忌部浄水場	5・11	5・11	—	—	—	—	11
植物	松葉	二年葉	御津	4	—	4	—	—	—	4
			深田北	10	10	10	—	—	—	—
			西浜佐陀	7	—	7	—	—	—	—
農産物	大根	根	御津	12	—	—	—	—	—	—
			根連木	12	4	—	—	—	—	—
	ほうれん草	葉	御津	12	—	12	—	—	—	12
			根連木	12	12	12	—	—	—	—
	キャベツ	葉	御津	5	—	—	—	—	—	—
			根連木	5	—	—	—	—	—	—
	精米		尾坂	10	10	10	—	—	—	—
	茶	葉	北講武	5	5	5	5	—	—	5
牛乳	原乳		朝酌	4	—	4・7・10・1	4・10	—	—	10
陸土	陸土	表層土	南講武	5	—	—	—	—	—	—
			片句	5	—	—	—	—	—	—
			御津	5	5	—	—	—	—	5
			西浜佐陀	5	—	—	—	—	—	—
実施別分析件数 小計				57	12	11	3	27	3	6
分析件数 小計				69		14		30		6

(注) 1. 〇は島根県、中国電力のクロスチェック対象試料を示す。同地点、同日時に採取された試料を各測定者が測定する。

試料区分	試料名	部 位	採 取 地 点	対象核種及び測定機関(数字は採取月)						
				γ線スペクトロメトリー対象核種				トリチウム		ストロンチウム 90
				ヨウ素131を除く		ヨウ素131		島根県	中国電力	
				島根県	中国電力	島根県	中国電力			
海水	海水	表層水	1号機放水口	4・10	4・10	—	—	—	—	—
			2号機放水口付近	4	10	—	—	—	—	—
			3号機放水口付近	4	10	—	—	—	—	—
			取 水 口	—	4・10	—	—	—	—	—
			1号機放水口沖	4・10	—	—	—	4・7・10・1	4・10	4
			2・3号機放水口沖	4・10	—	—	—	4・7・10・1	4・10	—
			手 結 沖	4	10	—	—	4	10	—
海産生物	かさご	肉	発電所付近沿岸	4	—	—	—	—	—	4
	なまこ	肉	1号機放水口湾付近	1	—	—	—	—	—	—
			宮崎鼻付近	1	—	—	—	—	—	—
	さざえ	肉	1号機放水口湾付近	4・7・10・1	—	—	—	—	—	4
			宮崎鼻付近	4・7・10・1	—	—	—	—	—	4
		内臓	1号機放水口湾付近	4・7・10・1	—	—	—	—	—	—
			宮崎鼻付近	4・7・10・1	—	—	—	—	—	—
	むらさき いかい	むき身	1号機放水口湾付近	7	7	—	—	—	—	—
			宮崎鼻付近	7	7	—	—	—	—	—
			浜 田 市	7	—	—	—	—	—	—
			松江市美保関町	7	7	—	—	—	—	—
	あらめ	仮根を 除く	1号機放水口湾付近	6・10	—	10	—	—	—	—
			宮崎鼻付近	6	10	—	10	—	—	6
			宮崎鼻付近 海底部	6	6	—	—	—	—	—
	わかめ	"	1号機放水口湾付近	4	4	4	4	—	—	4
			片 旬 沖	2	2	2	2	—	—	—
	いわのり	全体	1号機放水口湾付近	1	—	—	—	—	—	—
ほんだ わら類	仮根を 除く	1号機放水口湾付近	6	6	6	6	—	—	—	
		宮崎鼻付近	6	6	6	6	—	—	—	
		輪 谷 湾	6	6	6	6	—	—	—	
		浜 田 市	7	—	7	—	—	—	—	
		松江市美保関町	7	7	7	—	—	—	—	
海底土	海底土	表層 底質	1号機放水口沖	4	—	—	—	—	—	—
			2・3号機放水口沖	4	—	—	—	—	—	—
			手 結 沖	4	—	—	—	—	—	—
実施者別分析件数 小計			47	18	8	6	9	5	6	
分析件数 小計			65		14		14		6	

- (注) 1. ■は島根県、中国電力のクロスチェック対象試料を示す。同地点、同日時に採取された試料を各測定者が測定する。
2. 海水採取地点のうち、取水口は輪谷湾。
3. 宮崎鼻付近海底部は、水深約15m。
4. 「発電所付近沿岸」は、1号機放水口湾付近と宮崎鼻付近とのコンポジット。

実施者別分析件数	合計	104	30	19	9	36	8	12
分析件数	合計	134		28		44		12

(4) 測定法及び測定器

調査項目		測定機関	測定法		測定器	供試料量	
空間放射線	線量率 (モニタリングポスト)	島根県	エネルギー補償方式		NaI(Tl)シンチレーション検出器 (深田北、北講武及び片句はゲルマニウム半導体検出器によるγ線エネルギー弁別装置付き)		
	人工放射能面密度	島根県	ゲルマニウム半導体検出器によるin-situ測定		高分解能γ線スペクトロメータ (高純度ゲルマニウム検出器)		
環境試料中の放射能	γ線スペクトロメトリ対象核種	浮遊塵	島根県	計測試料	原子力規制庁編「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリ」による。	高分解能γ線スペクトロメータ (高純度ゲルマニウム検出器)	
				捕集フィルター			約 22,000 m ³
		海底土	島根県	乾物			100g 乾土
		陸土		乾物			100g 乾土
		海水	島根県 中国電力	吸着物			30ℓ
		陸水		濃縮物			60～100ℓ
		牛乳		生試料			2～3ℓ
		植物		灰化物(ヨウ素131以外の核種) 生体(ヨウ素131)			灰: 4～5 ℓ 相当
		農産物					灰: 1.5～3kg 生相当 生: 0.6～0.7kg 生
		海産生物					灰: 2～9kg 生相当 生: 1～3kg 生
	トリチウム	大気水	島根県	文部科学省編「トリチウム分析法」による。		低バックグラウンド液体シンチレーション計数装置	50 ml
		海水	島根県 中国電力				
	ストロンチウム90	陸水	島根県	文部科学省編「放射性ストロンチウム分析法」による。		低バックグラウンドガスフロー計数装置	100ℓ
植物		灰: 1kg 生相当					
農産物		灰: 1kg 生相当					
牛乳		灰: 1kg 生相当					
陸土		100g 乾土					
海水		40ℓ					
海産生物	灰: 1kg 生相当						

3-4-3 環境放射線測定結果（令和5年度）

資料：県（原子力環境センター）

空間放射線線量率（モニタリングポスト）

（単位：nGy/h）

測定地点	月間平均値	年間最高値	平常の変動幅 （上限）
西浜佐陀	48～51	123	81
御 津	37～40	98	62
古 浦 ^{※1}	33～35	97	59
深 田 北	25～28	83	50
片 匂	29～32	93	58
北 講 武	33～36	106	65
佐陀本郷	36～39	98	65
末 次 ^{※2}	41～43	92	62
大 芦	42～44	104	72
上 講 武	39～42	120	74
手 結	47～49	110	69
手 結 南	29～32	100	58
池 平	28～31	103	60
名 分	34～36	93	59
魚 瀬	36～39	98	62
上 大 野	44～47	132	77
東 長 江	39～43	130	74
比 津	37～40	95	65
持 田	39～41	112	73
大芦別所	34～36	107	71
加 賀	36～38	91	64
出 雲	31～35	92	61
安 来	34～43	112	64
雲 南	28～31	86	52

注）「平常の変動幅」は、各測定地点における前年度までの2年間以上（5年間を上限とする）の全データから求めた累積相対度数分布の（平均値±標準偏差×3）相当の範囲である。

※1 機器故障・修繕のため、6月は欠測。

※2 松江市役所建替工事に伴い、測定局を移設して7月より測定再開。

3-4-4 島根原子力発電所環境放射線等の測定並びに測定結果の公表等に関する要綱（抄）

（技術会の設置）

第1条 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の規定に基づく環境放射線及び温排水等の測定結果のとりまとめ及び評価等を行うため、島根県防災部原子力環境センターに「島根原子力発電所周辺環境放射線等測定技術会」（以下「技術会」という。）を置く。

2 技術会の所掌事務は、次の事項とする。

- (1) 環境放射線及び温排水等の測定計画の立案に関すること
- (2) 測定結果のとりまとめ及び分析評価に関すること
- (3) その他測定に関する技術的事項に関すること

（技術会の構成）

第2条 技術会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 島根県防災部原子力環境センターの職員
- (3) 島根県農林水産部水産技術センター内水面浅海部浅海科の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で欠けたときは、その後任として委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

5 技術会に、会長を置き、原子力環境センター所長をもって充てる。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（測定計画の策定）

第4条 技術会は、翌年度の環境放射線及び温排水等の測定計画を立案するものとする。

2 会長は、前項の測定計画を原則として12月15日までに知事に報告するものとする。

3 知事は前項の報告に基づき、翌年度の測定計画を策定するものとする。

（測定結果の公表）

第6条 測定結果の公表は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 知事は前項の報告に基づき、環境放射線及び温排水等の測定結果を、四半期及び年度ごとに公表するものとする。
- (2) 前号のほか、モニタリングポスト（ステーション）の測定結果及び安全協定第8条第2項で規定する発電所情報については、環境放射線情報システムを用いてリアルタイムで公表するものとする。

3-6-1 農林水産物の生産及び出荷状況

(1) 農産物

① 農産物の生産

(ha、t、千本・千鉢)

品名 数量 市町村	稲 ※1		野菜 ※2		果樹 ※2		麦類 ※1		茶 ※3		大豆 ※1		花き ※2	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	栽培面積	収穫量	作付面積	収穫量	栽培面積	荒茶生産量	作付面積	収穫量	作付面積	出荷量
松江市	1,800	9,260	297	5,521	102	613	60	95	21	7	42	55	23.0	43.0
出雲市	3,980	21,400	508	10,271	366	3,346	602	1,785	19	38	338	493	30.0	420.0
安来市	2,000	10,300	171	2,906	114	1,579	4	8	1	0.3	135	169	20.0	60.0
雲南市	1,440	7,450	182	3,038	71	181	3	6	3	3	28	29	10.0	88.0

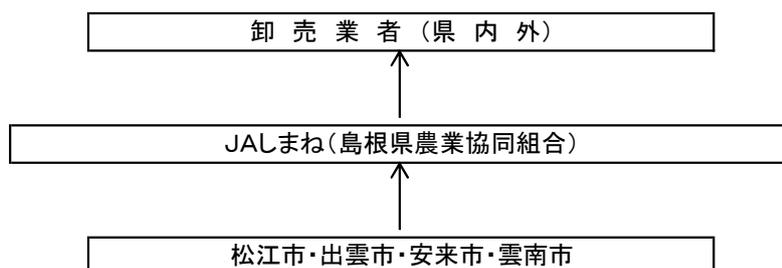
※1 令和4年産農林水産省作物統計

※2 平成18年産農林水産省作物統計

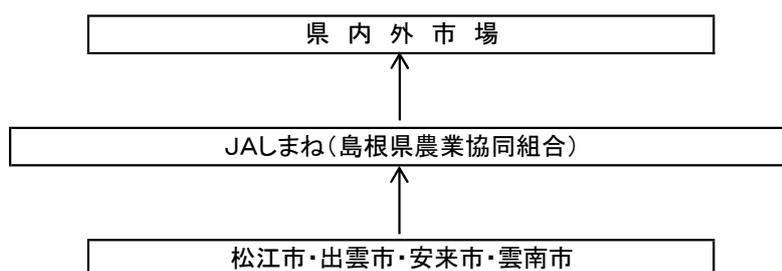
※3 島根県(産地支援課)調べ(令和4年度実績)

② 農産物の主要な出荷ルート

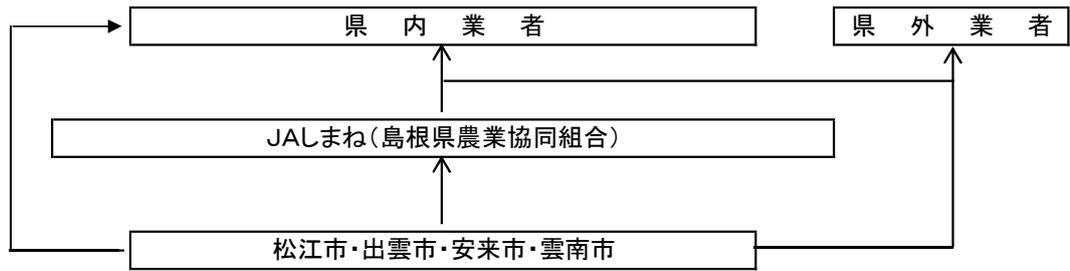
(米)



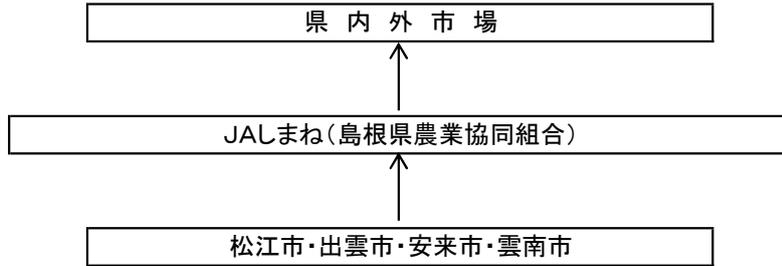
(野菜)



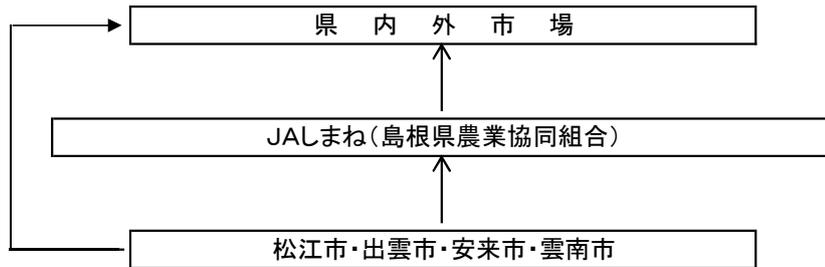
(茶)



(果樹)



(花き)



(2) 畜産物

① 家畜飼養頭羽数

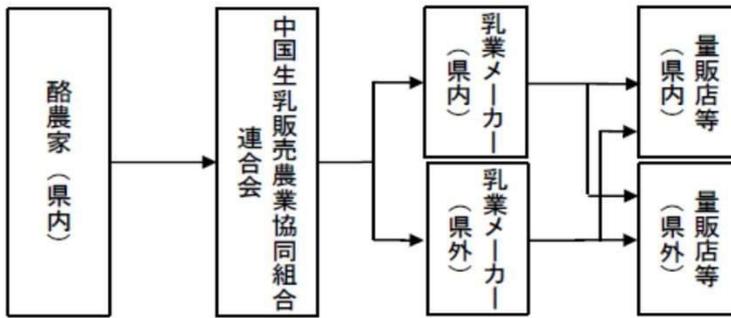
資料: 県(畜産課)

市町村	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	数量		数量		数量		数量		数量	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
松江市	3	52	36	451	-	-	X	X	-	-
出雲市	28	1,790	87	3,481	-	-	X	X	-	-
安来市	10	354	86	907	-	-	X	X	-	-
雲南市	8	389	70	3,640	-	-	6	1,644	X	X

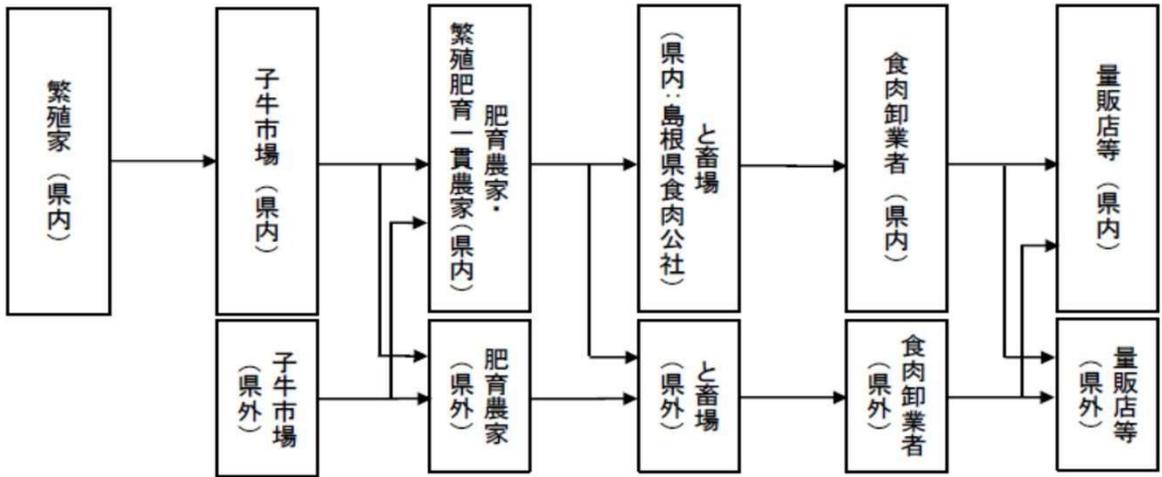
注: R5.2.1現在 Xは秘密保護上、統計数値を公表しないもの

②畜産物の主要な流通ルート

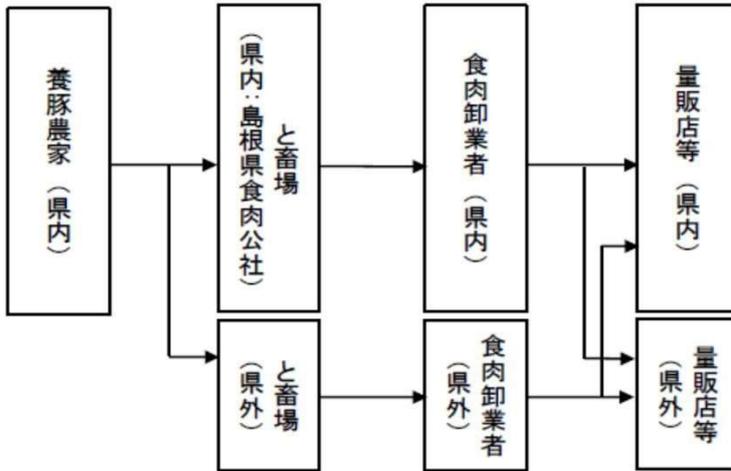
【牛乳】



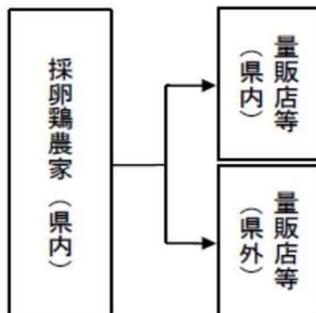
【肉用牛】



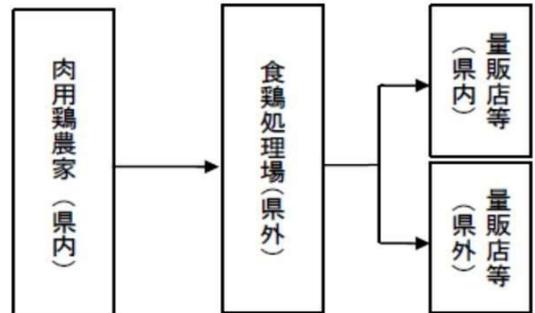
【豚肉】



【鶏卵】



【肉用鶏】



4 防護資機材等に関する資料

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備済	備考
緊急時モニタリング業務			
島根県モニタリング本部等			
監視グループ	携帯型衛星回線電話	1	イリジウム衛星携帯電話
	IP電話	11	
	情報共有システムWebカメラ	5	
	ホワイトボード	2	
	UPZポスト及び防護措置の単位表示地図	1	
EMC（原子力環境センター設置分）			
測定分析担当測定・採取班	携帯型衛星回線電話	5	イリジウム衛星携帯電話
	携帯型防災行政無線機	10	
	携帯型情報共有システム端末	0	
	GPS	0	
	カメラ	0	
測定分析担当分析班	情報共有システム端末	1	監視交付金整備
線量率測定器			
線量率測定器	固定局	24	監視交付金整備
	簡易型モニタリングポスト（電子線量計）	138	
	大気モニタ	22	
緊急時モニタリング用資機材			
測定機器等	モニタリング活動用車両	6	監視交付金整備3台 緊急時交付金整備3台
	可搬型モニタリングポスト	6	
	NaIシンチレーション	13	
	ZnSシンチレーション	3	
	中性子モニター	1	
	GM管式サーベイメータ	14	
	電離箱サーベイメータ	13	
	Ge半導体γ線スペクトロメータ	4	監視交付金整備3台 水準交付金整備1台
	可搬型Ge半導体γ線スペクトロメータ	1	
	ローポリウムエアサンプラー	15	
	ハイポリウムエアサンプラー	2	
	ダスト用アンダーセンサンプラー	2	
	in-situGe測定装置	1	監視交付金整備
	Ge半導体検出器式ダスト・ヨウ素モニタ	3	監視交付金整備
	NaI半導体検出器式ダストヨウ素モニタ	3	監視交付金整備
	レーザーライダー	1	監視交付金整備
	走行サーベイ用サーベイシステム	7	
	個人防護装備	特殊防護服	5
防護服		480	
防護マスク（全面）		92	
防護マスク（半面）		96	
防護マスク用フィルター		960	
長靴		288	
帽子		480	
オーバーシューズ		2,400	
綿手袋		480	
ゴム手袋		2,880	
靴下		480	
電子式個人線量計		86	モニタリング要員数40名、予備7台
安定ヨウ素剤			国要員分から配分
出入者汚染確認		体表面モニター	1
	ハンドフットクロスモニタ	1	
その他	プリンター	1	A0対応
	表示装置	1	6面液晶ディスプレイ
	パーテーションスタンド	19	
	気象データ表示装置	1	
	トランシーバ	10	
	発電機	5	
食料等備蓄	食料	1,200	10日間分x40名
	水	1,200	10日間分x40名
	就寝用具等（仮眠スペース含む）	20	

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備済	備考
災害対策本部業務			
原子力災害医療業務			
医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材	電子式個人線量計	112	病院保管
	電子式個人線量計	180	拠点病院保管
	タイベックスーツ	425	
	防塵マスク	480	
	サージカルマスク	800	
	ゴム手袋	544	
	靴カバー	1,010	
	ディスボ帽子	1,600	
	ディスボ手術衣	315	
	ゴーグル	80	
	フェイスシールド	160	
処置等を行っている場所の線量評価のために必要な資機材	NaIシンチレーション	26	病院保管
	NaIシンチレーション	14	拠点病院保管
	電離箱式サーベイメータ	3	
外部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器	GM管式サーベイメータ	22	
	ラギッドシンチレーションサーベイメータ	30	
内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器	ホールボディカウンター	1	
	スペクトロサーベイメータ	1	
	電子式個人線量計	180	(再掲)
	サイロイドアップテークシステム	1	
	ウェルカウンティングシステム	1	
	中性子サーベイメータ	1	
	ハンドフットクロズモニタ	2	
	甲状腺モニター	1	
	除染するために必要な資機材	除染セット	16
除染テント		1	
除染ベッド		1	
除染キット		5	
掃除機		1	
ルームヨウ素モニター		1	
ルームガスモニター		1	
ポータルブル無菌室		0	
スミヤろ紙		1,600	
ダストろ紙		1,600	
ポリ袋（試料用）		800	
汚染拡大防止用資機材	養生用シート(床、壁面用)	16	
	養生用シート(手術台用)	16	
	ポリ袋（廃棄物用）	800	
	テープ	48	
	管理区域標識	16	
	フェンス（小）又はトラテープ	96	トラテープの場合、1巻/病院
	バリアボックス（小）又は感染性廃棄物ボックス	32	
	紙ウェス	16	
	ポリバケツ	48	
	原子力災害医療派遣チームに必要な資機材	車両	2
放射線防護区画管理業務			
バックグラウンド測定	NaIシンチレーション	4	
出入者汚染確認	GM管式サーベイメータ	6	
除染	除染シャワーテント	2	
個人防護装備	個人防護装備セット	114	タイベックスーツ、防塵マスク、手袋（綿手袋、ゴム
	電子式個人線量計	19	
	積算線量管理用線量計	0	
	安定ヨウ素剤	76	

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備済	備考
その他屋外で活動する災害対策本部業務			
バックグラウンド測定	NaIシンチレーション	10	
個人防護装備	個人防護装備セット	100	タイベックスーツ・防塵マスク・手袋（綿手袋・ゴム
	電子式個人線量計		屋内で活動する業務を含む
	積算線量管理用線量計		屋内で活動する業務を含む
	安定ヨウ素剤		屋内で活動する業務を含む
住民避難の支援に必要な資機材	携帯型衛星回線電話	1	イリジウム衛星携帯電話
	トランシーバ	10	
	避難支援車両	1	
	風速計	2	
	資機材倉庫	1	
	液晶プロジェクタ	1	
	防護区画写真パネル	4	
	ヘリスポット用着陸支援機材	1	
屋内のみで活動する災害対策本部業務			
バックグラウンド測定	NaIシンチレーション	4	
個人防護装備	電子式個人線量計	376	
	積算線量管理用線量計	0	
	安定ヨウ素剤	1,504	
食料等備蓄（特定業務除く災害対策本部分）	食料	21,056	
	折りたたみ式ウォータータンク（10ℓ）	752	
	就寝用具等（仮眠スペース含む）	260	
移動式通信機器	携帯電話	23	
	可搬型衛星携帯電話	2	ワイドスターⅢ
	分離型衛星通信システム	1	
資機材保管棚	保管棚	1	
特定業務			
避難退域時検査業務			
検査責任者及び補佐	NaIシンチレーション	42	
車両指定箇所検査班	ゲート型モニタ	28	
	GM管式サーベイメータ	37	
車両確認検査・簡易除染班	GM管式サーベイメータ	70	
住民指定箇所検査・確認検査・簡易除染検査班	GM管式サーベイメータ	56	
交通誘導等班	誘導棒	252	
検査済証交付班	(予め整備する資機材はなし)		
各班等共通	ピブス（赤、総括関係）	140	
	ピブス（青、車両関係）	392	
	ピブス（黄、住民関係）	224	
	ピブス（緑、誘導関係）	290	
	ピブス（ピンク、交付関係）	224	
	トランシーバ	36	
	案内板（会場入口用）	14	
	個人防護装備	個人防護装備セット（特定業務用）	300
	電子式個人線量計	150	
	積算線量管理用線量計	0	
	安定ヨウ素剤	600	
避難先・避難元自治体支援業務			
避難所資機材	簡易ベッド・毛布	590	大田市 計477セット、奥出雲町 計113セット
汚染検査	GM管式サーベイメータ	0	
個人防護装備	個人防護装備セット（特定業務用）	0	ガウン・帽子・ズボン・防塵マスク・手袋（綿手袋・
避難車両運転業務			
個人防護装備	個人防護装備セット	1,609	タイベックスーツ・防塵マスク・手袋（綿手袋・ゴム
	電子式個人線量計	737	
	積算線量管理用線量計	0	
	安定ヨウ素剤	1,748	
物資調達・供給業務			
(今後検討)			

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備済	備考
その他			
住民広報			
車両	広報用車両	1	
消防学校			
教育用機器	空気ポンベ	5	
	空気呼吸器	5	
	空気呼吸器用広角面体	10	
消防学校			
教育用機器	空気ポンベ	5	
	空気呼吸器	5	
	空気呼吸器用広角面体	10	

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分以外）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備数								備考	
		松江市	本庁	各支所	公民館	その他	出雲市	安来市	雲南市		計
防災活動資機材											
個人線量計	アラーム付き個人被ばく線量計	879	659	120		100	150	120	160	1,309	
防護器具	防護服	2,760	2,180	160	420		150	270	250	3,430	
	雨合羽	2,685	2,105	160	420		150	270	249	3,354	
	防護マスク（全面・半面）	800	220	160	420					800	
	フィルター	900	320	160	420					900	
	防塵マスク	2,685	2,105	160	420		150	270	250	3,355	
	作業帽	260	260							260	
	作業靴	400	110	80	210		75	50	50	575	
	靴カバー	2,685	2,105	160	420		150	270	250	3,355	足
	手袋	4,309	3,149	320	840		150	270	250	4,979	双
	安全メガネ・ゴーグル	130	130							130	
サーバイメータ	α線サーバイメータ	1	1				1	1	1	4	
	ポケットサーバイメータ	36	12	24						36	
	シンチレーション式サーバイメータ	10	10				8	8	9	35	
	GM管式サーバイメータ	7	7							7	
	ラギットシンチレーション式サーバイメータ	0					3	3	3	9	
通信機器	特定小電力トランシーバ	600	211		8	381				600	
	車両搭載用無線機	0								0	
	携帯用電波中継器	0								0	
	可搬型衛星携帯電話	2	2				2	2	1	7	
	衛星屋外用設置アンテナ	2	2							2	
	分離型通信衛星システム	1	1							1	
車両	広報車両	6	2	4						6	
	防災資機材運搬車両	1	1							1	
	弱者搬送車両	1	1							1	
	車椅子緊急避難装置	0							4	4	雲南市以外は消防に配備
戸棚、ロッカー	保管庫	6		6						6	
	防災倉庫	18	2		16					18	
情報処理機器	ノート型パソコン	5	5				1	1	1	8	
	デスクトップパソコン	3	3							3	
	プロジェクター	2	2				1	1	1	5	
	スクリーン	1	1				1	1	1	4	
	デジタルビデオカメラ	2	2							2	
防災活動支援機材	災対本部用パネル	2		2						2	
	防災区画写真パネル	30	3	6	21		1		1	32	
	投光器	5		5						5	
	緊急時用浄水装置	13		13						13	
	銀マット	792		135	390	267				792	
	間仕切り	60		60						60	
	台車						1	1	2	4	
	養生テープ	253	253				20	20	13	306	
原子力災害医療業務											
戸棚、ロッカー等	ヨウ素剤保管庫	7	3	2		2	39	3		49	

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分以外）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備数					備考
		松江市 消防本部	出雲市 消防本部	安来市 消防本部	雲南 消防本部	計	
防災活動資機材							
個人線量計	アラーム付き個人被ばく線量計	142	100	45	50	337	
防護器具	特殊防護服	46				46	
	全身特殊防護服	29				29	
	RI防護服	24				24	
	防護服	532	100	45	50	727	
	特殊防護服気密試験器	4				4	
	反射蓄光機能付ベスト	29				29	
	防護マスク（全面・半面）	321				321	
	使い捨てマスク	390	100	45	50	585	
	フィルター	516				516	
	作業帽	80				80	
	靴カバー	685	100	45	50	880	
	雨合羽		100	45	50	195	
	空気ボンベ(空気呼吸器用シリンダ)	222				222	
	空気ボンベケース	26				26	
	空気呼吸器	148				148	
	空気呼吸器用広角面体	240				240	
	空気呼吸器用広角面体カバー	90				90	
	空気呼吸器用Oリング	162				162	
	移動式高圧圧縮機（コンプレッサー）	2				2	
	手袋		100	45	50	195	
	アガ酸化水生成装置	2				2	
	荷物運搬車	1				1	
	放射線実習セット	1				1	
	火点検索装置	3				3	
	酢酸ビニールシート	1				1	
	インパルス銃システム	2				2	
	インパルスアタッチメント	2				2	
	インパルス用薬液					0	
	放水ストップバルブ	2				2	
	泡消火薬剤	5				5	
空気補填用アダプター	1				1		
従事者用除染シャワー	1				1		
被除染者簡易服セット	86				86		
汚染傷病者搬送シート	19				19		
個人携帯警報器	35				35		
ガス検知器	4				4		

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分以外）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備数				計	備考
		松江市 消防本部	出雲市 消防本部	安来市 消防本部	雲南 消防本部		
	防水シート	5				5	
	養生シート	4				4	
	ポリシート	12				12	
	吸水シート	3				3	
	エプロテープ	38	1		10	49	
	標示テープ	1				1	
	バリアボックス	8				8	
	強粘着マットフレーム	6				6	
	強粘着マットシート	12				12	
	除菌ペーパータオル	12				12	
	長靴	45				45	
	アイソチャンバー	4				4	
	アイソチャンバー用フィルター	24				24	
サーバイメータ	電離箱式サーバイメータ	1				1	
	α線サーバイメータ	1	1	1	1	4	
	GM式サーバイメータ	6		2	2	10	
	シンレーション式サーバイメータ	2	2	2	2	8	
	ラジックシンレーション式サーバイメータ	2	2			4	
通信機器	トランシーバ	85				85	
	トランシーバー用タイピンマイク					0	
	特定小電力トランシーバー	13				13	
	トランシーバー用専用電池（バッテリー）					0	
	車両搭載用無線機	2				2	
	携帯無線	39				39	
	骨伝導装置	44				44	
	画像伝送システム	1				1	
	可搬型衛星携帯電話（リトラスターII）	2	2	2	2	8	

原子力災害資機材整備数等一覧（県業務分以外）

業務名・業務内容等	資機材の種類	整備数					備考
		松江市 消防本部	出雲市 消防本部	安来市 消防本部	雲南 消防本部	計	
車両	広報車両	4				4	
	車両移動器具	8				8	
	車両移動器具用収納袋	8				8	
	防災資機材運搬車両	2				2	
	弱者搬送用兼要員搬送車両	1				1	
	車椅子緊急避難装置	20	12	4		36	雲南消防分は雲南市に保管
戸棚、ロッカー	保管庫	5				5	
	防災倉庫	8				8	
	収納ケース	70				70	
	ボックスコンテナ					0	
	分別ボックス	13				13	
情報処理機器	プロジェクター	1				1	
	液晶プロジェクタ	1				1	
	デジタルカメラ	4				4	
	デジタルビデオカメラ	1				1	
防災活動支援機材	現場用指揮机	1				1	
	バーグラフ	81				81	
	セーフティコーン	36				36	
	メッシュ担架	4				4	
	非常用ライト	20				20	
	投光器	3				3	
	エアータント	2				2	
	携帯拡声器	15				15	
	スリングロープ	16				16	
	発電機	2				2	
	仮眠用ベッド	28				28	
	飲料水	1,520				1,520	
	使い捨て下着	48				48	
	生理用品	1				1	
	簡易トイレ	3,900				3,900	
	台車	1				1	
	エアマット	108				108	
	フリース毛布	109				109	
	ベルトパーテーション	9				9	
	クイックプライバシーシート	4				4	
	LED照明器具	2				2	
ディスプレイマスク	16				16		
エプロンシート	5				5		

安定ヨウ素剤備蓄数量(雲南市役所保管分)

令和6年10月31日現在

品名	規格	数量	有効期限
日本局方ヨウ化カリウム	丸剤*50mg	47,000丸	2026(R8).2月
日本局方ヨウ化カリウム	丸剤*50mg	28,000丸	2026(R8).9月
日本局方ヨウ化カリウム	丸剤*50mg	29,000丸	2027(R9).9月
日本局方ヨウ化カリウム	丸剤*50mg	28,000丸	2028(R10).9月
日本局方ヨウ化カリウム	丸剤*50mg	9,000丸	2029(R11).9月
日医工ヨウ化カリウム内服ゼリー	ゼリー剤*16.3mg	40包	2027(R9).8月
日医工ヨウ化カリウム内服ゼリー	ゼリー剤*32.5mg	400包	2025(R7).8月
日医工ヨウ化カリウム内服ゼリー	ゼリー剤*32.5mg	500包	2026(R8).8月
日医工ヨウ化カリウム内服ゼリー	ゼリー剤*32.5mg	500包	2027(R9).8月

丸剤*50mg 141,000丸

ゼリー剤*16.3mg 40包

ゼリー剤*32.5mg 1,400包

4-2-1 車両の状況

(1) 乗合自動車・貸切旅客自動車保有台数等

ア 一般乗合旅客自動車運送事業者

資料：中国運輸局島根運輸支局（令和7年1月1日現在）

市町村	事業者名	営業所名	保有台数
松江市	一畑バス（株）	本社	58
	松江市	松江市交通局	54
	松江一畑交通（株）	本社	10
	(有) クリーンサービス	本社	※12
	日本交通（株）	松江	※5
	釜屋 福太郎	秋鹿	※8
	(有) いやタクシー	本社	※26
	はつみ交通（株）	本社	※4
浜田市	石見交通（株）	浜田	39
	(株) FromHeart	本店	※19
	(有) 弥栄総合企画	弥栄	※3
	(有) 旭タクシー	弥栄	※5
出雲市	一畑バス（株）	出雲支社	29
	JRバス中国（株）	島根支店	24
	出雲一畑交通（株）	本社	※9
	(有) スサノオ観光	出雲須佐	※6
	(有) スサノオ観光	出雲	※5
	(有) 谷本ハイヤー	出雲	※6
	(有) 足立運送	斐川	※4
	(有) 斐川タクシー	斐川	※14
	(有) 出雲観光タクシー	大社	※2
益田市	石見交通（株）	益田	50
	益田タクシー（株）	益田	※6
	第一交通（株）	益田	※6
	日本交通（株）	益田	※4
大田市	石見交通（株）	大田	28
安来市	ちどりタクシー(有)	安来	※4
雲南市	石飛 喜美子	掛合	※3
	(有) 成和自動車商会	大東	※4
	三葉タクシー（有）	雲南	※4
	(株)かみしろ	本社	※7
	(有) 加茂タクシー	加茂	※4
奥出雲町	奥出雲交通（株）	本社	※20

市町村	事業者名	営業所名	保有台数
飯南町	(有) 赤来交通	来島	※4
	(株) とんぼら総合開発	本社	※4
美郷町	大和観光(株)	本社	※7
	駅チョンタクシー(有)	浜原	※3
川本町	邑智自動車(有)	川本	※1
津和野町	(株) フォーブル	津和野	※6
吉賀町	六日市交通(有)	六日市交通(有)	※7
	(有) 柿木産業	柿木	※1
西ノ島町	隠岐観光(株)	別府	※3
隠岐の島町	(有) 稲葉興産	本社	※1
	おき観光タクシー(有)	城北町	※1
	島タクシー(株)	西郷	※1
	(有) みなとタクシー	西郷	※1
	隠岐一畑交通(株)	本社	8
	(有) マスダ	五箇タクシー	※2
	吉田 由美子	原田	※2
(有) 野津運送	野津運送	※2	
合計			536

※は貸切バス又はタクシー事業との併用有り

イ 一般貸切旅客自動車運送事業者

資料：中国運輸局島根運輸支局（令和7年1月1日現在）

市町村	事業者名	営業所名	保有台数
松江市	一畑バス（株）	松江本社	5
	松江市	松江市交通局	12
	日本交通（株）	松江	5
	松江一畑交通（株）	本社	14
	（有）クリーンサービス	本社	8
	いづみ観光バス（有）	松江	6
	（有）スサノオ観光	松江	3
	はつみ交通（株）	八束	5
	優心ファクトリー（合）	中央	6
	（有）平塚石油	本社	9
	（有）いやタクシー	揖屋	20
	（有）鹿島タクシー	本社	10
	仁多観光（株）	松江	12
	浜田市	（株）イワミツアー	山陰支店
石見交通（株）		浜田	1
（有）浜田交通		本社	5
（有）ぜん		本社	6
出雲市	一畑バス（株）	出雲支社	10
	JRバス中国（株）	島根支店	6
	出雲一畑交通（株）	本社	5
	（有）谷本ハイヤー	本社	6
	（有）アタゴタクシー	平田	3
	（有）スサノオ観光	佐田	3
		出雲	3
		斐川	23
	（有）出雲観光タクシー	大社	10
	西尾自動車（株）	平田	7
	（有）やくも観光	知井宮	5
（有）持田物産	本社	12	
益田市	石見交通（株）	益田	2
	（株）イワミツアー	益田	2
	第一観光バス（株）	益田	7
	西日本トータルサービス株	益田	3
	（有）浜田交通	益田	5

市町村	事業者名	営業所名	保有台数
大田市	石見交通（株）	大田	2
	（株）イワミツアー	大田	3
	（有）浜田交通	大田	2
安来市	安来市場運送（有）	安来観光	3
	（株）伯太観光	伯太	10
	（有）中村商店	広瀬観光	3
雲南市	（有）サンコープ雲南	本社	1
	奥出雲観光（株）	本社	6
奥出雲町	奥出雲交通（株）	奥出雲交通	22
美郷町	大和観光（株）	本社	5
邑南町	西日本トータルサービス（株）	本社	4
津和野町	防長交通（株）	津和野	5
吉賀町	六日市交通（有）	本社	11
海士町	隠岐海士交通（株）	海士	5
西ノ島町	隠岐観光（株）	別府	3
隠岐の島町	隠岐一畑交通（株）	隠岐一畑交通	7
	島タクシー（株）	西郷	3
合計			338

ウ 一般乗用旅客運送事業者

資料：中国運輸局島根運輸支局（令和7年1月1日現在）

地区	事業者名	営業所名	保有台数	事業者名	営業所名	保有台数
松江市	日本交通（株）	松江	57	（有）秋代行	本社	8
		玉造	11	（有）水都タクシー	本社	8
	松江一畑交通（株）	本社	79	釜屋 福太郎	秋鹿	9
	（株）クラウンタクシー	剣先	41	玉造タクシー（有）	玉造	5
	島根日本交通（株）	東朝日町	12	流通（株）	松江店	6
	第一交通（株）	本社	35	（有）鹿島タクシー	鹿島	8
	（有）乃木タクシー	浜乃木	21	えともタクシー（株）	恵曇	5
	（有）生馬タクシー	生馬	13	（有）きまちタクシー	来待	2
	（有）本庄タクシー	本庄	7	（有）クリーンサービス	本社	2
	（有）マカタタクシー	馬潟	7	優心ファクトリー（同）	本社	6
	（有）古江タクシー	古江	4	（有）いやタクシー	揖屋	9
				松江市 計		355
浜田市	日本交通（株）	浜田	13	（株）ジェイビーエフ	タクシー営業所	7
	みなと第一交通（株）	浜田	32	旭タクシー（有）	今市	4
	（株）Fromハート	本店	26	（有）弥栄総合企画	弥栄	3
		浜田	12	金城タクシー（有）	金城	4
	伊津 昭	国府	3	浜田市 計		104
出雲市	日本交通（株）	出雲	22	（有）アタゴタクシー	平田	10
	（有）谷本ハイヤー	出雲	44	（有）スサノオ観光	スサノオタクシー	7
	出雲一畑交通（株）	本社	42	（有）出雲観光タクシー	大社	18
	出雲第一交通（株）	本社	26	（有）足立運送	荘原	14
	出雲中央交通（株）	出雲	13	（有）斐川タクシー	直江	11
	（有）やくも観光	知井宮	9	（有）持田物産	本社	11
		多伎	1	出雲市 計		228
益田市	日本交通（株）	益田	17	益田タクシー（株）	益田	26
	第一交通（株）	益田	27		横田	2
	渡邊 次男	匹見	1	益田市 計		73

地区	事業者名	営業所名	保有台数	事業者名	営業所名	保有台数
大田市	日本交通(株)	大田	15	中家 孝之	志学	1
	富士第一交通(株)	本社	14	(有)温泉津タクシー	温泉津	5
	(有)はぁーと交通	久手	4	(有)仁摩タクシー	仁万	3
				大田市 計		42
安来市	日本交通(株)	安来	12	広瀬タクシー(有)	広瀬	3
	ちどりタクシー(有)	安来	9	(有)梅林商会	比田	1
	(株)赤屋タクシー	本社	2	安来市 計		27
江津市	日本交通(株)	江津	14	(有)アールエムズ	本店	2
	(有)浅利タクシー	浅利	3		江津	2
	入江 一繁	桜江	1	(株)Fromハート	江津	6
	Kーサポート(株)	川戸	1	江津市 計		29
仁多郡	(有)奥出雲運送	阿井	4	森田 一	本社	2
	(有)簸上タクシー	横田	3	仁多郡 計		9
雲南交通圏	三葉タクシー(有)	雲南	13	石飛 喜美子	掛合	4
	(有)成和自動車商会	大東	4	(株)とんぼら総合開発	本社	4
	(株)かみしろ	本社	7	(有)赤来交通	来島	4
	(有)加茂タクシー	加茂	4	雲南交通圏 計		40
邑智郡	邑智自動車(有)	川本	3	駅ゝタクシー(有)	粕淵	3
	橋田 敏彦	井原	2		浜原	2
	(有)矢上タクシー	矢上	3	白川 寿憲	おおなん交通	2
	大和観光(株)	都賀	3	邑智郡 計		18
鹿足郡	(有)鹿足タクシー	鹿足タクシー	4	六日市交通(有)	六日市	4
	(有)柿木産業	柿木	2	津和野タクシー(株)	鹿足	1
	(株)フォーブル	津和野	6	鹿足郡 計		17
隠岐郡	島タクシー(株)	西郷	7	おき観光タクシー(有)	城北町	1
	(有)みなとタクシー	西郷	4		栄町	3
	吉田 由美子	原田	2	原交通(有)	浦郷	4
	(有)西郷タクシー	西郷	6	鏡谷 元	別府	4
	(有)稲葉興産	本社	3	隠岐海士交通(株)	海士	5
	(有)野津運送	本社	2	石塚 仁志	海士	4
				(有)マスダ	五箇タクシー	1
				隠岐郡 計		46
合 計						988

エ 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定事業者)

資料：中国運輸局島根運輸支局（令和7年1月1日現在）

市町村	事業者名	保有台数	市町村	事業者名	保有台数
松江市	(株) ふぁみりー	1	益田市	山根 創	2
	松江保健生活協同組合	1		倉木 博文	2
	(株) オレンジロード	2		斉藤運輸(株)	1
	(有) 松江CG工房	2		ニューライフ(株)	1
	(株) コスモス	1		(株) shizuka	1
	植田 道雄	1		NPO法人益田自立支援センター	1
	木村 昭博	2		佐々木 文也	2
	安部 光義	2		酒井 一	2
	田中 和子	2		是安 輝政	1
	(有) アダチ	3		大田市	田中 治男
	対馬 健二	1	佐々木 悦朗		1
	(株) かすみコーポレーション	3	野木 正夫		1
	(同) KOKUA	1	温泉津運送(有)		2
	余村 純一	1	島林 武		1
	大峠 健児	2	村上 方一		1
	(株)オネット	1	松原 勝己		2
	八幡 真一	1	安来市	田邊 誠	1
	仲井 泰正	2		とも・Life合同会社	1
	(株) 訪問介護事業所よいとこ24	1		加藤 正美	1
	福祉タクシー扇(同)	1	雲南市	社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	1
上垣内 光一	2	(有) ハローサービス		1	
社会福祉法人 上口福祉会	1	若槻 智		2	
浜田市	浜田急便(有)	5		法橋 透	1
	立川 和宏	1		武田 陽司	2
	(有)高村	3		石田 直也	1
	(同) MoreLiberty	3		特定非営利活動法人彩	1
出雲市	(株) ケアサービス出雲	2	邑智郡邑南町	(有) 出羽運送	1
	NPO法人コミュニティサポートいずも	1	鹿足郡吉賀町	社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	1
	永田 正己	1	隠岐郡隠岐の島町	社会福祉協議会 ふれあい五箇	1
	(有) えるだー	1		八幡 真一	2
	社会福祉法人創文会	2	合 計		124
	矢田 繁	1			
	(株) チェリーサポート	2			
	NPO法人たすけあい平田	1			
	浦部 武夫	2			
	和田 千鶴雄	1			
	社会福祉法人金太郎の家	1			
	加藤 稔	3			
	尾原 博之	1			
	小林 健人	1			
	(株) 糺屋	3			
	福間 仁範	1			
	西尾 弘	4			
	多々納 薫	1			
	福島 誠司	1			
	(同) たいしゅRe.	4			
	田中 弘哉	1			
	福田 修司	1			
	大谷 俊幸	1			
	下村 恵太	1			
	飯塚 一弥	1			

(2) 自衛隊輸送能力

資料：陸・海・空各自衛隊

(R7.1.1現在)

①車両

区分			大型車両 定員 22名	マイクロバス 定員 14名	合計数	輸送 人員	備考	
陸上 自衛隊	中部 方面隊	第13 旅団	出雲駐屯地	16	1	17	366	実動数： 保有の7割

②艦艇

区分	船種	トン数	速力	隻数	乗船可能 人員	接岸必要 水深	所要時間 (舞鶴～七類)	
海上 自衛隊	舞鶴 地方隊	掃海艇	510	12 ^{kt}	2	状況による	6m以上	約12時間
		多用途 支援艦	980	13	1			
		ミサイル艇	200	35	2			約6時間

③航空機

区分	機 種	保有 機数	定員	速力	着陸必 要面積	所 要 時 間 等
陸上 自衛隊	中部方面隊 第13旅団 第13飛行隊 (0835-22-1950)	UH-1J	7	180	50×50	防府～出雲 約1時間10分
航空 自衛隊	第3輸送航空隊 (美保基地) (0859-45-0211) (内232、225)	C-2	110	720	—	—

4-2-2 船舶及び航空機の状況

(1) 海上保安庁所属の船舶及び航空機

①巡視船艇

資料：第八管区海上保安本部

所属	船艇名	用途	トン数 (t)	備考
境海上保安部	きそ	巡視船	1,800	
	おき	巡視船	1,500	
	やえざくら	巡視艇	26	
	みほぎく	巡視艇	26	
隠岐海上保安署	さんべ	巡視船	195	
浜田海上保安部	いわみ	巡視船	1,250	
	あさま	巡視船	220	
	やなかぜ	巡視艇	26	

②航空機

資料：第八管区海上保安本部

所属	型式	全長 (m)	全高 (m)	最大速力 (kt)	最大座席数 (席)
第八管区海上保安本部 美保航空基地	ボンバルディア式DHC-8 315型 (2機)	25.68	7.49	243	32
	アグスタ式AW139型 (2機)	16.65	4.98	167	15

(2) 県所属の船舶及び航空機

①船舶

R7.1.1現在

資料：県（水産課、学校企画課）

所属	船名	船種	トン数 (t)	速力(ノット) 最高/巡航	乗員数	定係港	備 考
水産課	せいふう	漁業取締船	125	—/36.16	8	七類港	レーダー、GPS、電子海図情報表示装置、風向風速計、気圧計
水産技術 センター	やそしま	漁業試験船	9.1	21.0/18.5	2	恵曇漁港	防災無線、GPS、風向風速計、レーダー、気圧計
	島根丸	漁業試験船	142	13/12	11	浜田漁港	レーダー、GPS、風向風速計、気圧計
学校企画課	神海丸	水産練習船	699	15.7/13.5	93	宮城県 石巻港	レーダー、AIS、GPS、電子海図情報表示装置、風向風速計、気圧計

②航空機

資料：県（消防総務課）

所属	型式	全長 (m)	全高 (m)	全幅 (ローダー直径) (m)	最大離着 陸重量 (kg)	最大航 続距離 (km)	最大巡 航速度 (km/h)	最大滞 空時間 (h)	最大 座席数 (席)
消防総務課 防災航空 管理所	川崎式 BK117C-2	13.03	3.96	11.00	3,585	685	277	3.2	11

③へり所要時間

資料：県（原子力安全対策課）

東京羽田空港～出雲空港	約3 時間15分（給油あり）
大阪伊丹空港～出雲空港	約1 時間15分
広島空港～出雲空港	約 35分
島根原発～出雲空港	約 10分

4-2-3 飛行場外離着陸場

令和5年4月1日現在
出典：各市町村の地域防災計画

◎飛行場 ●飛行場（ヘリポート）

消防本部（局）	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先
松江市消防本部	松江市	持田小学校	松江市東持田町81	松江市	0852-21-3987
		朝酌小学校	松江市朝酌町115	松江市	0852-39-0202
		松江総合医療専門学校	松江市上大野町2081-4	澤田勝寛	0855-88-3131
		湖北中学校	松江市打出町245-1	松江市	0852-36-5400
		恵曇小学校	松江市鹿島町手結201	松江市	0852-82-0065
		鹿島東小学校	松江市鹿島町北講武599	松江市	0852-82-0309
		旧千酌小学校	松江市美保関町千酌1095-1	松江市	0852-55-5740
		島根中学校	松江市島根町加賀1426	松江市	0852-85-2063
		島根総合公園（野球場）	松江市島根町大芦1184-1	松江市	0852-85-3252
		旧美保関東小学校	松江市美保関町美保関1661-1	松江市	0852-55-5740
		本庄中学校	松江市野原町424-2	松江市	0852-34-0523
		島根県警察学校	松江市西浜佐陀町582-2	島根県	0852-26-0110
		B & G（松江海洋センター）	松江市西浜佐陀町1012	松江市	海洋センター 0852-36-6984
		八束町（八束学園）	松江市八束町波入2508	松江市	0852-76-2644
		美保関総合運動公園（多目的広場）	松江市美保関町下宇部尾872-12	松江市	0852-72-3521
		美保関総合運動公園（野球場）	松江市美保関町下宇部尾872-12	松江市	0852-72-3521
		島根野波（島根スポーツ広場）	松江市島根町野波2376-1	松江市	0852-85-3252
		湖東中学校	松江市山代町680	松江市	0852-55-5424
		忌部多目的広場	松江市東忌部町684-4	松江市	0852-33-2010
		旧玉湯小学校	松江市玉湯町玉造4	松江市	0852-55-5424
		宍道小学校	松江市宍道町宍道1276	松江市	0852-55-5424
		来待小学校	松江市宍道町上来待125	松江市	0852-55-5424
		出雲郷（あだかえ）小学校	松江市東出雲町出雲郷926	松江市	0852-52-2069
		島根県消防学校	松江市乃木福富町735-2	島根県	0852-22-0166
		松江総合運動公園（陸上競技場）	松江市上乃木10丁目4-1	松江市	0852-21-3500
		玉湯（玉湯町民球場）	松江市玉湯町湯町683-2	松江市	0852-62-0442
		宍道（宍道総合公園）	松江市宍道町白石1405-1	松江市	0852-66-8686
		八雲町（山村広場）	松江市八雲町西岩坂3856-1	松江市	構造改善センター 0852-54-0600
		錦浜No.2	松江市東出雲町大字錦浜	国土交通省出雲河川事務所 大橋川出張所	0852-22-2280
		秋鹿北港	松江市秋鹿町	松江市	0852-55-5636
		秋鹿小学校	松江市岡本町992-1	松江市	0852-88-2007
		鹿島体育館多目的グラウンド	松江市鹿島町佐陀本郷76	松江市	0852-82-3331
		八束総合運動公園（野球場）	松江市八束町江島1128-2	松江市	0852-76-3663
		東出雲中央公園駐車場	松江市東出雲町揖屋3349-1	松江市	0852-52-5771
		八雲小学校	松江市八雲町西岩坂947	松江市	0852-54-0009
		旧大谷小学校	松江市玉湯町大谷299	松江市	0852-55-5424
		東部分署ヘリポート	松江市美保関町下宇部尾1160	松江市	0852-72-9911
		野波海浜公園	松江市島根町野波5433	松江市	0852-55-5377
		マリンゲートしまね駐車場	松江市島根町大芦2174	松江市	0852-55-5720
		松江玉造 I C	松江市玉湯町布志名地内	NEXCO西日本	0852-72-5362
		島根原発 No.1	松江市鹿島町片匂654-1	中国電力	0852-82-2220
南部分署ヘリポート	松江市八雲町東岩坂369-1	松江市	0852-54-9119		
北部分署ヘリポート	松江市西長江町41番地2		0852-36-4118		
八束千本桜公園ヘリポート	松江市八束町二子1200		0852-55-5377		

◎飛行場 ●飛行場（ヘリポート）

出典：各市町村の地域防災計画

消防本部（局）	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先
安来市消防本部	安来市	安来運動公園	安来市吉岡町450	安来市	さくら総合スポーツクラブ
		広瀬町（広瀬中央公園）	安来市広瀬町307	安来市	(株)TKSS
		山佐ダム（訓練場） 特殊地域	安来市広瀬町上山佐3036-11	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	山佐ダム管理所
		伯太町（山村広場）	安来市伯太町日次585-1	安来市	(株)伯水工務店
雲南消防本部	奥出雲町	横田多目的広場	仁多郡奥出雲町稲原2034-1	奥出雲町	0854-54-2505
		奥出雲町三成場外（ヘリポート）	仁多郡奥出雲町三成1621-8	奥出雲町	0854-54-2505
	雲南市	里熊場外	雲南市木次町下熊谷斐伊川左岸河川敷	雲南市	0854-40-1000
		尾原ダム	雲南市木次町平田211-5	島根県雲南県土整備事務所	0854-42-9600
	飯南町	志々小学校	飯石郡飯南町八神182	飯南町	0854-73-0006
		頓原町民グラウンド	飯石郡飯南町佐見1416-3	飯南町	町民グラウンド
		頓原町野球場	飯石郡飯南町佐見1416-3	飯南町	0854-72-0301
		島根県立飯南高等学校	飯石郡飯南町野萱800	県教育委員会	0854-76-2333
		赤来中学校	飯石郡飯南町下赤名1938	飯南町	0854-76-2164
		赤名山村広場	飯石郡飯南町赤名2807	飯南町	山村広場
出雲市消防本部	出雲市	陸上自衛隊出雲駐屯地営庭	出雲市松寄下町1142-1	出雲駐屯地業務隊	0853-21-1045
		島根大学医学部校庭	出雲市塩冶町89-1	島根大学医学部附属病院	0853-23-2111
		斐伊川河川敷	出雲市武志町		
		今市小学校校庭	出雲市今市町北本町2-1		
		だんだん広場	出雲市今市町		
		第二中学校校庭	出雲市塩冶町1501		
		上津小学校校庭	出雲市上島町869		
		稗原小学校校庭	出雲市稗原町2825		
		みなみ小学校校庭	出雲市所原町185		
		旧乙立小学校校庭	出雲市乙立町1028-4		
		● 県立中央病院屋上（ヘリポート）	出雲市姫原4-1-1	県立中央病院	0853-30-6800
		平田スポーツ公園グラウンド	出雲市平田町2960-1		0853-62-1011
		湖遊館多目的グラウンド	出雲市園町1660-1		
		平田愛宕山野球場	出雲市平田町1-2		
		島根県立平田高等学校校庭	出雲市平田町1		
		旧光中学校校庭	出雲市奥宇賀町854		
		佐香中学校跡地	出雲市坂浦町3601		
		向陽中学校校庭	出雲市灘分町1816-1		
		平田小学校校庭	出雲市西平田町1		
		灘分小学校校庭	出雲市灘分町2091		
		西田小学校校庭	出雲市万田町702-1		
		さくら小学校校庭	出雲市東福町453		
		旧檜山小学校校庭	出雲市多久谷町182-1		
		旧佐香小学校校庭	出雲市坂浦町2472-1		
		伊野小学校校庭	出雲市野郷町459-2		
		旧東小学校校庭	出雲市鹿園寺町1004-6		
		北浜小学校校庭	出雲市十六島町1383-5		
		サンレイク運動場	出雲市小境町1991-2		
		多伎シーサイド運動公園	出雲市多伎町小田500-12外		0853-86-3111
		屋外イベント広場（キララ多伎付近）	出雲市多伎町多岐		
		多伎多目的運動場	出雲市多伎町久村		
		多伎中学校	出雲市多伎町多岐785		
		多伎小学校	出雲市多伎町多岐900		
		旧田儀小学校	出雲市多伎町口田儀1221		
		手引きヶ丘公園（広場）	出雲市多伎町口田儀		

◎飛行場 ●飛行場 (ヘリポート)

出典：各市町村の地域防災計画

消防本部 (局)	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先	
出雲市消防本部	出雲市	湖陵小学校校庭	出雲市湖陵町二部1100			
		湖陵中学校校庭	出雲市湖陵町三部1183			
		湖陵総合公園	出雲市湖陵町三部737		0853-43-1212	
		佐田中学校校庭	出雲市佐田町八幡原200		0853-85-2320	
		飯の原農村公園	出雲市佐田町一窪田657			
		島根県立大社高等学校校庭	出雲市大社町北荒木1473			
		大社中学校校庭	出雲市大社町杵築南1330			
		大社小学校校庭	出雲市大社町杵築南900-1			
		荒木小学校校庭	出雲市大社町北荒木413			
		旧鶴鷺小学校校庭	出雲市大社町鷺浦275			
		旧日御碕小学校校庭	出雲市大社町日御碕521-1			
		遙堪小学校校庭	出雲市大社町遙堪73			
		浜山公園補助競技場	出雲市大社町北荒木1868-10	NPO法人出雲スポーツ振興21	0853-25-1006	
		大社健康スポーツ公園	出雲市大社町杵築南1051-1			
		日御碕多目的運動広場	出雲市大社町日御碕249-2			
		◎ 出雲空港	出雲市斐川町沖洲	出雲空港管理事務所	0853-72-0224	
斐川東中学校	出雲市斐川町沖洲660					
斐川西中学校	出雲市斐川町直江4083					
斐川公園野球場	出雲市斐川町直江3864-2	出雲市	斐川公園野球場	0853-72-3837		
斐川牧場	出雲市斐川町出西			0853-72-0211		
大田市消防本部	大田市	大田自転車競技場	大田市久手町波根西1757	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		西の原ヘリポート	大田市三瓶町池田	大田市消防本部	大田市消防本部	0854-82-0650
		仁摩健康公園多目的広場	大田市仁摩町天河内975	大田市	大田市	0854-88-2111
		温泉津総合グラウンド	大田市温泉津町温泉津イ207	大田市	大田市	0855-65-3111
		富山小学校跡地	大田市富山町山中1684	大田市	富山まちづくりセンター	0854-88-0001
		農林大学校	大田市波根町970-1	農林大学校	農林大学校	0854-85-7011
		大田第二球場	大田市久手町刺鹿747-4	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		大田市民球場	大田市大田町大田口719	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		川合小学校	大田市川合町川合3025	大田市	川合小学校	0854-82-0295
		鳥井運動公園野球場	大田市鳥井町鳥井1284	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		鳥井運動公園駐車場	大田市鳥井町鳥井1284	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		鳥井運動公園グラウンド	大田市鳥井町鳥井1284	大田市体育公園文化事業団	大田市体育公園文化事業団	0854-82-6408
		五十猛小学校	大田市五十猛町1518	大田市	五十猛小学校	0854-87-0626
		第三中学校	大田市水上町福原601	大田市	第三中学校	0854-89-0027
		高山小学校	大田市水上町白杯140	大田市	高山小学校	0854-89-0627
		東の原	大田市三瓶町志学	大田市	大田市	0854-88-9237
		北の原	大田市三瓶町多根	島根県立三瓶自然館サヒメル	島根県立三瓶自然館サヒメル	0854-86-0500
		温泉津中学校跡地	大田市温泉津町福光イ310-1	大田市	大田市	0854-82-1600
		井田グラウンド	大田市温泉津町井田口255	大田市	井田まちづくりセンター	0855-66-0711
大田市立病院	大田市大田町吉永1477-7	大田市	大田市消防本部	0854-82-0650		
江津邑智消防本部	江津市	江の川河川敷	江津市渡津町右岸河川敷	国土交通省浜田河川国道事務所	江の川下流出張所	0855-52-2926
		桜江小学校	江津市桜江町川戸1280	江津市	桜江小学校	0855-92-8040
	川本町	旧川本西小学校校庭	川本町大字川下1477-2	川本町	川本町教育委員会	0855-72-0594
		島根県立中央高等学校校庭	川本町大字川本222	島根県	島根県立中央高等学校	0855-72-0355
		川本町民野球場	川本町大字川下1350-2	川本町	川本町教育委員会	0855-72-0594

◎飛行場 ●飛行場 (ヘリポート)

出典：各市町村の地域防災計画

消防本部 (局)	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先
江津邑智消防本部	美郷町	邑智中学校	美郷町粕淵117番地1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		美郷町防災公園	美郷町久保22-3	美郷町	美郷町役場総務課 0855-75-1211
		吾郷町民広場	美郷町築瀬178	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		邑智小学校	美郷町粕淵93	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		ふれあい広場	美郷町久保222番地1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		沢谷町民広場	美郷町九日市118	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		浜原町民広場	美郷町浜原123	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		君谷町民広場	美郷町京覧原278	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		小松地町民広場	美郷町惣森495番地	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		大和中学校	美郷町長藤195番地	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		比之宮町民広場	美郷町宮内585	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		都賀行町民広場	美郷町都賀行120番地1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
		美郷町民グラウンド	美郷町都賀西48-1	美郷町教育委員会	美郷町教育委員会 教育課 0855-75-1217
	邑南町	島根県立矢上高等学校	邑南町矢上3921	島根県	島根県立矢上高等学校 0855-95-1105
		中野グラウンド	邑南町中野991	邑南町	邑南町役場 0855-95-1111
		邑智病院	邑南町中野3848-2	邑智郡公立病院組合	公立邑智病院 0855-95-2111
		青少年旅行村運動広場	邑南町山田443-2	邑南町	邑南町役場 0855-95-1111
		羽須美運動広場	邑南町上田4252	邑南町	邑南町役場 0855-95-1111
		羽須美中学校グラウンド	邑南町阿須那123	邑南町	羽須美中学校 0855-88-0004
浜田市消防本部	浜田市	下府コミュニティ防災センター	浜田市下府町横路785	浜田市	安全安心課 0855-22-2612
		浜田市陸上競技場	浜田市黒川町3739	浜田市	教育委員会 0855-22-2612
		島根県立大学グラウンド	浜田市野原町1570-4	島根県立大学	島根県立大学 0855-24-2200
		金城中学校	浜田市金城町下来原1402-6	浜田市	金城中学校 0855-42-0044
		波佐山村広場	浜田市金城町長田口192-4	浜田市	金城支所産業課 0855-42-1233
		旭公園陸上競技場	浜田市旭町今市990-1	浜田市	旭支所建設課 0855-45-1437
		弥栄運動広場	浜田市弥栄町長安本郷234	浜田市	教育委員会弥栄分室 0855-48-2121
		三隅中央公園市民陸上競技場	浜田市三隅町古市場595	浜田市	アクア三隅 0855-32-0080
		三隅中央公園多目的広場	浜田市三隅町古市場524	浜田市	アクア三隅 0855-32-0080
益田広域消防本部	益田市	高津川河川敷	益田市高津七丁目	国土交通省浜田河川国道事務所	0855-22-0533
		匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川イ1861-3	益田市	0855-56-0300
		益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	益田赤十字病院	益田赤十字病院 0856-22-1480
		◎萩・石見空港	益田市内田町イ597	石見空港管理事務所	0856-24-0002
	津和野町	津和野小学校	津和野町森村口104	津和野町	津和野小学校 0856-72-0193
		畑迫運動場	津和野町部栄375	津和野町	畑迫公民館 0856-72-2119
		津和野中学校	津和野町町田イ26	津和野町	津和野中学校 0856-72-0152
		旧木部中学校	津和野町中川405	津和野町	木部公民館 0856-73-0001
		島根県立津和野高等学校	津和野町後田ハ12-3	津和野町	津和野高等学校 0856-72-0106
		日原中学校	津和野町日原564	津和野町	日原中学校 0856-74-0358
		日原小学校	津和野町日原231-1	津和野町	日原小学校 0856-74-0032
		左鏡コミュニティセンター	津和野町左鏡888	津和野町	左鏡コミュニティセンター 0856-76-0009
		旧須川小学校	津和野町相撲ヶ原40	津和野町	須川公民館 0856-74-0711
		青原小学校	津和野町青原300	津和野町	青原小学校 0856-75-0013
		カントリーパーク運動場	津和野町池村1814	津和野町	池河公民館 0856-74-1253
		吉賀町	大野原運動交流広場	吉賀町大野原969	吉賀町
	朝倉ゲートボール場		吉賀町朝倉無番地	島根県益田県土整備事務所 津和野土木事業所	責任者に同じ 0856-72-0511
	七日市小学校校庭		吉賀町七日市966	吉賀町	吉賀町教育委員会 0856-77-1285
	吉賀中学校校庭		吉賀町七日市966	吉賀町	吉賀町教育委員会 0856-77-1285
	柿木中学校校庭		吉賀町柿木682-1	吉賀町	吉賀町教育委員会 0856-77-1285
下高尻かすみ公園	吉賀町下高尻876-7		吉賀町	吉賀町教育委員会 0856-77-1285	

◎飛行場 ●飛行場（ヘリポート）

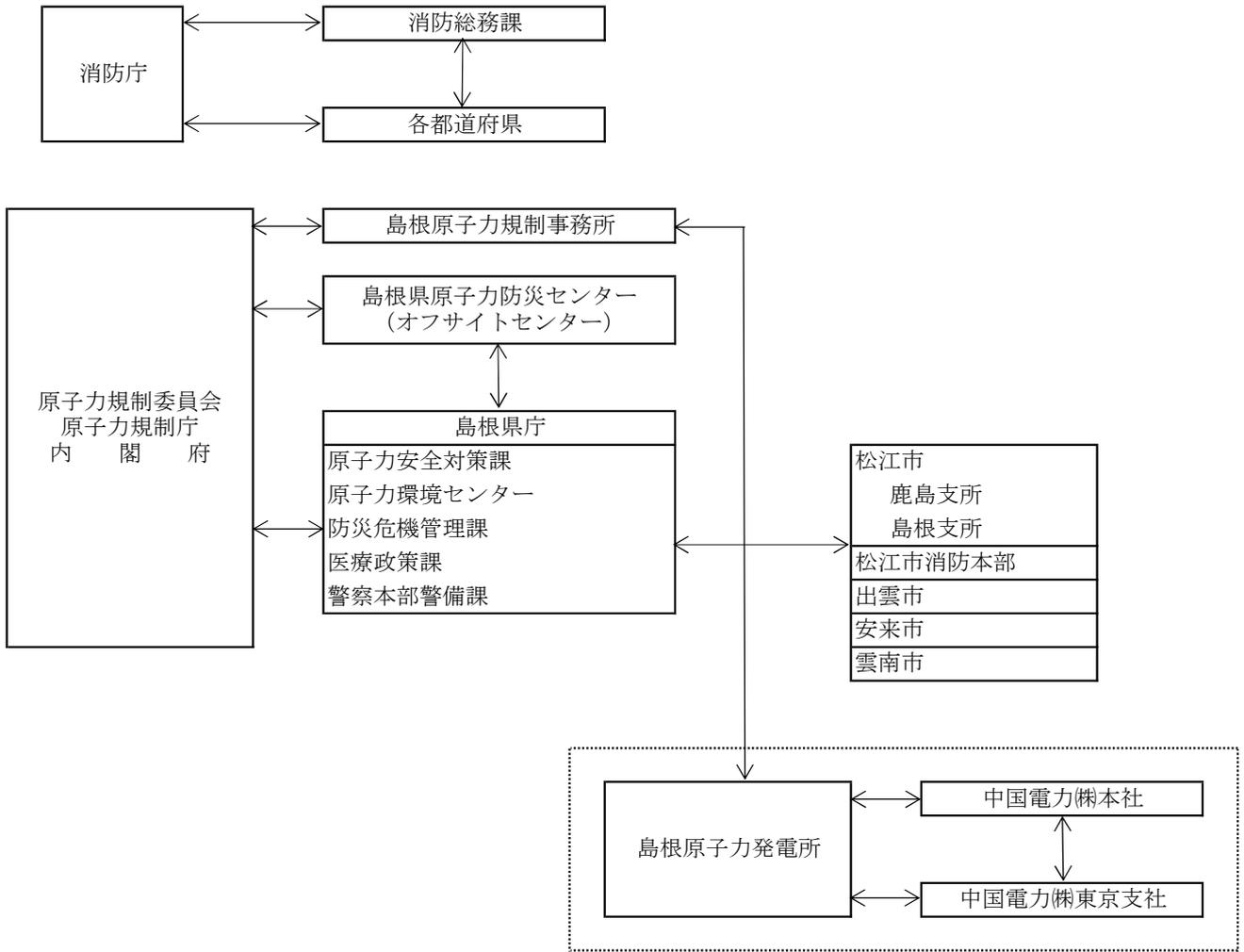
出典：各市町村の地域防災計画

消防本部（局）	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先	
隠岐広域連合 消防本部	隠岐の島町	隠岐の島町総合グラウンド	隠岐の島町栄町1435	隠岐の島町	隠岐の島町役場	08512-2-2111
		島根県立隠岐水産高等学校	隠岐の島町東郷榎本32-1	島根県		08512-2-1526
		北小学校	隠岐の島町中村1495-1	隠岐の島町教育委員会		08512-4-0004
		中条小学校	隠岐の島町原田1445-1	隠岐の島町教育委員会		08512-2-0349
		◎ 隠岐空港	隠岐の島町岬町岬1889-12	隠岐空港管理事務所		08512-2-0703
		布施公民館	隠岐の島町布施578-1	隠岐の島町	隠岐の島町役場	08512-2-2111
		国民保養センター隠岐の島	隠岐の島町卯敷999			08512-7-4326
		五箇町民運動場	隠岐の島町郡75番地2	隠岐の島町教育委員会		08512-5-9011
		都万小学校	隠岐の島町都万2362-1	隠岐の島町教育委員会		08512-6-2005
		都万中学校	隠岐の島町都万2533-1	隠岐の島町教育委員会		08512-6-2170
	旧那久小学校	隠岐の島町那久698-1	隠岐の島町	隠岐の島町役場	08512-2-2111	
	塩の浜健康広場	隠岐の島町津戸塩戸1595-1			08512-6-2050	
	海士町	海士町ヘリポート	海士町大字海士	海士町	海士町役場	08514-2-0111
	西ノ島町	西ノ島町ヘリポート	西ノ島町大字美田	西ノ島町	西ノ島町役場	08514-6-0101
		西ノ島総合公園多目的広場	西ノ島町大字美田	西ノ島町	西ノ島町役場	08514-6-0101
		島前病院前離着陸場	西ノ島町大字美田	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐広域連合消防本部	08512-3-0119
		別府港岸壁	西ノ島町大字美田尻	島根県	隠岐支庁県土整備局島前	08514-7-9111
		波止岸壁	西ノ島町大字美田	西ノ島町	西ノ島町役場	08514-6-0101
		三度港	西ノ島町大字浦郷	宗教法人 待場神社	三度区	-
	知夫村	知夫村ヘリポート	知夫村273	知夫村		030-374-7505
		来居港	知夫村	知夫村	知夫村役場	08514-8-2211
		竹の前	知夫村	知夫村	知夫村役場	08514-8-2211
		赤ハゲ山	知夫村	知夫村	知夫村役場	08514-8-2211
		仁夫先物揚場	知夫村	知夫村	知夫村役場	08514-8-2211

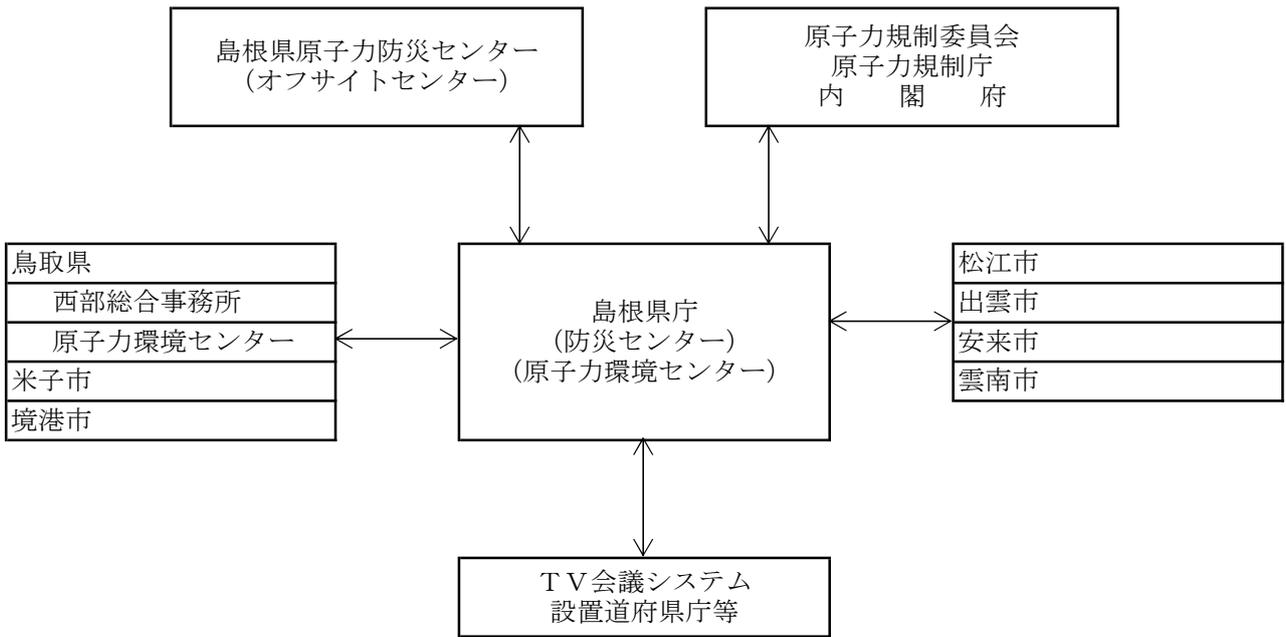
5 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

5-1-1 緊急時通信連絡体制

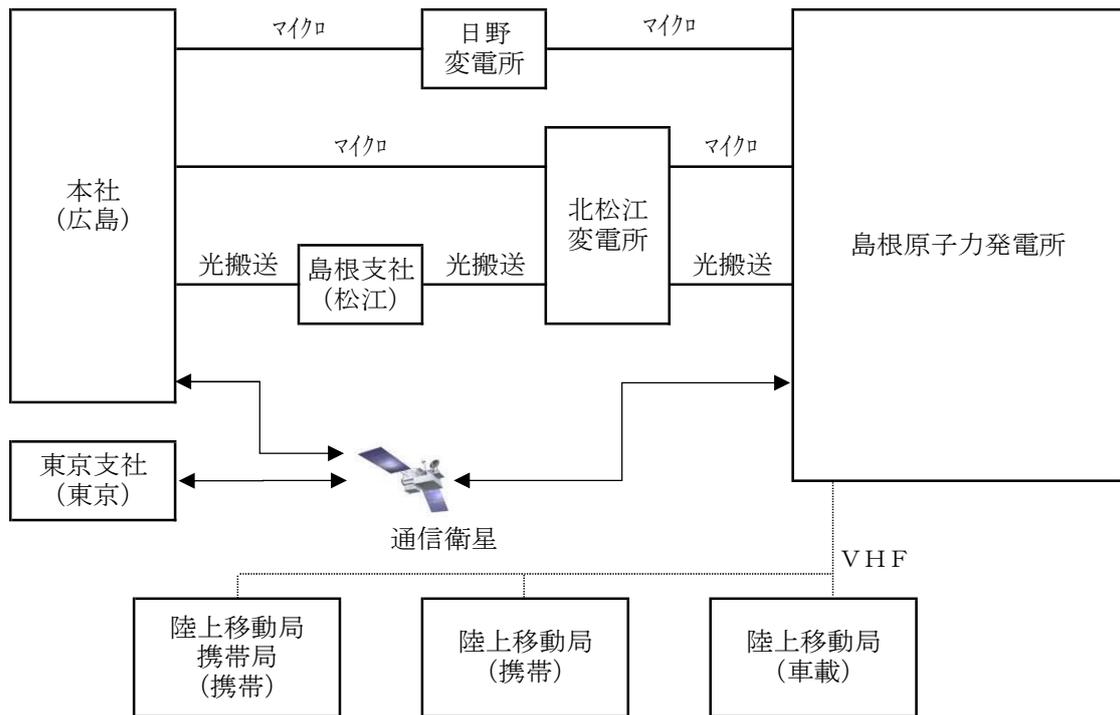
(1) 国・県専用回線連絡



(2) TV会議システム接続可能先



(3) 中国電力(株)および中国電力ネットワーク(株)通信施設



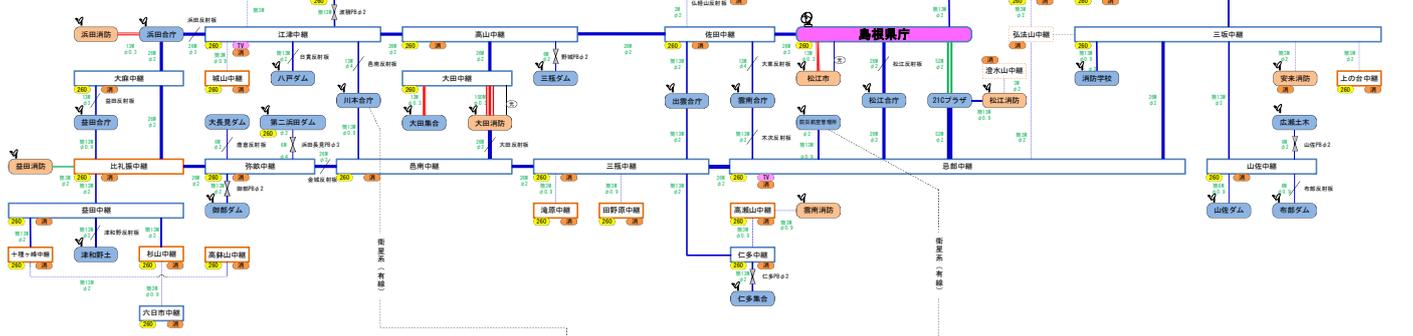
(4) 島根県防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク系統図

令和7年1月1日現在

凡例

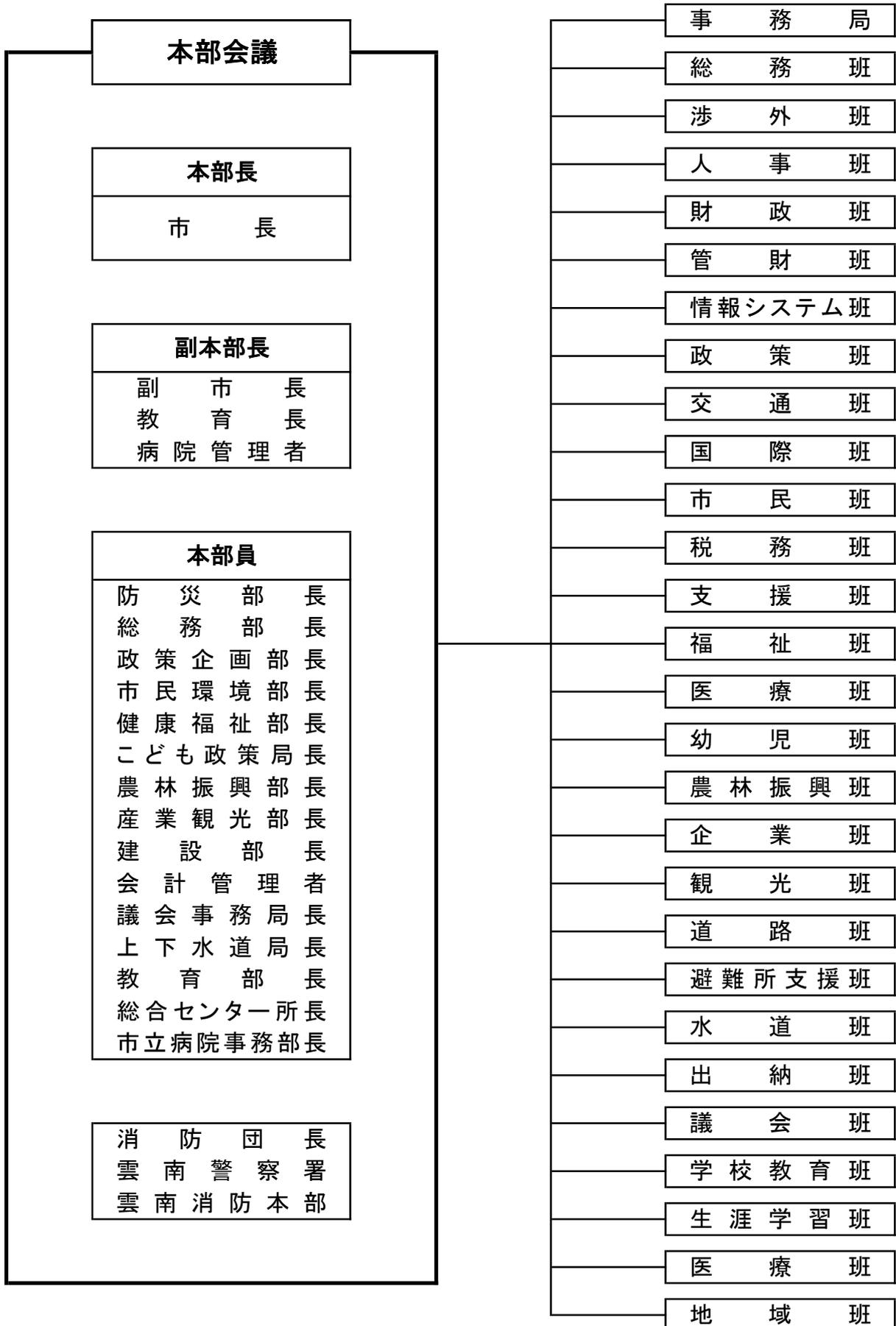
- 緑線：陸揚局 (海側)
- 青線：中継局 (海)
- 赤線：中継局 (陸揚)
- 紫線：中継局 (陸揚)
- 黒線：中継局 (陸揚)
- 多層無線機 (電)
- 多層無線機 (陸揚)
- 多層無線機 (電)
- 多層無線機 (陸揚)
- 無線電音響中継
- Q4.5地球電
- V.S.A.T
- 200MHz TDM-A種無線機 (海側)
- 200MHz TDM-A種無線機 (陸揚)
- 200MHz B-C種無線機 (海側)
- 200MHz B-C種無線機 (陸揚)
- 7.50Hz
- 120Hz
- 180kHz

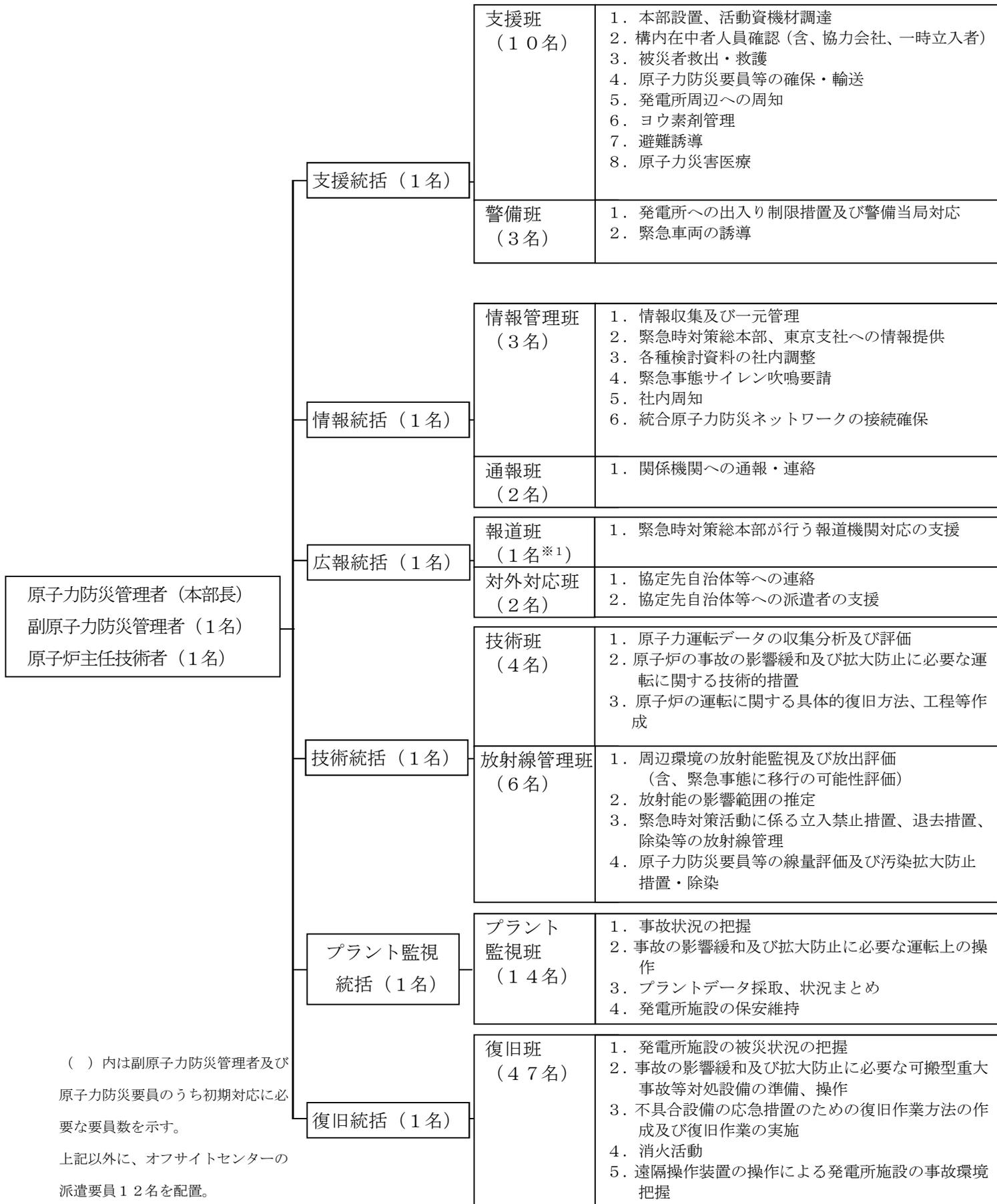
■多重施設



■端末施設







（ ）内は副原子力防災管理者及び原子力防災要員のうち初期対応に必要な要員数を示す。

上記以外に、オフサイトセンターの派遣要員12名を配置。

※1 1名としているが、欠員が生じた場合でも業務が行えるよう、あらかじめ予備の原子力防災要員を指定している。

5-1-4 島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）組織図及び配置図

■施設の概要

- 1 施設名称 島根県原子力防災センター
- 2 所在地 島根県松江市内中原町52番地
- 3 施設概要
 - 建屋：鉄筋コンクリート造り3階建（一部4階建）
 - 延床面積：2,313㎡
 - 完成：平成14年3月

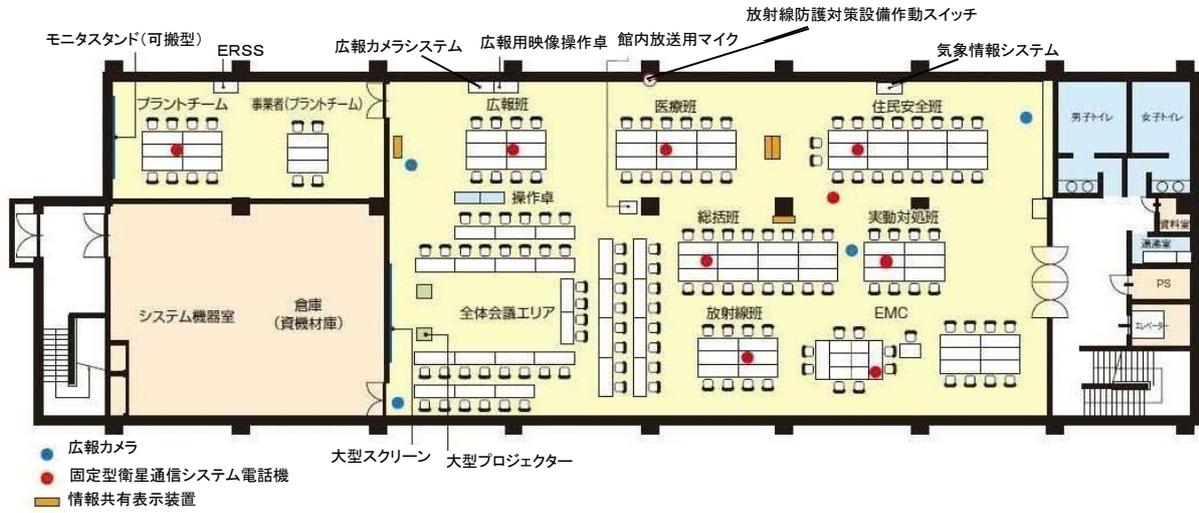
※ 平成14年3月29日に原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設として指定（平成24年9月14日に緊急事態応急対策等拠点施設として再指定）

■原子力災害合同対策協議会組織図



■島根県原子力防災センター平面図

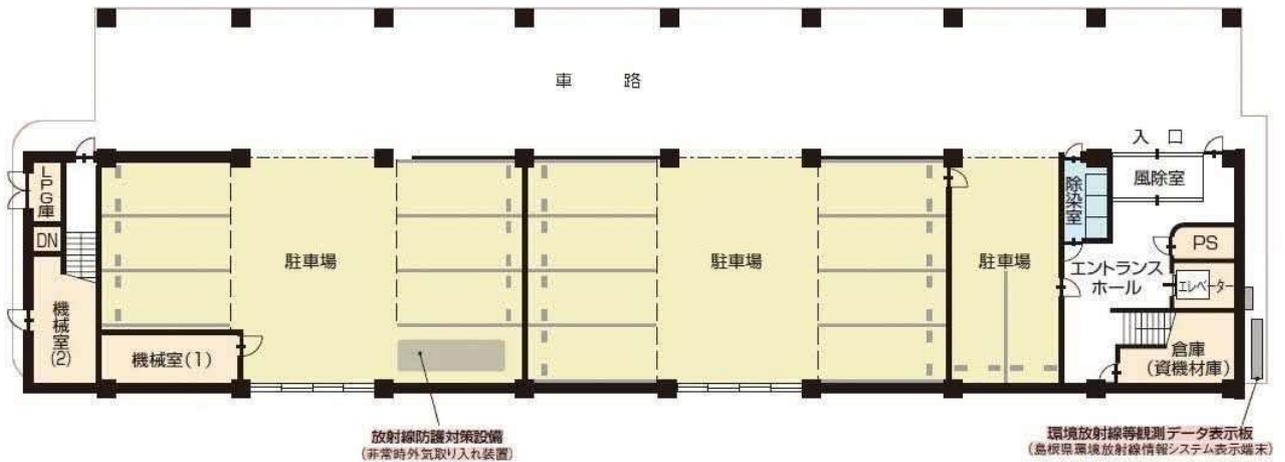
3階



2階

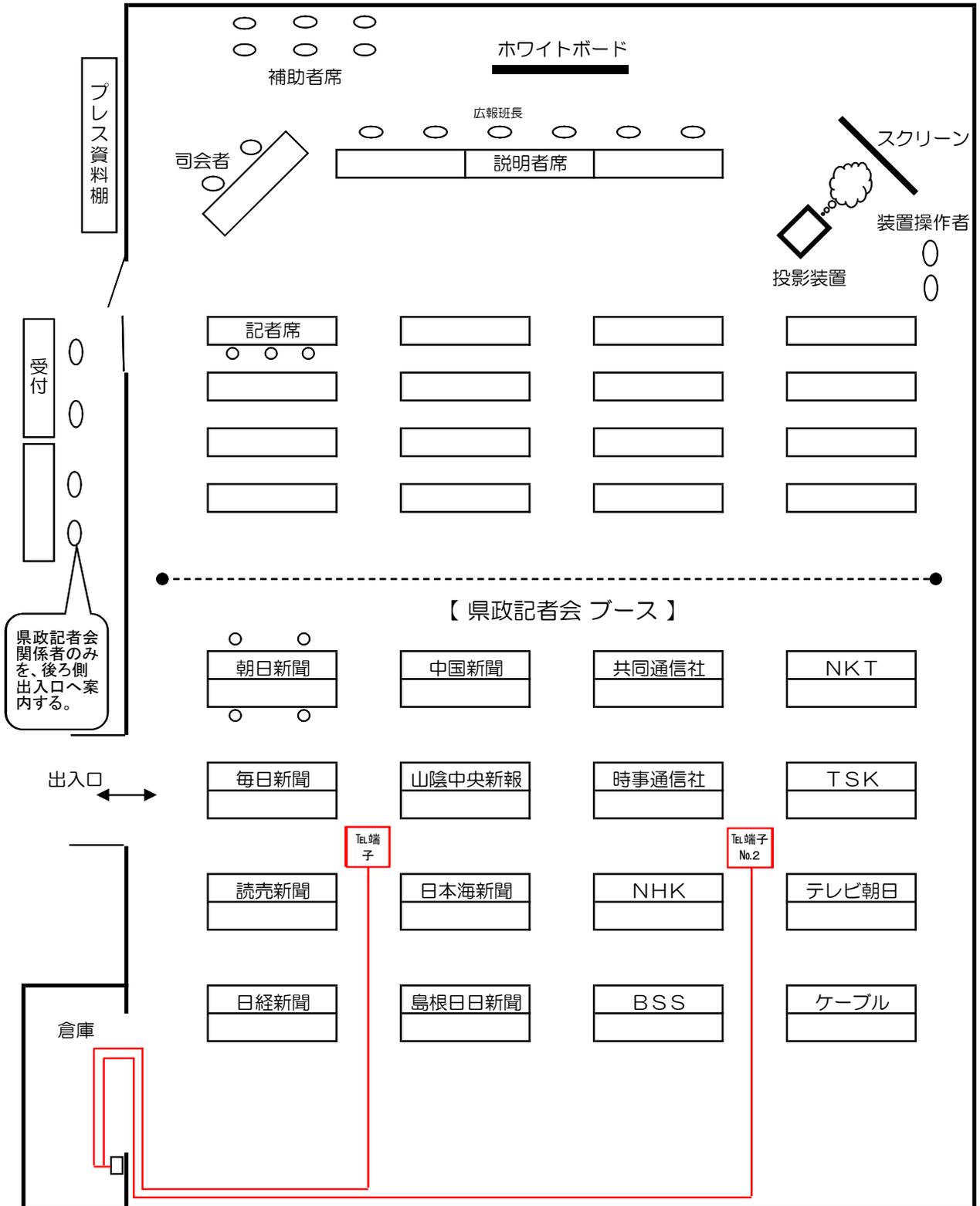


1階



■島根オフサイトセンタープレスルームレイアウト

◇ 島根県職員会館 2階 多目的ホール ◇



県政記者会関係者のみを、後ろ側出入口へ案内する。

	長机	椅子
受付	2	4
司会者	1	2
説明者	3	6
補助者席	-	6
装置操作者	-	2
記者会見場	16	48
各社ブース	32	64
合計	54	132

OFC倉庫保管	
各社等表示プレート	19
電工ドラム	5
プレス資料棚	1

5-2-1 安全協定第10条第1項に基づく連絡・通報基準

■原子炉施設の故障関係

- ① 原子炉施設の故障があったとき。
- ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
- ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
- ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。

■放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

■放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

■その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
- ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
- ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

○規定する安全関係設備

	2号機	備考
(1)	ほう酸水注入系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧炉心スプレイ系	
(4)	高圧原子炉代替注水系	
(5)	低圧注水系	
(6)	低圧炉心スプレイ系	
(7)	低圧原子炉代替注水系（常設）	
(8)	自動減圧系	
(9)	非常用ガス処理系	
(10)	格納容器冷却系	
(11)	格納容器代替スプレイ系（常設）	
(12)	ペデスタル代替注水系（常設）	
(13)	残留熱代替除去系	
(14)	格納容器フィルタベント系	
(15)	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(16)	常設代替交流電源設備	
(17)	直流電源	
(18)	所内常設蓄電式直流電源設備	
(19)	常設代替直流電源設備	

○異常時通報基準値

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

計器名		通報値 A (下記の状態が10時間続くとき)	通報値 B (下記の状態になったとき)
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1,000cps
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps
	放水路水モニタ	7cps	70cps
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1,000cps
	放水路水モニタ	8cps	80cps

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき

5-2-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準

- 原子力事業所の区域の境界付近のモニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉又は燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く）。
- 原子力事業所の区域の境界付近の全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合。
- 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。
- 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質が検出された場合。
- 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。（※1）
- 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。（※1）
- 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。（※1）
- 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。（※1）
- 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。（※1）
- 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するも

のに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。(※1)

- ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。(※1)
- ・原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。(※1)
- ・燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。(※1)
- ・原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。(※1)
- ・原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。(※1)
- ・原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。(※1)
- ・火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能の一部が喪失すること。(※1)
- ・火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、 $100\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合。等(※1) 2号機に適用する。

5-2-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準

- ・モニタリングポストの1つにおいて、 $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、 $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合。(ただし、落雷時の検出は除く)。
- ・発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。
- ・管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5\ \text{mSv/h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は $500\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質が検出された場合。
- ・原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。(※1)
- ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。(※1)
- ・原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。(※1)
- ・原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。(※1)
- ・全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。(※1)

- 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
(※1)
- 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。(※1)
- 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。(※1)
- 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。(※1)
- 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。(※1)
- 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。(※1)
- 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなることを。(※1)
- 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。等
(※1) 2号機に適用する。

敷地境界放射線上昇事象発生通報

年 月 日

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

通報者名 _____

連絡先 _____

敷地境界放射線上昇事象の発生について、中国電力（株）原子力事業者防災業務計画の規定に基づき通報します。なお、この通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるものではありません。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1
事象の発生箇所		島根原子力発電所第____号機
事象の発生時刻		____年____月____日____時____分（24時間表示）
発生した事象の概要	事象の種類	敷地境界放射線量上昇 モニタリングポストで0.22 $\mu\text{Gy/h}$ 以上
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他（_____）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、 建設中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状況 作動なし、作動有（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り（_____ s^{-1} → _____ s^{-1} ） モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し 変化有り（最大値：_____ $\mu\text{Gy/h}$ → _____ $\mu\text{Gy/h}$ 、No. _____） その他 _____ _____
その他事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	
警戒事態該当事象の発生箇所	島根原子力発電所第 _____ 号機	
警戒事態該当事象の発生時刻	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL 1 1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 2 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL 5 2 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL 5 3 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 (<input type="checkbox"/> 地震の発生、 <input type="checkbox"/> 大津波警報の発表、 <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象、 <input type="checkbox"/> その他委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合、 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等の発生)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、建設中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状態 作動なし、作動あり (自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (_____ s ⁻¹ → _____ s ⁻¹) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値 : _____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____) その他 _____
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上 ^{※1} の地震が発生した場合) ※1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度 ^{※2} [発生日時 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (2 4 時間表示)] 確認中、検知なし、検知あり (水平方向 : _____ gal、鉛直方向 _____ gal) ※2 基礎マット上の最大加速度	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

島根原子力発電所 2 号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

警戒事態該当事象
 発生後の経過連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1
警戒事態該当事象の発生箇所 (注 1)	島根原子力発電所第 _____ 号機
警戒事態該当事象の発生時刻 (注 1)	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24 時間表示)
警戒事態該当事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 4)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

島根原子力発電所 2 号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず発生事象に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数* (水平方向、鉛直方向) を記載する。

※ 基礎マット上の最大加速度

(注 4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報（原子炉施設）

（ 第 報 ）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名 _____
 連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂 6 5 4 - 1	
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第 _____ 号機	
特定事象の発生時刻	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分（24 時間表示）	
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</p> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * <input type="checkbox"/> SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> SE23 残留熱除去機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE25 非常用交流高圧母線の 3 0 分間以上喪失 <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 <p>（注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す）</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</p> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * <input type="checkbox"/> GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * <input type="checkbox"/> GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * <input type="checkbox"/> GE22 原子炉注水機能の喪失 * <input type="checkbox"/> GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 * <input type="checkbox"/> GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 * <input type="checkbox"/> GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 * <input type="checkbox"/> GE28 炉心損傷の検出 * <input type="checkbox"/> GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * <input type="checkbox"/> GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * <input type="checkbox"/> GE41 格納容器圧力の異常上昇 * <input type="checkbox"/> GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * <input type="checkbox"/> GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（_____）
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中、廃止措置中、建設中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗）</p> <p>E C C S の作動状態 作動なし、作動あり（自動、手動）、作動失敗</p> <p>排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り（_____ s⁻¹ → _____ s⁻¹）</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り（最大値：_____ μ Gy/h → _____ μ Gy/h、No. _____）</p> <p>その他 _____</p>	
その他特定事象の把握に参考となる情報	<p>（当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上^{*1}の地震が発生した場合）</p> <p>※ 1 当該警戒事態の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記載する。 観測用地震計による観測地震加速度^{*2} [発生日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分（24 時間表示）] 確認中、検知なし、検知あり（水平方向： _____ gal、鉛直方向 _____ gal） ※ 2 基礎マット上の最大加速度</p>	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定値は以下のとおり。
 島根原子力発電所 2 号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（ 第 報 ）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣
 _____ 都道府県知事、 _____ 市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名 _____

連絡先 _____

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片句 6 5 4 - 1
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分（24 時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<p>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> X S E 6 1 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> X S E 6 2 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> X G E 6 1 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> X G E 6 2 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p>
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、 その他（_____）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会
 島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長
 鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1
特定事象の発生箇所 (注1)	島根原子力発電所第_____号機
特定事象の発生時刻 (注1)	_____年____月____日____時____分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)(注3)	(対応日時、対応の概要)
	※添付の有・無
その他の事項の対応 (注4)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

島根原子力発電所2号機 水平 (EL1.3m) : 140gal 以下、水平 (EL34.8m) : 350gal 以下、鉛直 (EL1.3m) : 70gal 以下

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず発生事象に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数※ (水平方向、鉛直方向) を記載する。

※ 基礎マット上の最大加速度

(注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

【応急措置の概要（島根原子力発電所第_____号機状況）】

1. プラントの状況 (確認時刻: 年 月 日 時 分)

原子炉出力 (APRM)	%	外部電源受電	有・無
原子炉圧力	MPa (gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要
原子炉水位 (N・W・F)	cm	原子炉圧力容器注水	有・無・不要
原子炉水温度	°C	原子炉格納容器注水	有・無・不要
格納容器圧力	kPa (gage, abs)	主蒸気隔離弁	開・閉
サプレッションプール 水温 (平均)	°C	サプレッションプール 水位	cm
格納容器内水素濃度 (ドライ値)	Vol%	/	
炉心損傷		有・無	
格納容器最高使用圧力		未満・以上・2倍以上	

2. 放射性物質放出見通し (評価時刻: 年 月 日 時 分)

放出開始予測時刻	月 日 時 分頃
特記事項	

3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載) (評価時刻: 年 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ (地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h	Bq	
ヨウ素	Bq/h	Bq	
その他 (核種:)	Bq/h	Bq	

4. モニタ・気象情報 (確認時刻: 年 月 日 時 分)

排気筒モニタ	排気筒モニタ	s^{-1}			非常用ガス処理 系排ガスモニタ (2号機)	s^{-1}	
	T/B 排気筒モニタ (1号機)	s^{-1}					
モニタリング ポスト	名称	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6
	$\mu Gy/h$						
気象情報	天候				風向		
	風速	m/s			大気安定度		

5. その他

--

【応急措置の概要 (輸送容器状況)】

1. 輸送容器の状況 (確認時刻: 年 月 日 時 分)

事象発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況 (確認時刻: 年 月 日 時 分)

放射線量	距離・場所								
	nSv/h μSv/h								

3. 放射性物質放出状況等(放出、漏えい有りの場合に記載)(確認時刻: 年 月 日 時 分)

放出状況	放出、漏えい 開始時刻		放出、漏えい 停止時刻	
	放出、漏えい 箇所			

4. その他

6 避難に関する資料

6-1-1 住民広報体制の状況

令和7年1月1日現在

資料：雲南市

手 段	放送場所	概 要
屋内告知端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（防災安全課） ・ 各総合センター ・ 雲南消防本部 ・ 雲南夢ネット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声告知放送による戸別放送
ケーブルテレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（防災安全課） ・ 雲南夢ネット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送
雲南市安全安心メール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（防災安全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者に配信
デジタル防災無線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（防災安全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外スピーカー、戸別受信機による音声放送（機械音声）
緊急速報（エリア）メール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（防災安全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドコモ、ソフトバンク、KDD I、楽天モバイル
ホームページ SNS	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部（広報広聴課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、SNS（Facebook）、市アプリ、LINEによる文字情報等
広報車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車の拡声スピーカーによる音声放送
現地広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場派遣職員による広報（自主防災組織等と情報共有する）

(2) 災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定及び島根県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、島根県知事（以下「知事」という。）が

{ 日本放送協会松江放送局 (以下「NHK」という。)
株式会社山陰放送 (以下「山陰放送」という。)
山陰中央テレビジョン放送株式会社 (以下「山陰中央テレビ」という。)
日本海テレビジョン放送株式会社 (以下「日本海テレビ」という。)
株式会社エフエム山陰 (以下「エフエム山陰」という。)
に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、緊急を要する場合、若しくは、他の通信施設によることが著しく困難である場合

{ NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 } に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町村長が行う通知又は要請に関しては、県計画の定めにより、やむを得ぬ場合を除き、県を通して知事から行うものとする。

(要請の手続)

第3条 知事は、

{ NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 } に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

1. 放送要請の理由
2. 放送の要旨
3. 放送希望日時
4. その他必要な事項

2 要請に当たっては、その冒頭に「島根県防災から緊急広報依頼」と表現するものとする。

(放送の実施)

第 4 条

{ NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 }

は、知事が要請した事項に疑義がある場合を除き、要請に基づき放送するものとする。
ただし、放送できないときは、ただちに知事に連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 5 条 第 3 条の放送要請に関する手続きを円滑に実施するため、島根県総務部消防防災課長及び

{ NHK放送部長
山陰放送報道局長
山陰中央テレビ制作報道部長
日本海テレビ報道部長
エフエム山陰放送部長 }

を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第 6 条 放送に要する経費は、法第 6 条の精神に則り、原則として放送を実施した、それぞれの機関が負担するものとする。

(疑義の解決)

第 7 条 この協定の実施に関し疑義を生じたとき、又は、新たに問題が生じたときは、知事及び

{ NHK
山陰放送
山陰中央テレビ
日本海テレビ
エフエム山陰 }

が協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第 8 条 この協定は、

{ 昭和 52 年 4 月 1 日 } から適用する。
{ 昭和 62 年 3 月 20 日 }

この協定の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

昭和 52 年 3 月 16 日
昭和 52 年 3 月 23 日
昭和 52 年 3 月 26 日
昭和 52 年 3 月 29 日
昭和 62 年 3 月 17 日

島 根 県 知 事 恒 松 制 治

日 本 放 送 協 会 松 江 放 送 局 長 滝 川 信 宏

株 式 会 社 山 陰 放 送
代 表 取 締 役 社 長 青 砥 昇

山 陰 中 央 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 田 部 智 久

日 本 海 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 米 原 穰

株 式 会 社 エ フ エ ム 山 陰
取 締 役 社 長 坂 口 幸 雄

6-2-1 福祉車両の状況

1. 車椅子専用

	P A Z	U P Z				U P Z 外 (隠岐除く)	
		松江市	出雲市	安来市	雲南市		
高齢者施設	18	751	374	223	67	87	500
障害児・者施設	5	74	38	14	10	12	71
合 計	23	825	412	237	77	99	571

・総合計 1,419 台

2. 寝台（ストレッチャー）専用

	P A Z	U P Z				U P Z 外 (隠岐除く)	
		松江市	出雲市	安来市	雲南市		
高齢者施設	1	24	13	9	2	0	12
障害児・者施設	0	3	3	0	0	0	1
合 計	1	27	16	9	2	0	13

・総合計 41 台

3. 車椅子・寝台（ストレッチャー）兼用

	P A Z	U P Z				U P Z 外 (隠岐除く)	
		松江市	出雲市	安来市	雲南市		
高齢者施設	5	58	28	18	4	8	45
障害児・者施設	0	7	6	1	0	0	1
合 計	5	65	34	19	4	8	46

・総合計 116 台

※平成 28 年 6 月に島根県が、隠岐郡を除く県内の全社会福祉施設を対象として調査した結果

6-3-1 消防職員及び消防団員数

(1) 消防職員数

R7.1.1現在

消防本部	合計	階											その他職員
		小計	消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
雲南広域連合	117	117	0	0	0	1	7	22	33	26	9	19	0

(2) 消防団員数

R7.1.1現在

市町村	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
雲南市	1	21	39	44	72	177	725	1,079

7 その他

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する市民の安全確保を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（計画等の報告）

第5条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画

(2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第3条第1項第2号に規定する施設

をいう。)の重要な変更

(3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べるができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第6条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転(試運転を含む。)計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第8条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第9条 丁は、次の各号に掲げる事項について発生時に甲、乙及び丙へ連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係
 - ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障が生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止若しくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止若しくは出力変化が必要となったとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ、運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
 - (3) 放射線被ばく関係
 - ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して、特別の措置を行ったとき。
 - (4) その他
 - ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(現地確認)

- 第 10 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 1 項に定める現地確認において意見があるときは、丁に対し意見を述べるることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

- 第 11 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

- 第 12 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

- 第 13 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第 14 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第 6 条及び第 7 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第 8 条、第 9 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 15 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第 16 条 発電所の運転等に起因して、市民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、市民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第 17 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第 18 条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 19 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、この協定の運用において、甲、乙、丙及び丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。

(その他)

第 20 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月10日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県安来市安来町878番地2
安来市
安来市長 近藤 宏樹

丙 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市
雲南市長 速水 雄一

丁 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定の運営要綱

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（以下「協定」という。）第19条の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）

2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。

3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原管P発第1306198号原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。

（放射性廃棄物の管理目標値）

第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日決定、平成元年3月27日一部改訂原子力安全委員会）」による。

（計画等の報告）

第3条 協定第5条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」（以下この条において「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 協定第5条第1項第3号に規定する「策定」とは、法第43条の3の33第2項の認可を受けようとする場合をいう。

3 協定第5条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。

(1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更

- (2) 前号以外の計画変更にあつては、市民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 4 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における市民の安全確保等への影響は、法第43条の3の8第4項及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第118条第1項に規定する災害の防止上の支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。
- 5 協定第5条第1項に規定する報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第6条に規定する連絡は、次により行うものとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
- (3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。
- 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第7条に規定する平常時における連絡（その時期、頻度等）は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況

- ① 発電所の運転計画（教育訓練、燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練、燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
 - (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況
 - ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
 - ② クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）
 - (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）
 - ③ 定期検査の結果（その都度）
 - (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（環境試料）（毎四半期）
 - (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
 - (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
 - (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第6条 協定第8条に規定する事項が、協定第9条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第9条の規定を適用するものとする。

(異常時における連絡)

第7条 協定第9条第1項についての連絡は、原因の究明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙へ連絡するものとする。

2 協定第9条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第3条第1項第2号に規定する施設とする。また、「故障」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」及び「電気事業法（昭和39年法律第170号）」に規定される故障とする。

3 協定第9条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。

4 協定第9条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。

5 協定第9条第1項第2号に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）

6 協定第9条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、「電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）」第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。

7 協定第9条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、島根原子力発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。

8 協定第9条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。

9 協定第9条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。

10 協定第9条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

(損害の補償)

第8条 協定第16条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

2 協定第16条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成29年2月10日

令和3年10月15日 (一部改定)

令和6年 6月 7日 (一部改定)

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市

出雲市長

飯塚 俊之

乙 島根県安来市安来町878番地2

安来市

安来市長

田中 武夫

丙 島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市

雲南市長

石飛 厚志

丁 島根県松江市鹿島町片匂654番地1

中国電力株式会社

島根原子力発電所長 岩崎 晃

別表 1 第 7 条第 3 項で規定する安全関係設備

	2 号機	備考
(1)	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高压炉心スプレイ系	
(4)	高压原子炉代替注水系	
(5)	低压注水系	
(6)	低压炉心スプレイ系	
(7)	低压原子炉代替注水系 (常設)	
(8)	自動減圧系	
(9)	非常用ガス処理系	
(10)	格納容器冷却系	
(11)	格納容器代替スプレイ系 (常設)	
(12)	ペDESTAL代替注水系 (常設)	
(13)	残留熱代替除去系	
(14)	格納容器フィルタベント系	
(15)	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(16)	常設代替交流電源設備	
(17)	直流電源	
(18)	所内常設蓄電式直流電源設備	
(19)	常設代替直流電源設備	

別表 2 第 7 条第 8 項で規定する異常時通報基準値

(1)

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

(2)

計器名		通報値 A (下記の状態が10時間続くとき)	通報値 B (下記の状態になったとき)
1 号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps
	放水路水モニタ	7cps	70cps
2 号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	放水路水モニタ	8cps	80cps

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき

7-2-1 原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

- 2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。
- 3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。
- 4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。
 - (1) 緊急時における被災道府県との連絡調整
 - (2) 応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整
 - (3) その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供
 - ア 緊急時モニタリング資機材
 - イ 原子力防災活動資機材
 - ウ 緊急時医療資機材
- (2) 職員の派遣
 - ア 緊急時モニタリング関係職員
 - イ 緊急時医療関係職員
 - ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
- (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所
- (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等

- (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量
- (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
- (6) 応援の期間
- (7) 要請担当者及び連絡先

2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。

(2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。

(3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。

3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。

4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。

2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
- (3) 防災関係機関の名称
- (4) 原子力防災資機材の保有状況
- (5) その他必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この協定を締結していない道県が原子力発電関係団体協議会会長道県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道県を原子力発電関係団体協議会副会長道県と読み替えるものとする。

2 この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日（締結日）から適用する。

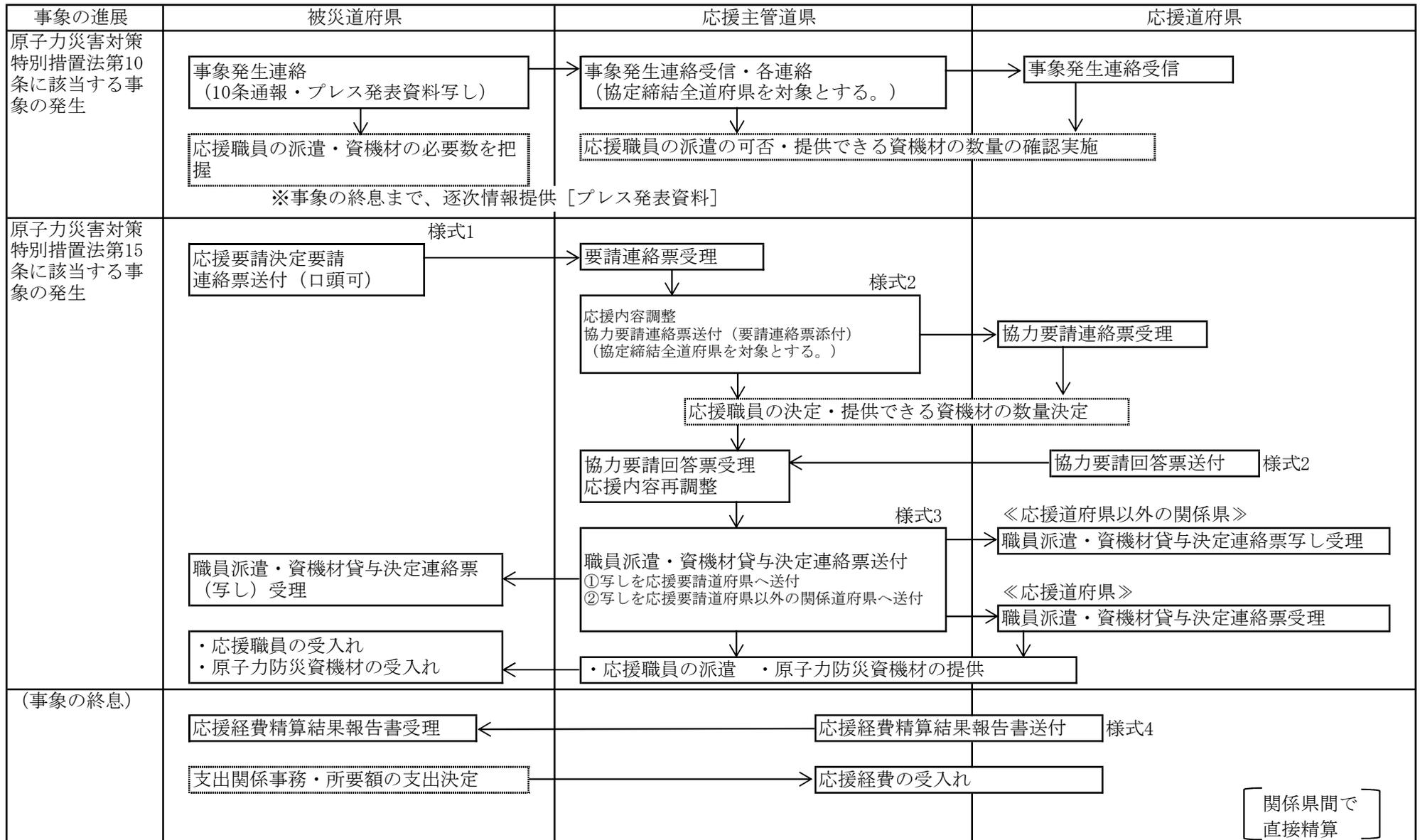
この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

北海道知事	堀 達 也	福井県知事	栗 田 幸 雄
青森県知事	木 村 守 男	静岡県知事	石 川 嘉 延
宮城県知事	浅 野 史 郎	京都府知事	荒 卷 禎 一
福島県知事	佐 藤 栄 佐 久	島根県知事	澄 田 信 義
茨城県知事	橋 本 昌	愛媛県知事	加 戸 守 行
新潟県知事	平 山 征 夫	佐賀県知事	井 本 勇
石川県知事	谷 本 正 憲	鹿児島県知事	須 賀 龍 郎

7-2-2 原子力災害時の相互応援協定に関する協定資料

(1) 原子力災害時の相互応援に関する協定事務フロー



7-3-1 原子力防災関係機関連絡窓口一覧

(1) 内閣府

機関名	所在地	電話	担当課
内閣府政策統括官 (原子力防災担当)	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111	

(2) 原子力規制委員会

機関名	所在地	電話	担当課
原子力規制庁	東京都港区六本木一丁目9番9号	03-3581-3352	
島根原子力規制事務所	松江市内中原町52	0852-22-1947	

(3) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話	担当課
中国四国管区警察局	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-228-6411	広域調整第二課
中国四国防衛局	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-223-8284	企画部地方調整課地方協力確保室
中国財務局	松江市向島町134-10	0852-21-5231	松江財務事務所総務課
中国四国厚生局	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-223-8245	企画調整課
中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511	企画調整室
近畿中国森林管理局	大阪府大阪市北区天満橋一丁目8-75	050-3160-6700	企画調整課
中国経済産業局	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5615	総務課
中国地方整備局	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231	防災室
中国運輸局	松江市馬潟町43-3	0852-38-8111	島根運輸支局
大阪航空局	出雲市斐川町沖洲2636-1	0853-72-0129	出雲空港出張所
第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市下福井901	0773-76-4100	環境防災課
	鳥取県境港市佐斐神町2064	0859-45-1100	美保航空基地 飛行科
	鳥取県境港市昭和町9-1	0859-42-2531	境海上保安部 警備救難課
	浜田市長浜町1785-16	0855-27-0771	浜田海上保安部 警備救難課
大阪管区气象台	松江市西津田七丁目1-11	0852-22-3784	松江地方气象台
中国総合通信局	広島県広島市中区東白島町19-36	082-222-3398	防災対策推進室
島根労働局	松江市向島町134-10	0852-20-7001	総務部総務課
中国四国地方環境事務所	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-223-1577	総務課
中国地方測量部	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9743	防災情報管理官

(4) 自衛隊

機関名	所在地	電話	担当課
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859-45-0211 (内：231)	防衛部防衛班
海上自衛隊舞鶴地方総監部	京都府舞鶴市宇余部下1190番地	0773-62-2250 (内：2222)	防衛部第三幕僚室
陸上自衛隊中部方面総監部	兵庫県伊丹市緑ヶ丘七丁目1番地1号	072-782-0001 (内：2554)	防衛部防衛課運用班
陸上自衛隊出雲駐屯地第13 偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	0853-21-1045 (内：202)	

(5) 中国4県

機関名	所在地	電話	担当課
鳥取県	鳥取県鳥取市東町1-271	0857-26-7974	原子力安全対策課
岡山県	岡山県岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7385	危機管理課
広島県	広島県広島市中区基町10-52	082-513-2786	危機管理課
山口県	山口県山口市滝町1-1	083-933-2370	防災危機管理課

(6) 指定公共機関

機関名	所在地	電話	担当課
日本郵便株式会社松江中央郵便局	松江市東朝日町138	0852-21-3600	総務部
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部	鳥取県米子市弥生町2	0859-32-1909	経営企画部総務（山陰）
日本貨物鉄道株式会社関西支社	鳥取県米子市二本木500	0859-27-3685	岡山支店伯耆大山駅
西日本電信電話株式会社島根支店	松江市東朝日町102	0852-20-7695	設備部災害対策室
株式会社NTTドコモ中国支社島根支店	松江市東朝日町88-1	0852-25-6186	企画総務担当
日本銀行	松江市母衣町55-3	0852-32-1501	松江支店
日本赤十字社	松江市内中原町40	0852-21-4237	島根県支部事業推進課
独立行政法人国立病院機構中国四国グループ	広島県東広島市西条町寺家513	082-493-6606	人事担当
日本放送協会	松江市灘町101-6	0852-24-4511	松江放送局放送部
西日本高速道路株式会社	広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4453	保全サービス統括課
日本通運株式会社	松江市平成町182-9	0852-21-0202	山陰支店松江事務所
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	茨城県那珂郡東海村大字舟石川765-1	029-282-1122	
原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601番13	029-265-5111	
量子科学技術研究開発機構	千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9-1	043-206-3119	放射線医学研究所
中国電力株式会社	松江市鹿島町片匂654-1	0852-82-2220	島根原子力本部

(7) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話	担当課
一畑電車株式会社	出雲市平田町2226	0853-62-3383	営業部
隠岐汽船株式会社	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四	08512-2-1122	業務部
石見交通株式会社	益田市幸町2-63	0856-22-1100	総務部
一畑バス株式会社	松江市西川津町1656-1	0852-20-5200	管理部
株式会社山陰放送	松江市殿町111 松江センチュリービル8F	0852-21-4306	松江支社
山陰中央テレビジョン放送株式会社	松江市向島町140-1	0852-23-3434	編成部
日本海テレビジョン放送株式会社	松江市袖師町2-38-201	0852-26-3151	松江本社
株式会社エフエム山陰	松江市学園南一丁目2番1号 くにびきメッセ西棟2階	0852-27-9882	放送事業部
出雲ガス株式会社	出雲市上塩冶町2388-1	0853-21-0267	総務部
浜田ガス株式会社	浜田市熱田町2135-7	0855-26-1010	総務部
島根県医師会	松江市袖師町1-31	0852-21-3454	事務局
島根県看護協会	松江市袖師町7-11	0852-25-0330	事務局
島根県LPガス協会	松江市殿町111 松江センチュリービル8階	0852-21-9716	
山陰ケーブルビジョン株式会社	松江市学園一丁目2-27	0852-23-2522	
出雲ケーブルビジョン株式会社	出雲市塩冶町1291-24	0853-21-9811	制作課
石見ケーブルビジョン株式会社	浜田市竹迫町2886 山陰中央新報西部本社ビル内	0855-23-4883	
ひらたCATV株式会社	出雲市平田町2110-1	0853-63-5539	
石見銀山テレビ放送株式会社	大田市大田町大田口1089-4	0854-82-7755	
島根県トラック協会	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	総務企画部

(8) その他機関

機関名	所在地	電話	担当課
県立中央病院	出雲市姫原4-1-1	0853-22-5111	総務課
国立大学法人島根大学	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	医学部総務課
国立大学法人広島大学	広島県広島市南区霞1-2-3	082-257-5398	放射線災害医療総合支援センター